

旧真田山陸軍墓地変遷史

横山篤夫

History and Transition of the Former Sanadayana Army Cemetery

はじめに

①真田山陸軍墓地の沿革

②戦後の旧真田山陸軍墓地

おわりに

【論文要旨】

本論文は、日本で最初に作られた軍隊の埋葬地、真田山陸軍墓地の沿革と、陸軍廃止後の墓地の変遷を考察したものである。

第一章では先ず一八七一年に、陸軍創立の一環として真田山に兵隊埋葬地が設けられた経緯をとりあげて分析した。その際招魂社が同時に設けられたが、西南戦争後の大招魂祭が、真田山から離れた大阪城跡で開催され、以後真田山は墓地として特化した存在となり、墓域も拡大した。しかし日露戦争で予測を越える死者がでるに及んで、従来と同様の墓碑を建てるスペースが不足しはじめた。そこで合葬墓碑が階級別に建立されたものと思われる。さらに大阪市立真田山小学校が真田山陸軍墓地の敷地を一部使って建設された時、その敷地の墓碑移転に留まらず、相当大規模な墓地全体の改葬も行なわれた模様で、これが現在の景観の基本になったものと考えられる。

その後一五年戦争が始まり、戦死者が増加すると個人墓碑ではなく合葬墓碑に一括して納骨されるようになった。ここでは階級別ではなく一基の墓碑にまとめら

れた。その後忠霊塔を建設する運動がひろがり、真田山陸軍墓地には「仮忠霊堂」が木造で建設されたが、戦局の激化により本格的建設に至らず、そのまま「仮忠霊堂」が現在納骨堂として四万三千余の遺骨を納めている。空襲で被災はしたが、納骨堂は焼失を免れ、戦前の景観が戦後に引き継がれた。

第二章では、戦後陸軍省が廃止された後の旧真田山陸軍墓地の祭祀と維持・管理を中心に、なぜ現在迄基本的に戦前の陸軍墓地の景観が保全されてきたのかを分析した。その際祭祀担当団体として組織された財団法人大阪靖国霊場維持会の変遷に注目して考察した。

同時にそれとは全く別に戦後すぐに真田山陸軍墓地を舞台に、米軍機搭乗員殺害事件が憲兵隊によって惹きおこされた経過も、先行研究によって紹介した。また一九九五年度から開始された歴博の調査と研究者の呼びかけで始まった保存運動の意味にも論及した。

はじめに

日本の近代国家創設期の重要な課題の一つは、旧幕藩体制下の武士の軍事力を解体し、近代的軍隊を創設することであった。そのために四民平等と徴兵制によってすべての成人男子が、原則として軍隊の要員対象となった。徴兵制にともない、兵役従事者のうち平時・戦時の事故死者、病死者、戦死者、戦病死者のために陸・海軍は埋葬地を設けることが必要となった。しかもその埋葬地は、近世までの村や藩の枠を超えて、国家によって編成された軍隊の組織単位に設けられねばならなかった。

こうして多くの陸軍墓地と海軍墓地が設けられた。そのなかで最初に成立したのが「摂州西成郡真田山之内兵隊埋葬地」(『太政類典』)、現在の大阪市天王寺区玉造本町一五・二の旧真田山陸軍墓地である。また一九六二年一月一日時点での調査によれば、旧陸海軍墓地中で最大の個人墓を擁しているのが旧真田山陸軍墓地であった。

戦後陸軍省が廃止されると、真田山陸軍墓地は大蔵省近畿財務局の所管となったが、管理については大阪市公園局が、そして祭祀については一九四七年五月二〇日に成立した財団法人大阪靖国霊場維持会(以下本稿では「霊場維持会」と略記する)が担当してきた。その結果、旧真田山陸軍墓地は旧状を良く保っている⁽⁴⁾と評されている。

真田山陸軍墓地の旧状を保つ上で大きな役割を果たしてきた霊場維持会が、一九九六年秋の慰霊祭にあたって作成した『財団法人大阪靖国霊場維持会の沿革』では、真田山陸軍墓地の成立と被葬者の概要について、以下のように簡潔に記述している。

明治四年八月、わが国最初の鎮台(陸軍の師団)が大阪に置かれて、この地真田山が陸軍墓地となりました。ちなみに真田山は大阪



図1 旧真田山陸軍墓地の納骨堂前に設置された日本郷友連盟大阪府支部他有志による「真田山陸軍墓地の由来」の銘文。

城の出丸で、真田幸村が陣地を築いて徳川の大军を迎え討った古戦場跡であります。敷地は一万七六八五平方メートル(五三九九坪)あり、墓地には明治一〇年の西南役以来、日清、日露、及び今次大戦に至る戦没者将兵を埋葬又は奉安してあります。

これが一般にいわれている真田山陸軍墓地についての説明である⁽⁵⁾。しかしその成立と展開を調べてゆくと、真田山陸軍墓地の成立は従来言われてきたより以前に遡って日本陸軍の創設と関係していたこと、規模も現状よりさらに大きかったこと等が明らかになってきた。また前述の通り埋葬対象者は、戦時のみでなく平時の事故死者、病死者も含まれ

ていた。そこで第一章では、一九四五年八月一日以前の陸軍省管轄下の真田山陸軍墓地をとり上げ、明らかにした成立と展開を具体的に論述する。

なお陸軍墓地の成立期の公式名称は「陸軍埋葬地」であるが、本稿では多数の遺骨が納められるようになった時期の呼称である「陸軍墓地」で一括し、必要に応じて本文中でその変化に触れることにした。

第二章では、アジア太平洋戦争後の旧真田山陸軍墓地の変遷を、維持管理の面と祭祀の面に留意しながら論述した。この際重要な役割を担った霊場維持会が、大阪府内の高槻と信太山の陸軍墓地の祭祀にも深く関わったが、この両陸軍墓地については別稿「大阪府内の高槻と信太山の陸軍墓地」を参照されたい。

そして戦前と戦後の真田山陸軍墓地の歩みの明らかにできた事を概説し、課題の残った所を指摘した。今後死者達の様々な眩きを聞きとるための前提の作業をめざしたものである。

① 真田山陸軍墓地の沿革

1 真田山陸軍墓地の成立

真田山の陸軍埋葬地に関する初出史料は、管見では『太政類典』の明治三年（一八七〇）一二月の次の一文である。

大阪府下真田山ノ内ヲ兵隊ノ埋葬地トナス

大阪府伺 弁官宛

当府下摂州西成郡真田山之内兵隊埋葬地取設度候ニ付引渡可申様出張兵部省ヨリ掛合有之候ニ付周囲取調候處右ハ吉右衛門肝煎地御高内ノ場所ニテ反別租税等別紙絵図面之通相潰候得共於当府別段差支ノ場所ニモ無之候間高内引ノ事ニ取計其引渡候共可然候趣御高并

御收納欠ニモ関係イタシ候儀ニ付相伺申候条宜御指図可被下候也
三年十二月
日欠兵部

追而本文ノ義兵部省ヨリモ同様ニ相伺等ニ候間御突合之上宜御沙汰被下度候（以下略）

『太政類典』には、これに続いて明治四年一月五日付の次の上申が収録されている。

兵部省上申 弁官宛

陸軍士官生徒及兵卒等死亡ニ至リ候者祭魂社并埋葬場等取設度ニ付大阪府下摂州西成郡真田山之内地所ノ儀別紙ノ通り当省大阪出張所ヨリ申出仕候間書面ノ趣至急御評決御渡シ御座候様仕度別紙相添此段申越候也 四年正月五日
兵部指令欠

二通は同趣旨の上申書だが、後掲の兵部省上申には兵卒だけでなく陸軍士官生徒が挙げられていること、埋葬場だけでなく祭魂社の設置を唱えている点に注意される。ここに真田山陸軍埋葬地の成立を明らかにする手掛かりがあると考える。

兵部省上申に出てくる陸軍士官生徒とは、明治三年四月三日の「兵学寮陸軍学舎」の規定によって四月二〇日に開校した青年学舎と幼年学舎の生徒のことであった。この学舎の設置目的は「陸海軍ノ士官ヲ教育培養スル所」であった。

陸軍の士官の養成所が大阪に開設されたのは、近代的軍隊創設の全体構想の一つの具体策として進められたものであった。つまり兵部省の重要な諸機関が、大阪陸軍所をはじめとして次々に大阪に設けられた政策の一環であった。大阪に軍の中核機関が置かれたのは、「中央集権国家をめざす明治政府において（東京に中央官衙が置かれなかった点で——引用者補足）例外的な存在であっただけでなく、大阪にとっても、唯一の政府中枢機関の設置された例となったものである」との歴史的位

大阪から日本の近代的軍隊を創設する政策を提唱し推進したのは、明治二年七月に兵部大輔に任命された大村益次郎であった。大村が任命される前の六月に、政体書による七官兩局の制の一つである軍務官の官員が大阪に駐在することになった。七月に二官六省制に制度が改められると、軍務官は兵部省になり大阪軍務官は兵部省大阪出張所となり、さらにその後大阪出張兵部省、大阪兵部省などと呼ばれ、軍隊を創出する役割を担う活動を開始していた。⁽⁹⁾ その第一歩が明治二年九月二日、兵部大輔大村益次郎の意を承けて大阪兵部省の東京本省に対する「大阪開兵」、すなわち大阪で軍隊を創設する方針を提起したことであった。⁽¹⁰⁾ その直後に、大村益次郎は封建的武士団の解体と廃刀の方針に反撥した士族に京都で襲われ重傷を負い、一月五日に大阪府病院で死去した。大村の死後も大村の遺志を受け継いで、大阪兵部省による「大阪開兵」の路線は推進され、一月一八日の兵部省上申として具体化された。

兵部省上申の中心は、軍の中枢の五機関を大阪とその周辺に開設することであった。⁽¹¹⁾ 五機関とは、①兵部省役庁、②大阪兵学寮、③陸軍屯所、④砲銃火薬製造局、⑤軍医院であった。

では何故、東京を離れて軍の中枢機関を大阪に置き、大阪から軍隊を創設しようとしたのか。この件については既に詳しく研究されている⁽¹²⁾ が、要するに政争や対外戦争で攻撃を受けやすい首都から軍の中枢機関を離して置き、さらに戦略上から見て大阪の都市機能を重視していたこと等が挙げられる。

一月二四日に政府が出した「兵部省前途之大綱」の中で、海軍は東京築地に設立された海軍操練所を充実させる方針を明らかにし、海軍の中央機関は東京に置くことになった。その結果、大阪兵部省は事実上陸軍だけを管轄することになった。⁽¹³⁾ こうして明治二年から明治三年にかけて、陸軍の中枢機関が大阪とその周辺に次々に設けられ、「大阪開兵」の具体化が進められていった。⁽¹⁴⁾ ③陸軍屯所は、明治三年一月一三日に

公布した徴兵規則により各地から集められる辛未徴兵（明治四年の徴兵）の受け入れ所として建設が進められた。最初の予定では、明治四年一月二五日から二月一日の間に、五畿内、山陰道・南海道の府藩県から兵を徴収し、以後順を追って全国に及ぼすことになっていた。⁽¹⁵⁾ 実際にはこの予定通りには進まなかったが、計画では大阪兵部省のもとに相当数の兵員が集まるはずであった。すると当然のこととして、そこには病人や死者が出ることも予想される。

そこで、⑤軍医院の設置が急がれたのであった。明治三年二月には、オランダ人医師ボードウィン及び緒方惟準が浪華仮病院と合わせて軍事病院への兼勤を仰せつけられた。⁽¹⁶⁾ こうして明治四年二月二五日には、大阪城玉造門口内に軍事病院が開設された。そこで入院した患者が、不幸にして死亡した時の埋葬地が新たに必要になったのである。⁽¹⁶⁾

つまり大阪の真田山に「至急」に埋葬地が求められたのは、陸軍の中枢機関創出の一環としての埋葬地だったのである。そして明治三年末から明治四年初に緊急に必要なになったのは、既に大阪に集中しつつあった軍事機構の吏員や兵員、養成所を拡大しつつあった陸軍士官学校の生徒、さらに辛未徴兵で大阪に集結する予定の数千人の兵員を想定してのことであった。

ではこれ以前に、新政府軍で死者が出た時の埋葬地はどうしていたのが問題になるであろう。この件に関する規定としては、明治二年一月二七日兵部省達第一千五百の「若松県ヲシテ戦死者ノ墳墓ヲ建テ祭典ヲ執行セシム」がある。⁽¹⁷⁾

しかしこの達は実現しなかった。会津戦争での激戦と、それにもなう悲劇の記憶のあらたな会津若松の地に、新政府軍だけの墳墓を造り招魂祭を執行することは、地元の人々の反撥が想像されそれを無視できなかったものと思われる。⁽¹⁸⁾ 明治四年にいたって、若松県にその造営を中止させた。そしてその代替の方法として、毎年五〇〇円以内の公費で招魂祭

を執行するように命じている。⁽¹⁹⁾

戊辰戦争後、新首都東京に駐屯した新政府軍の中からも病死者は出ている。これに関して兵部省は、明治二年一月八日「兵隊之者病死之節ハ為御手当金拾両下賜候間同隊ニ於テ諸事懇切ニ取扱石碑等取建可遣様可相達候事」と達を出している。⁽²⁰⁾これが平時の士官や兵卒の死没にあたって、一〇両を支給して近くの寺院等に葬り墓石を建てるように指示した最初の規定である。その後明治四年まで、特段の規定は見当たらない。

従って真田山に埋葬地を設置するのは、陸軍の埋葬地造営の最初の計画であったと考えられる。この計画はその後、民部省、大阪府、兵部省、和歌山藩（計画地域に和歌山藩陣屋地が含まれていた）と弁官との間の折衝を経て、次の通り明治四年（一八七二）四月一〇日に申進を見ることがなった。⁽²¹⁾

大阪府伺字真田山兵部省御用地渡ノ儀最前ノ伺済ニ屢々突合候處不

表1 真田山陸軍埋葬地成立時の敷地内訳

旧所有者	面積
吉右衛門肝煎地 ^{※(1)}	3,430坪3合7夕5才
和歌山藩陣屋地 ^{※(2)}	5,066坪8合7夕5才
合計	8,497坪2合5夕

出典：『太政類典』

註※(1) 吉右衛門肝煎地とは江戸初期に玉造平野口町年寄高津屋吉右衛門に肝煎させ畑地にした一帯で、江戸時代大坂三郷への蔬菜供給地になっていた。明治2年に大阪府の所属になった。

註※(2) 和歌山藩陣屋地は、民部省の和歌山藩への達で「摂州西成郡真田山之内ニ有之候其藩陣屋地御用有之間大阪府へ引渡可申候事 三月五日」（『太政類典』）として、明治4年3月5日に一度大阪府に引渡された上で4月10日に陸軍埋葬地とされた。

都合ノ儀モ無之候間伺之通被 御渡可然ト存候依之別紙伺書返進此
段申進候也

辛未四月十日

弁官御中

民部省

この文の後に、「伺之通」と添書があるので、これによって真田山が日本最初の陸軍埋葬地として成立したことが明らかになる。

ではここで成立した真田山陸軍埋葬地の面積はどのくらいあったのだろうか。『太政類典』によると「合計坪数八千四百九拾七坪二合五夕」とあり、その内訳を示したものが表1である。霊場維持会が沿革に記す現在の面積五三五九坪の約一・六倍もの広さにあたる。この広さも、大阪だけでなく先に述べた陸軍の中枢機関創出の一環としての埋葬地であったと考えた時、納得できる規模だったといえるであろう。

さらに明治四年七月五日には、兵部省が大阪に設置を準備していた軍医寮が認められ、陸軍の中枢機関の整備が一段と進んだ。

ところがこの直後の同年七月一日に、新政府は廃藩置県を断行した。その実現のため、薩長土三藩の兵一万人が東京に集められて御親兵とされた。この結果、御親兵の創出・維持が優先課題とされると、財政上からも政治上からも辛未徴兵を進めることは不可能となった。⁽²²⁾同年八月二〇日、東京・大阪・鎮西・東北の四鎮台が設置されると、陸軍の中枢機関は急速に東京に移され、一〇月大阪兵部省は廃止された。こうして陸軍の中枢機関を一括して呼号した大阪陸軍所は終焉を迎えた。⁽²³⁾

このため、大阪兵部省軍医寮の軍事病院は大阪鎮台の管轄に入った。⁽²⁴⁾そして真田山陸軍埋葬地も、この時以後は陸軍中央の埋葬地ではなく、大阪鎮台の管轄になった。同時に他の鎮台にも新たな墓地の設置が必要となった。そのため同年八月以来、たびたび規則が出されては改訂されて陸軍の埋葬法が形成された。⁽²⁵⁾

しかしここで注目したいのは、短期間とはいえ真田山陸軍埋葬地は陸

表2 大阪鎮台設置以前の墓碑

死亡年月日	氏名	年齢(歳)	所属、階級	墓碑銘死亡事由	墓碑の位置	出身、他
明治3・12・1 (1870)	下田織之助	25	「兵学寮生徒」	「病死」	C-3-18	山口県周防国大島郡久賀村、 下田河内養子
明治4・5・3 (1871)	玉置米太郎	21	歩3番大隊・兵卒	「病没於大阪鎮 台病院」	F-33-22	五条県大和国吉野郡池穴村、 土族亀之進男
同・5・27	笠井助一郎	36	歩3iII・兵卒	「習遊泳於 大阪」	F-32-13	石見国迹摩郡大森町、 純平男
同・6・25	元崎常右衛門	24	喇叭隊・喇叭卒	-	-	和歌山県紀伊国名草郡雜賀町、 治兵エ男
同・6・29	安田佐五郎	25	砲兵隊・兵卒	「病没於大阪 鎮台病院」	F-35-8	島根県出雲国能儀郡安来村、 農金太郎男
同・7・18	井上米吉	21	-・喇叭卒	-	F-38-15	名東県阿波徳島人国蔵弟
同・7・23	今井善吉	26	歩3iII・兵卒	-	F-30-18	大阪府摂津国東成郡今福村、 農重兵エ男
同・8・5	野本亀之丞	26	歩3iII・兵卒	-	F-34-3	愛媛県伊予国温泉郡大唐人町、 農音右衛門男
同・8・12	島田勘市	25	歩3iII・兵卒	-	-	出雲国能義郡東赤江村、 農重兵江男
同・8・12	下村熊吉	-	歩8iI・2等兵卒	-	-	奈良県大和国葛下郡深野村、 農源次郎男

出典：堀田暁生作成「靖国霊場埋葬者」に一部筆者調べを加えた。

注 所属でiは連隊、IIは第二大隊の略記。墓碑銘死亡事由は1999年夏に筆者が読んだもの。墓碑の位置は国立歴史民俗館の墓碑配置図に付けた位置番号による。「-」は不明のもの。

軍の中枢機関の一環としての埋葬地として成立し、存在していたことである。そして数は少ないとはいえ、大阪鎮台設置以前の墓碑が現存していることがその歴史を証明している。現在この時期を含む一番古い墓碑群の多くは、墓碑面の剥落が最も進行していて判読できないものが多いが、そうなる前に解読した記録等によれば、大阪鎮台設置以前の墓碑は一〇基ある(表2)。この一〇基の埋葬者の出身地を見ると、山口、奈良、島根、和歌山、徳島、大阪、愛媛にまたがり、西日本各地から大阪陸軍所に兵員が結集しつづつあったことを示している。

なお海軍では一八七三年(明治六)一月二八日、東京の旧松平丹波守邸を白金海軍墓地とした。設定当時の墓地面積は六〇七〇坪であった。⁽²⁶⁾一方陸軍は、四カ月後の五月二七日、東京府所在の陸軍関係者の埋葬地として東京音羽の護国寺に陸軍埋葬地を設けた。広さは「壹万拾四坪余」であった。⁽²⁹⁾

そしてこれ以後、次々と各地の軍の衛戍地に陸海軍の埋葬地が設置さ

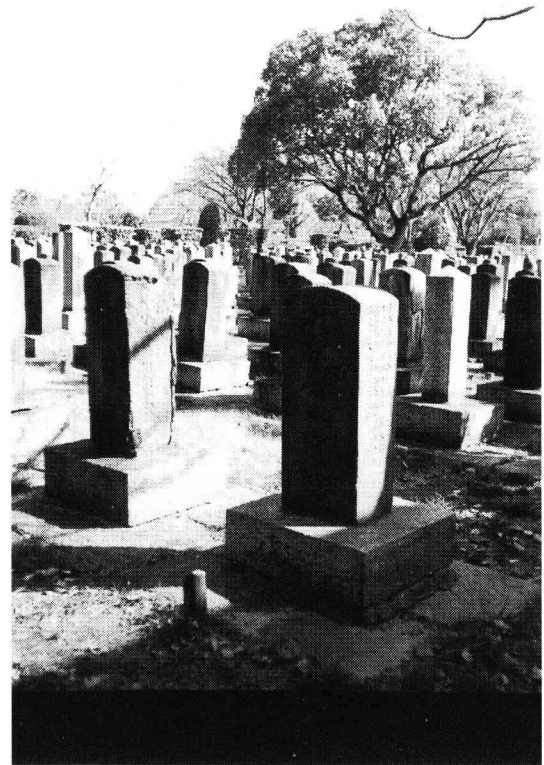


図2 旧真田山陸軍墓地に現存する一番古い墓碑が集まっているFブロックの一角。墓碑の上部が四角錐でなく蒲針型になっている。

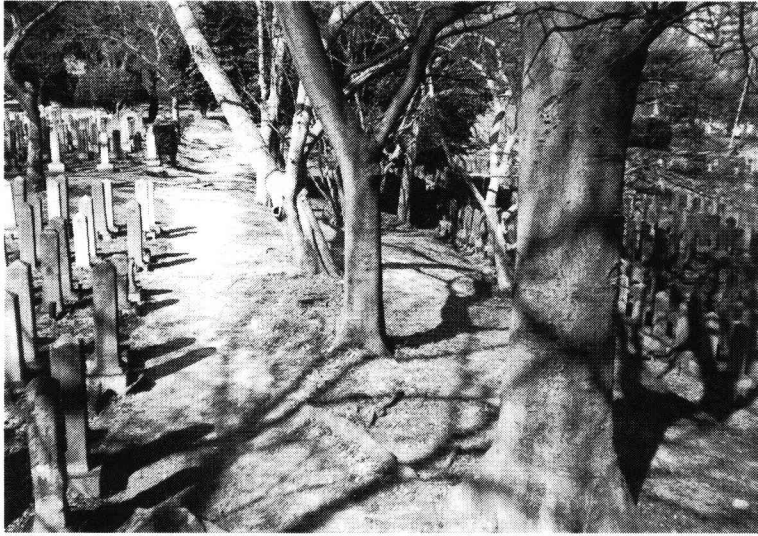


図3 墓碑群は軍隊の階級毎に区画され、墓碑の大きさも階級によって規定されていた。写真右手の一段下にあるのは、日清戦争（含台湾植民地征服戦争）の軍夫の墓碑（Aブロック）。中央の道を挟んだ左手は主に西南戦争の兵卒の墓碑群（Bブロック）。

れていった。

2 招魂祭と埋葬地の分離

明治四年一月五日付の兵部省から弁官に宛てた上申に、埋葬地だけでなく「祭魂社」の設置もあわせて求めていたことは、先に引用した史料で見た。祭魂社が埋葬場と同時に計画されていたことは、当時の軍の埋葬地の性格を見てゆく上で注目される。

近代の軍隊制度が創設されるのに伴って、家や村といった生活空間とは異なる巨大な組織に青年たちが組み込まれていった。そのため平

時、戦時の病死者、事故死者、戦死者、戦病死者を軍隊の単位で埋葬する空間が必要となった。軍隊組織の大きな特徴の一つは、厳格に命令を執行するための上下の秩序を支える階級制度の存在である。こうして日本に、国家によって秩序づけられた軍隊の階級制度が死者を埋葬する空間にも持ち込まれ、生前の階級別に大きさの異なる個人墓標が林立する特異な墓地空間が出現した。

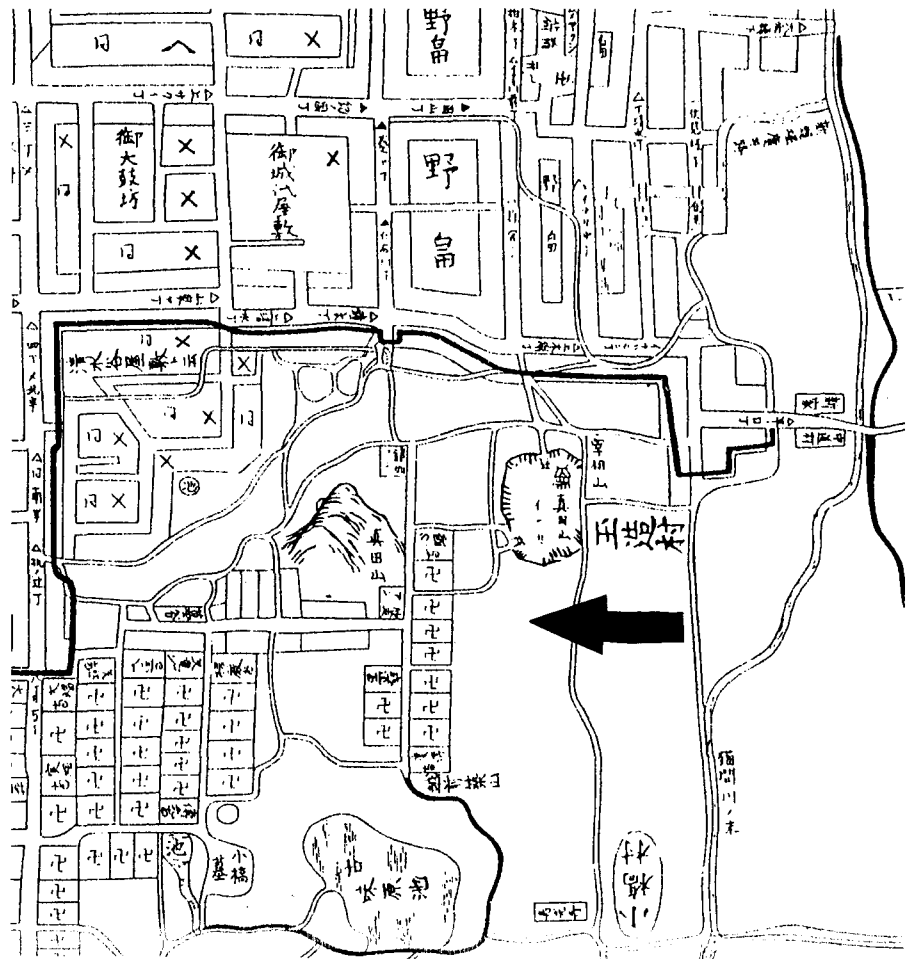
さらに徴兵制が施行されると、原則としてすべての成年男子が軍隊の要員対象となるため、兵役従事者が死亡した際にどのような追悼・慰霊行事が執行されるかということも、死亡者の遺族の問題であるだけでなく広く一般の人々にとっても大きな関心事となったのである。

死体を丁重に葬る空間を確保するだけでなく、兵役従事者や遺族、そして当時の一般の人々が納得する追悼・慰霊行事を同時に執行することが必要である、と兵部省の担当者は考えたのであろう。死の危険と隣り合う軍隊に国民を統合するための具体的形を伴った措置が求められた。それが最初の陸軍埋葬地の土地取得の目的に、祭魂社の設置が併せて掲げられた理由と考える。

従来は、死者の死体の処理やどう祭るか、その家の祭祀権の問題とされてきた。先祖の祭祀は正統嫡流の夫婦の権利でもあった。これに対して国家によって編成された軍隊での死者は、家とは別個に「体制への信従を引き出す機能を果たす、上からの国民統合の論理」³⁰によって埋葬され追悼されることになったのである。祭魂社は、そのために必要な装置だったのであろう。

さらに家でも年老いて死を迎えたのとは異なり、軍隊での青壮年の死に対しては、手厚い鎮魂の祭祀を行なわないと崇りをもたらすという御霊信仰が、民間では相当ひろく受容されていた。³¹この御霊を祭るためにも祭魂社が構想されたものと考ええる。

そこで次に、兵部省上申に記載された祭魂社とは何だったのか、どう



地図1 1847年(弘化4)『わがまち天王寺』
(天王寺区役所、1989年発行)10頁所収地図。

この祭祀が行なわれたのかをとりあげる。

〈A〉真田山陸軍墓地の地図の検討

祭魂社とその祭祀の実態を明らかにするために、地図上では真田山陸軍墓地がどのように表記されているかから検討してみる。なおこの地図は、後に面積を検討するために再度参照する。

ここで取り上げる地図は、時系列の順番に従って真田山陸軍墓地がどう変化してきたかを、主に墓地が表示されているものから選んで番号を付したものである。ただし筆者が閲覧・入手できた地図の中から選択したもので、変化があった区切り毎の地図が揃っている訳ではない。しかしこの検討で、ある程度の傾向は追えるものと考えられる。

なお当然のことながら、地図は情報を求める人のニーズに応じて作成されるから(特に明治期の地図の多くは)省略や強調によるデフォルメなどが行なわれている。また作成者の誤解や認識不足等で、事実と地図上の表示に乖離が起きている場合も少なくない。そこで地図の批判的検討が必要になる。その際面積・規模を知る上で有力な手掛かりになると考えたのが、真田山陸軍墓地の西側に境内をもっている九カ寺との位置関係である。近世初頭以来一九四五年六月に大阪が大空襲で被災する迄、この九カ寺の位置も面積もほとんど変わっていないからである(表3)。

地図1は弘化四年(一八四七)に作成された幕末の様相がわかる図である。「真田山イナリ」とあるのが現在の三光神社で、南の「古味原池」と小高い丘状の「真田山」の麓との間に、九カ寺が並んでいる。一番北の心眼寺と一番南の慶伝寺の名のみ表示して他は「正」と寺の所在のみの表示で済ませているのは、位置さえわかれば寺名は了解されていたことを示しているものである。北側は野島が広がり、東側と南側には何の記載も無い。この一帯が「吉右衛門肝煎地」といわれた畑地であった。

地図2から真田山に陸軍埋葬地が設けられた以後の地図になる。埋

表3 真田山陸軍墓地西側の九カ寺

寺名	所在地	面積(坪)	宗派	創建年月	1945年の空襲被災月日	備考
心眼寺	小橋寺町581の1	792	浄土宗本派	1622.4 (元和8)	6月1日	
興徳寺	小橋寺町579の1	706.4	真言宗高野山派	8世紀 (伝天平年間)	6月1日	
大應寺	小橋寺町615の1	860	浄土宗本派	1624.3 (寛永元)	3月14日 6月1日	木村兼葭堂の墓あり
傳長寺	小橋寺町615	567	浄土宗本派	1606.5 (慶長11)	6月15日	
本覺寺	小橋寺町615の5	401	浄土宗本派	1649.3 (慶安2)	6月1日	戦後別の2寺を合わせて顯祥寺となる
西念寺	小橋寺町584の3	441	浄土宗	1607.8 (慶長12)	6月1日	
両岩寺	小橋寺町584の7	430	浄土宗	1610.1 (慶長15)	6月15日	現在寺はなく一部は墓地に、他はマンションになっている
大圓寺	小橋寺町584の8	629	浄土宗	1609.5 (慶長14)	6月15日	
慶傳寺	小橋寺町584の9	614	浄土宗本派	1612.8 (慶長17)	6月15日	

出典：川端直正編『天王寺区史』（1955年、大阪市天王寺区役所）344頁の表をもとに、井上正雄『大阪府全志』（1922年、大阪府全志発行所）で補足し、筆者の現地調査で一部修正した。

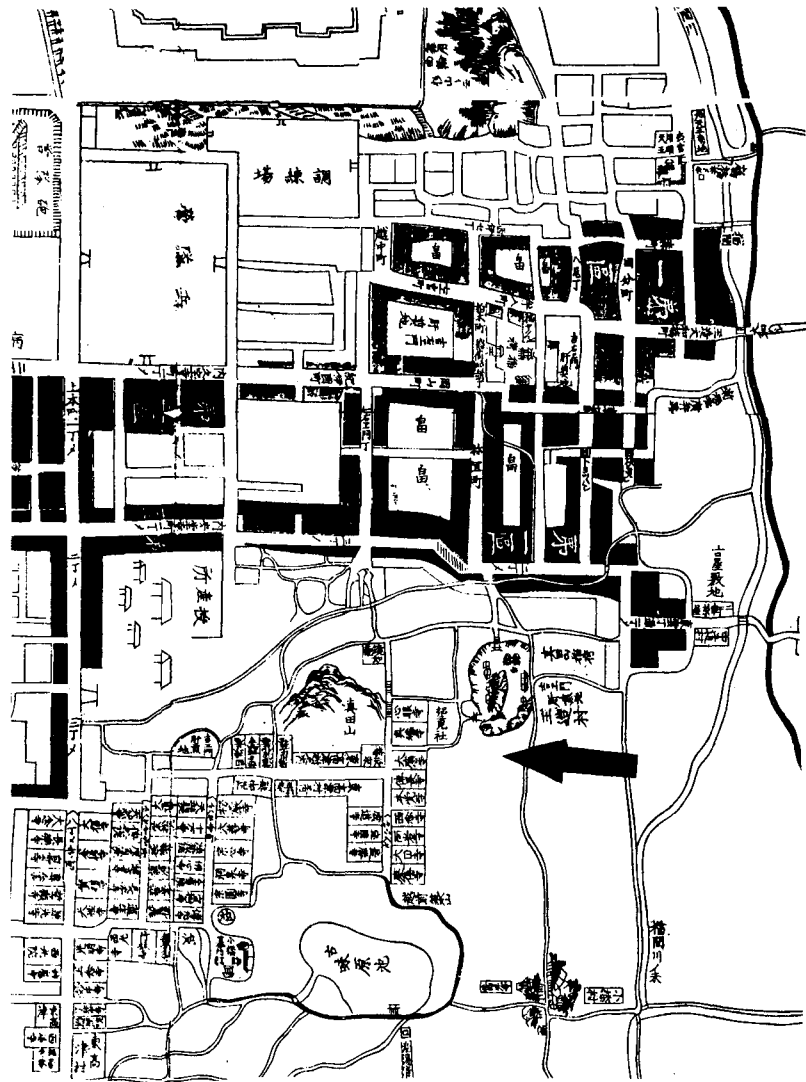
墓地が設けられた明治四年の翌年に作成されたのが、地図2の「大阪市中央区町名改正絵図」である。心眼寺と興徳寺の東側に隣接して「招魂社」の表示がある。この後、地図3、6、7、9、10、11と埋葬地設置を示す地図2から地図11までの一〇枚中七枚に、招魂社と記載があり、「祭魂社」という表示は一例もない。偶々入手できた地図からの解析によるが、一九一八年頃までは真田山陸軍墓地は一般には招魂社の所在地として認識されてきたと言えよう。従って「祭魂社」という兵部省の当初の計画は、真田山陸軍墓地では招魂社として具現したものと考える。

なお地図4で一八八三年二月に発行された「大阪詳細全図」を取り上げたのは、真田山陸軍墓地が設置されて一〇年たっても、地図に全く表記されていない例として紹介したものである。ところで筆者が調べた明治・大正期の地図の多数は、真田山陸軍墓地について全く何も記載していなかった。その点から言えば、真田山陸軍墓地に関して何らかの表記がある場合は、一定の関心を持った人物が地図を作成したと言えよう。

一八八五年の地図5に墓地(■)の表示が登場するまでは、ここに掲げた地図以外でも表記されたものは管見ではすべて「招魂社」であった。このことから、成立後暫くの真田山陸軍墓地は一般には追悼の祭祀の場として認識されていたことを、その後も一九一八年頃までは招魂社の所在地として見られていたことを示していると言えよう。

なお地図5では墓地の北側に建造物の表記があり、地図6では「大坂鎮台招魂社」と記載して複数の建物群さえ表示されている。一九〇三年の地図9「大阪市図」でも招魂社の位置は地図5、6と同じであり、南側が墓地で北側が招魂社という配置は招魂社が存在した間と同じだったようである。

一方、一九〇二年の地図8で初めて「陸軍墓地」の表記が登場する。一九〇三年の地図9で「陸軍埋葬地」と公式の呼称³³⁾で記載されるが、それは地図2〜19の一八例のうち一例のみで、一九一八年の地図12で「陸



地図2 1872年「大阪市中地区町名改正絵図」
岡田茂平治（書籍会社）明治5年5月刻
（柏書房『日本近代都市変遷図』所収）

「軍墓地」と表記されてから以後は、すべて「陸軍墓地」か「真田山陸軍墓地」と記載され、招魂社の記載は全く無くなる（表4）。
つまり真田山陸軍墓地は、一般的には一九一八年頃までは招魂社の所在地として、それ以後は公式の規則で「陸軍墓地」の呼称が登場する二〇年も前から既に「陸軍墓地」として表記され、記憶されていたのである。
なお真田山陸軍墓地の面積や景観については、後節で改めて検討する。地図1～19の記載内容を、一覧にまとめたものが表5である。

〈B〉新聞記事等から招魂社の実体を検討
地図2、3、6、7、9、10、11に登場した「招魂社」の実体はどのようなものであったのかについては、当時の新聞記事を主に、『大阪府布令集』や『公文雑纂抄』等の関連記述を取り上げて考察してみる。³⁴その際、招魂祭についても併せて検討した。
先ず真田山陸軍埋葬地が大阪鎮台に移管されて約一年後の、明治五年一〇月二二日の『大阪府布令集』の「招魂祭ノ執行」の記述を引用して

表4 真田山陸軍墓地の表記の推移 (地図2~19)

年代	表記の推移	備考
1870	-	▶1871 真田山埋葬地成立
	'72●	
	'78●	
80	-	
	'87●	
90	-	
	'98●	
1900	-	
	'03□	
	○'02	
10	-	
	'12●	
	'18●	○'18
20	-	○'21
		○'27
30	-	○'29
		○'31
		○'33
		○'35
		○'39
40	-	▶1938.5.5 陸軍墓地規則を公布、施行 「陸軍墓地」が公称となる
		▶1945.8.15 アジア太平洋戦争の終戦
		▶1945.12.1 陸・海軍省廃止

注：●=招魂社、招コン社、招魂社、召コン社、大坂鎮台招魂社
 □=陸軍埋葬地
 ○=陸軍墓地、真田山陸軍墓地

みる。

来月四日より六日迄三日之間、於幸相山元玉造真田山也、招魂祭被取行候二付、庶人参詣、並二奉献もの、其外地車等差出、賑々敷相祝候義、都而昨年之通可相心得、此段及達候也

この達によれば「都而昨年之通」とあるので、真田山陸軍埋葬地が設置された明治四年には、既に相当盛大な招魂祭が実施されていたことが分かる。明治五年の地図2によれば、心眼寺と「奥徳寺」(興徳寺の誤刻と思われる)の東側に隣接して「招魂社」の記載がある。この地図の製作者は、前年に招魂祭を挙行了した招魂社と認識していたであろう。なお「大阪編年史稿本」によると、この達を受けて、同日付けで「右之通御達二付、区内へ早々可被相達候事」との総区長の文が添えてある。設置されて間もない真田山陸軍埋葬地の招魂祭は、大阪の町の人々に

とつて馴染のない新規の祭だった。それだけに威勢のいい地車を曳き出し、招魂の祭りを盛大に展開して定着をはかろうとしたものと考えられる。この時の招魂祭については、『大阪新聞』第六一〇号(明治五年一月二〇日)の次の記事がその一端を伝えている。

本月四日ヨリ六日迄玉造リニテ招魂祭アリ相撲狂言花火等ノ催シアリテ諸人羣参セリ

「諸人群参」というのがどの程度かは不明だが、相撲や狂言が催され花火が打ち上げられたというのだから、それなりの人々が集まったことは推定される。こうして以後、一定の人々が真田山に毎年参集する招魂祭が定着したのである。表4に見る通り、明治五年以後の地図に「招魂社」の表示がほぼ一貫してあり、建物の図が描かれているものもあることから、この招魂社は臨時の祭壇ではなく社殿が建てられていたと理解できるであろう。

ところで一八七六年一〇月三日の『浪花新聞』には、「真田山の招魂社はお取払になりました」との記事が出てくる。どうして招魂社を取払ったのかはわからない。しかし翌一八七七年三月一三日の同紙に「真田山招魂社の地内□至急に地平均を志てゐらるゝ」との記事が出てくるので、建て替えられた可能性が考えられる。地図3の一八七八年の地図では招魂社の表示があり、また、地図5の一八八五年の地図では、墓地の北側の広場の中央に一棟の建物が墓地に面して建っている。さらに一八八七年の地図6では、「大坂鎮台招魂社」の表記の傍に相当大きな社殿と思われる建物が表示され、招魂社が整備されていたことを窺わせる。

ところで、地ならしの記事の出た一八七七年に入ると、俄然真田山陸軍埋葬地に関する記事が急増する。こ

れは同年二月一五日に始まり明治国家を震撼させた西南戦争にあたり、大阪が補給基地として政府軍の兵士と物資の最大の中継・集結地になったことによる。三月の田原坂の攻防の激戦等では、政府軍の被害も大きく死傷者も多数出た。そのことが真田山陸軍埋葬地に関する、次の一連の『浪花新聞』の記事を生んだものと考ええる。

（四月二八日付——真田山（埋葬地）が狭隘ので森村の地面をとり入れらるゝと

六月一六日付——今度玉造御門の東北森村の地所へ当鎮台の墓所地を五百坪設けられしと

六月二二日付——玉造村元与力同心町を鎮台へ買上になり埋葬地になると土方体の者が話して居ました

こうして大阪の人々にとっては、埋葬地としての真田山の認識がひろまったものと思われる。多数の政府軍の戦死者の報に、真田山陸軍埋葬地では不足になるのではないかとこの声が出ていたことを窺わせる記事である。しかしこの時期には、墓地の拡張は実行されていなかった。

九月二四日に西郷隆盛らの自刃をもって西南戦争は終結するが、西南戦争で政府軍死者の相当数の兵士、下士官、将校が真田山陸軍埋葬地に葬られた。³⁶ その結果、西南戦争後の招魂祭が一〇月二八日に特に盛大に開催された。予告記事を含めて、この招魂祭については色々な史料が残されているが、招魂祭の具体的な様子のわかる一〇月三〇日付『大阪日報』の記事を一部引用する。

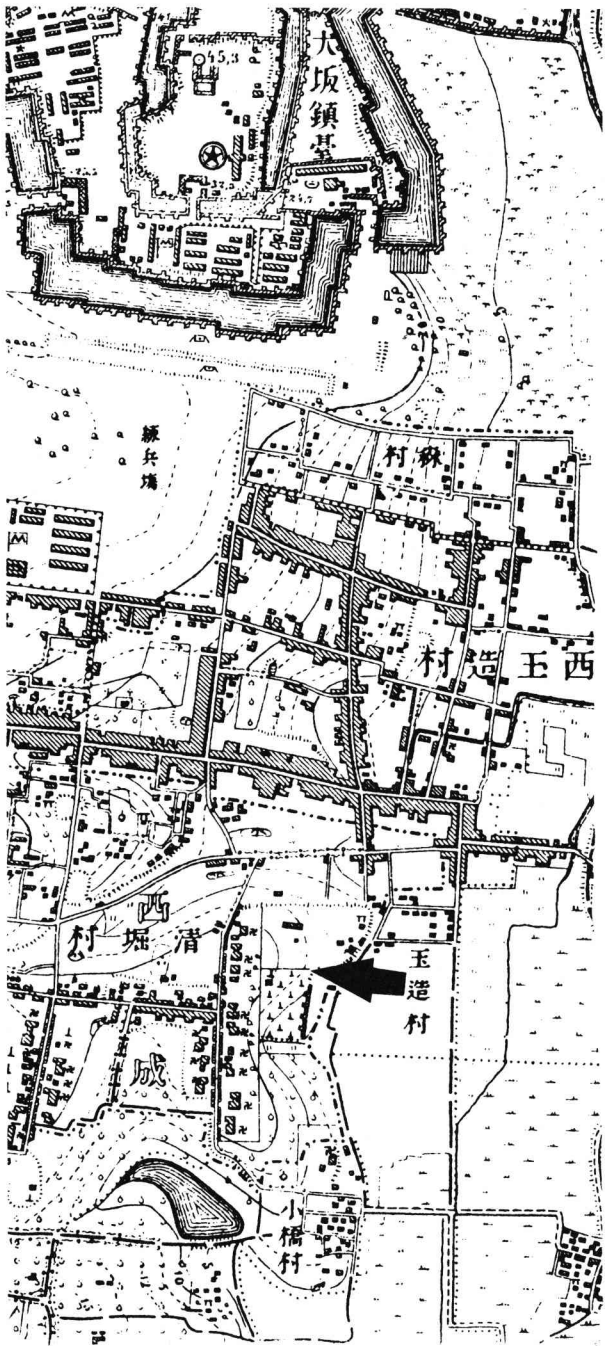
兼て雑報登録の通り一昨日廿八日ハ当地鎮台に於て此般西南の役に戦没せし将校以下招魂祭式を執行ハせられ午前八時より午後四時まで諸人の参拝を許し城中を縦覧せしめらる参拝の人ハ絡繹として織るが如く肩摩腕撃立錐の地なし白髪にして杖に倚ものハ嫡子の英魂を吊するなるべく嬋妍たる婦人の 眦を湿すものハ妻か妾か果して良人の戦没に慰すなるべく老に幼に有髻社会も行き人力車夫も往く誠とに盛んなる一大祭場といふべし却説当日祭場の景況をいへば旧天守台の北端に南面して方九尺の仮殿を設け紫地白山道の幕を引回し白幣を結びたる竹ハ四方に戦ぎ正面にハ真逆木鏡等を略と

他の表示	備考
	1888 大阪鎮台を第四師団と改称 1889 騎兵第四大隊第一中隊創設
玉造ステーションの表示 城東線が描かれる	1895 城東線梅田一天王寺間の 玉造駅開設 1896 城東練兵場設置
玉造駐車場の表示	1900 明星商業学校創立 1900 清水谷高女の前身の 大阪市第二高女創立
玉造駐車場の表示	1908 姫山神社は境内にあった三光 神社を合祀し以後三光神社に
「たまつくり」駅の表示 線路が複線に描かれる	1912 大阪市電玉造線開通
「たまつくり」駅の表示	1918 府立第十一中学校（高津中学、 現府立高津高校）創立
「たまつくり停車場」	
「たまつくり」駅の表示 周囲が市街地に囲まれた表示 （以下同様）	
「たまつくり」駅の表示	1928.4 に大阪市立真田山小学校 が真田山陸軍墓地の南約 3000 坪を小学校敷地にする
「たまつくり」駅の表示	
「たまつくり」駅の表示	1932 騎兵第四聯隊、金岡村 （現堺市）へ移転
「たまつくり」駅の表示	
「たまつくり」駅の表示	
「たまつくり」駅の表示	1938.5.5 陸軍墓地規則を公布、 施行。公称が陸軍墓地に

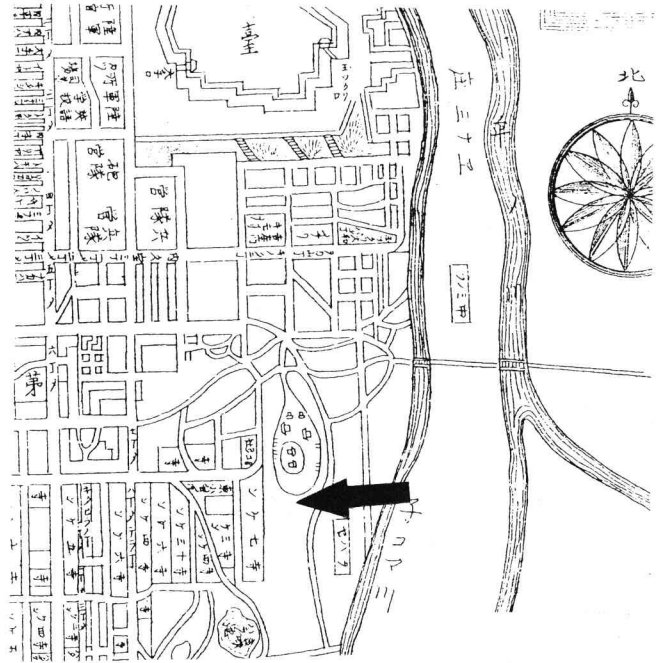
表5 地図に見る真田山陸軍墓地の変遷（地図1～19の記載内容のまとめ）

地図 番号	年	陸軍墓地	東北隅	南	西	北
1	1847	〈設置以前で表示なし〉	真田山イナリ		真田山の図あり	
2	1872	心眼寺、興徳寺に隣接して「招魂社」と記述	真田山稲荷東に吉衛門肝煎地の表示		真田山の図あり	畠地の各所に吉衛門肝煎地の表示
3	1878	寺七ケンの北に「招コン社」				
4	1883	〈表示なし〉	真田山イナリ東に吉衛門キモイリチの表示		真田山の図あり	
5	1885	南側に「■」（墓地）の表示 北側に建物の表示	東南側に擁壁の表示	果樹園の表示		
6	1887	「大坂鎮台招魂社」表示と回廊で連結した建物2棟の表示あり	姫山神社			
7	1898	「招コン社」と「π」の表示				
8	1902	「陸軍墓地」と「π」の表示		騎兵隊兵営	高等女学校	
9	1903	北に「招魂社」と「π」の表示 南に「陸軍埋葬地」の表示	姫山社と「π」の表示	騎兵第四聯隊 陸軍埋葬地が南に拡大し本覚寺の南迄	高等女学校	
10	1912	北に「招魂社」 南に「撫地蔵」	姫山社と「π」の表示	騎兵営	明星商業 女学校	
11	1918	北に「招魂社」 南に「撫地蔵」	姫山社と「π」の表示	騎兵営	明星商業 女学校	北側、路面電車の表示〈以下同〉
12	1918	全面「陸軍墓地」	三光神社と「π」の表示	騎兵第四聯隊	明星商業 大阪市立清水谷女学校	
13	1921	「真田山陸軍墓地」と「■」の表示	三光神社 東側路面電車の表示 〈以下同様〉	騎四聯隊	明星商業学校 〈地図の範囲で清水谷高女なし〉	
14	1927	「陸軍墓地」と「■」の表示	三光神社と「π」の表示	騎兵第四大隊	明星商業 清水谷高女	
15	1929	「真田山陸軍墓地」と「■」の表示	三光神社	「文」（真田山小学校）と騎四聯隊	明星商業学校	
16	1931	「真田山陸軍墓地」と「■」の表示	三光神社	「文」と騎四聯隊	明星商業学校	
17	1933	「陸軍墓地」と「■」の表示	三光神社と「π」の表示	〈真田山小学校の表示なし〉 南側道路東西に貫通	明星商業	
18	1935	「真田山陸軍墓地」と「■」の表示	三光神社	「文」の建物が三棟で表示	明星商業学校	
19	1939	「真田山陸軍墓地」と「■」の表示	三光神社	「文」の表示 旧騎兵隊跡が公園に	明星商業学校	

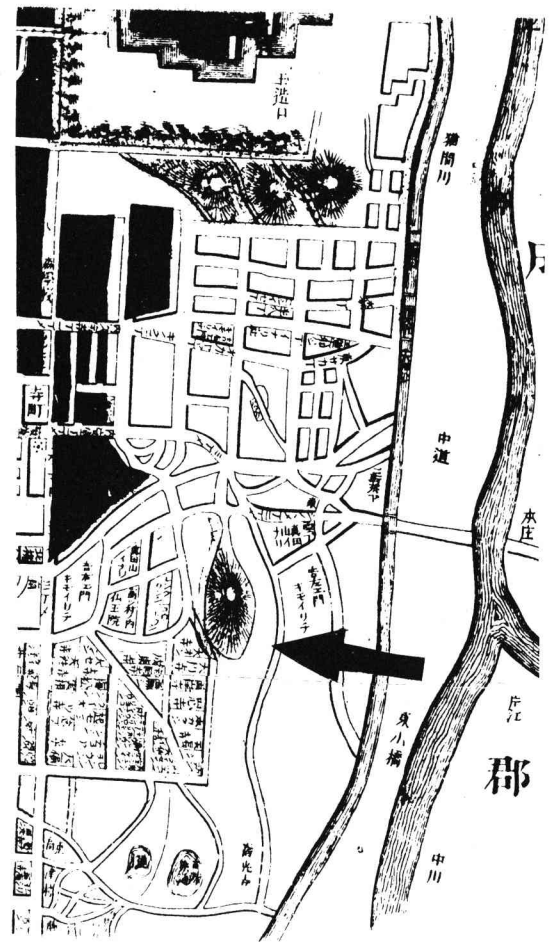
（註）地図番号2、6、9、12は『日本近代都市変遷図集成』（柏書房）所収の地図の部分を縮小した。他の地図も真田山陸軍墓地とその周辺の部分を縮小または拡大した。
真田山陸軍墓地の所在地該当位置を示すため、その東側から矢印（←）を加筆した。



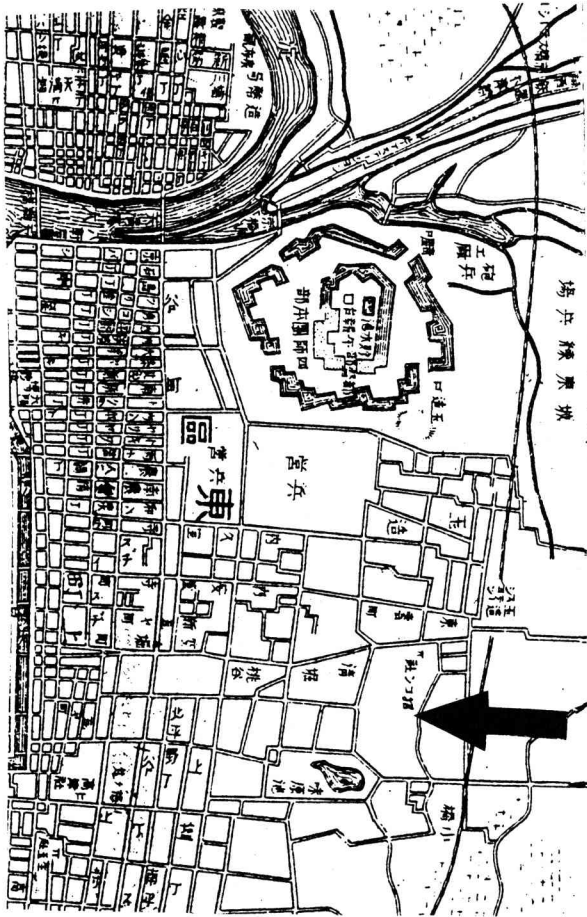
地図5 1885年「旧版地図」
大日本帝国陸地測量部
明治18年測量
明治19年製版
明治31年修正



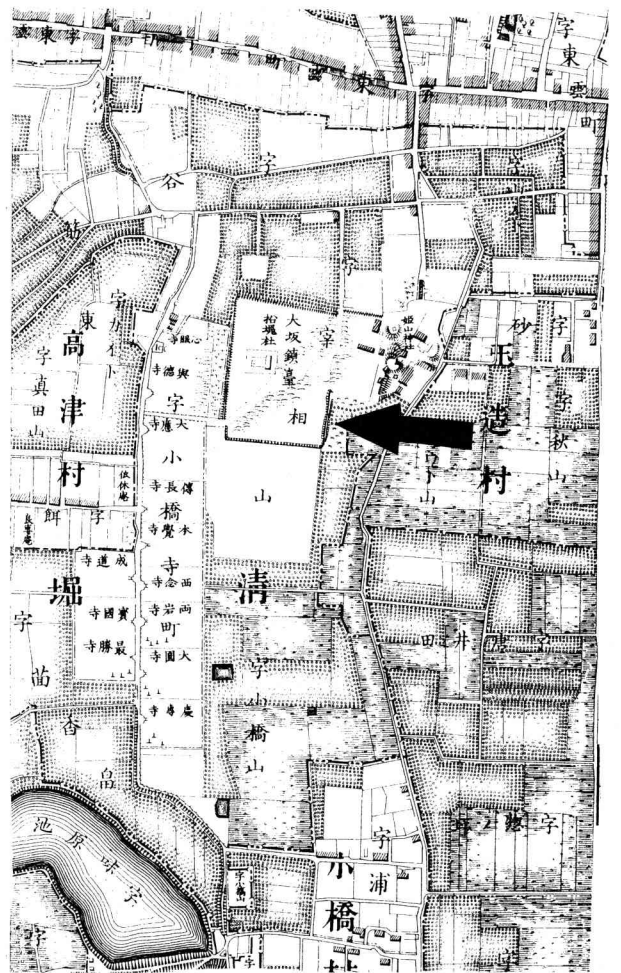
地図3 1878年3月「掌中大阪市中一覽」
大阪石川和助



地図4 1883年2月「大阪詳細全図」
伊藤穎男、大阪豊高啓三



地図7 1898年「大演習枢要地図」
 明治31年10月新刻後藤常太郎（中村鐘美堂）



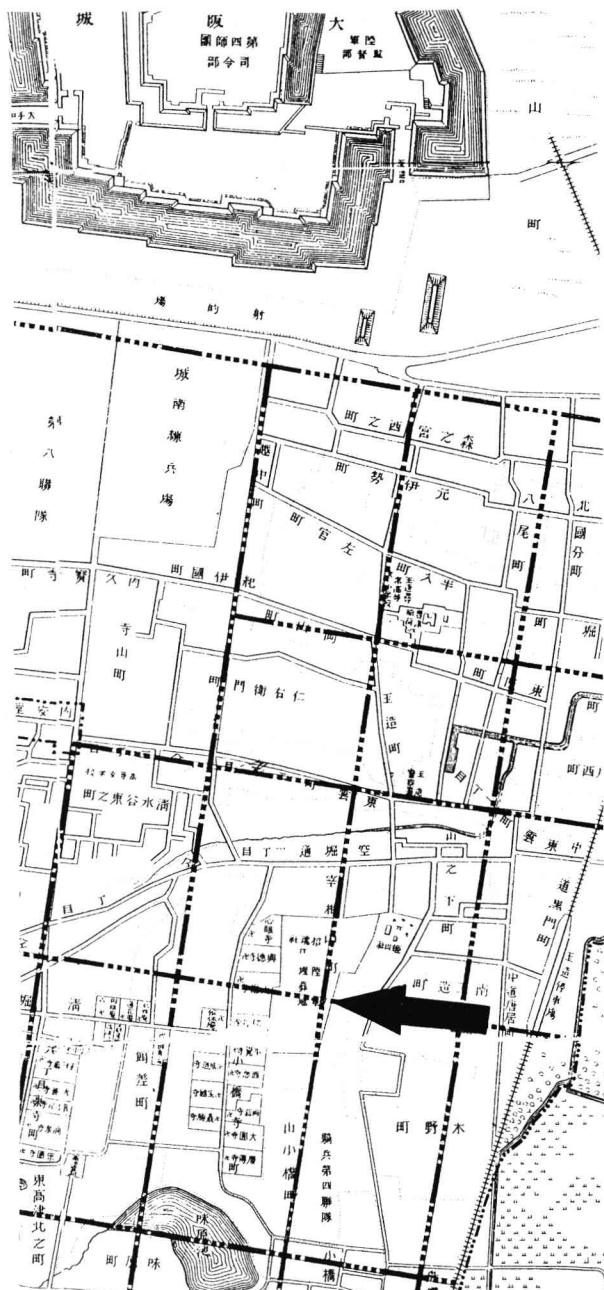
地図6 1887年「大阪実測図」内務省地理局・大阪府
 明治20年9月28日版權届（柏書房『日本近代都市変遷図集成』所収）



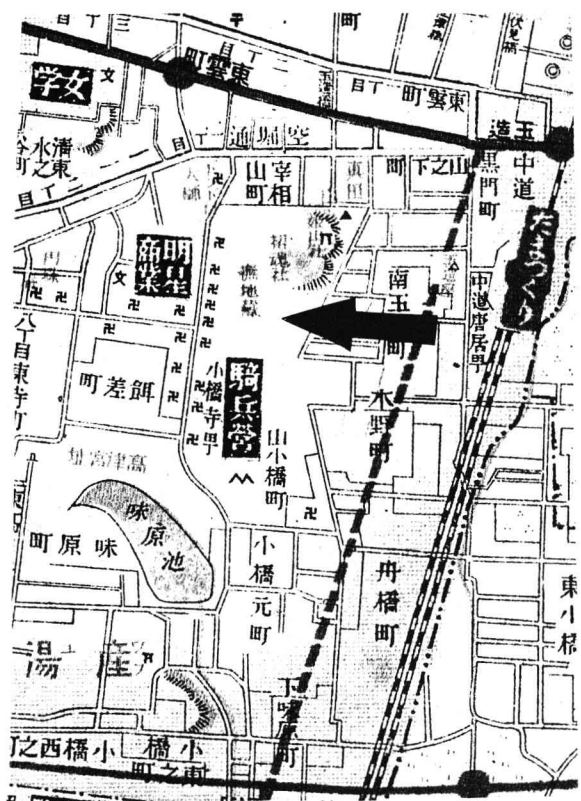
地図8 1902年『わがまち天王寺』（前掲）14頁所収地図



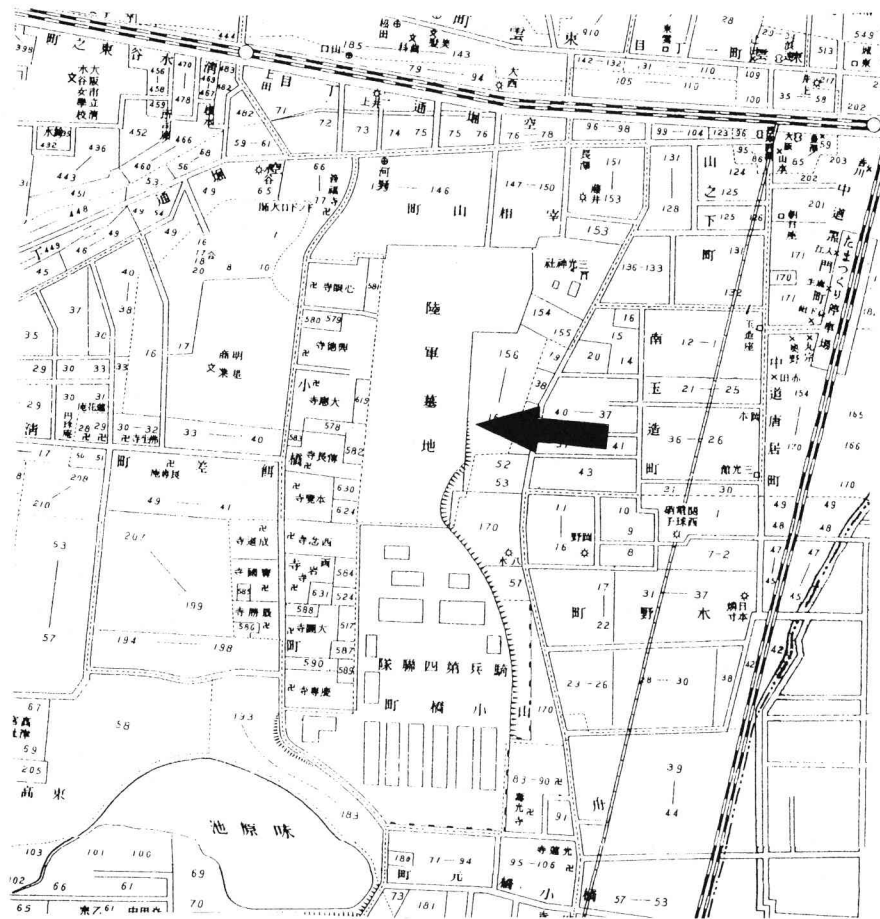
地図10 1912年『わがまち天王寺』(前掲)16頁所収地図



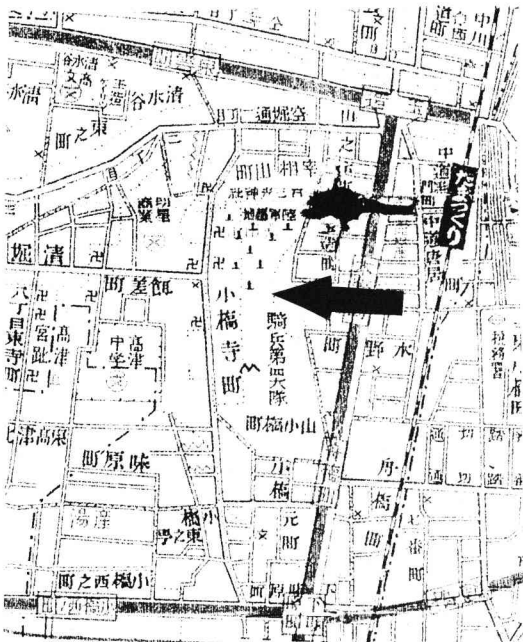
地図9 1903年 大阪府役所「大阪市区図」明治36年2月初版、明治38年3月訂正再版(柏書房『日本近代都市変遷図集成』所収)



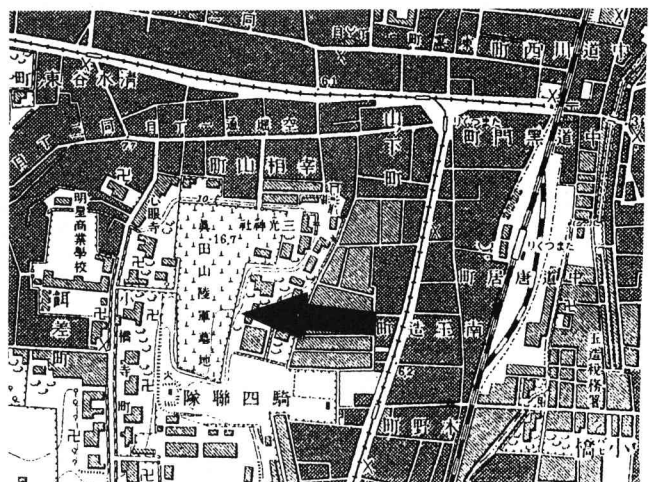
地図11 1918年『わがまち天王寺』(前掲)20頁所収地図



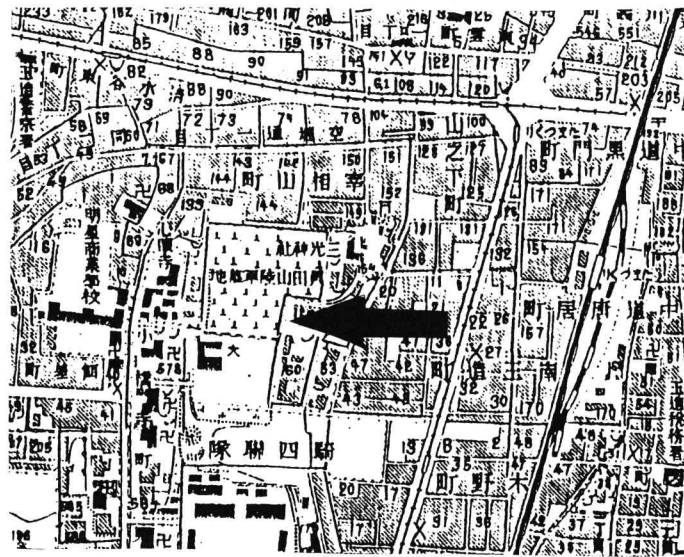
地図12 1918年 箕島正夫 大正7年11月28日「番地入最新 大阪市街地図」
付官衙並著名銀行会社商店案内（柏書房『日本近代都市変遷図集成』
所収）



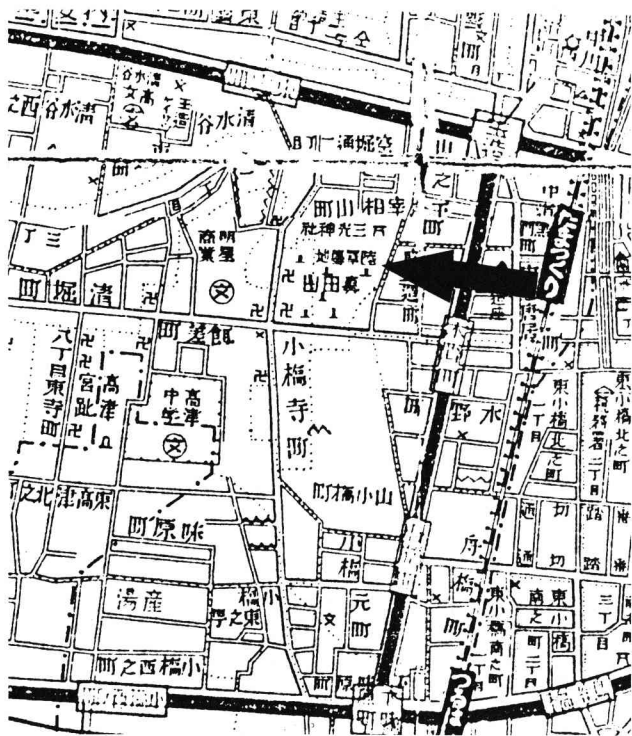
地図14 1927年『わがまち天王寺』（前掲）24頁所収地図



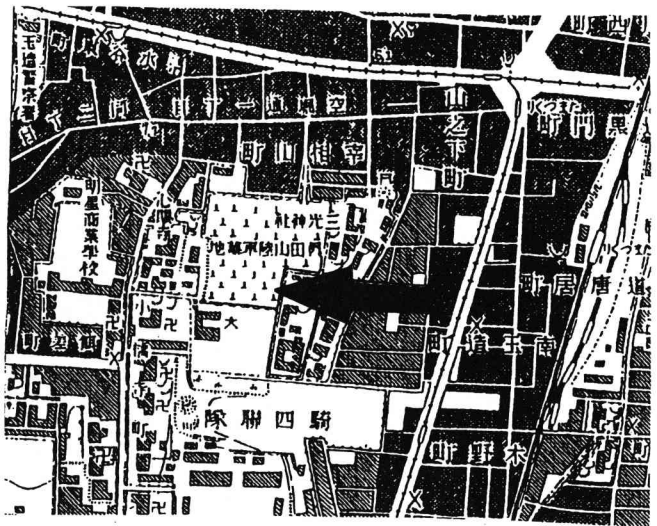
地図13 1921年測図「大阪東部」
大日本帝国陸地測量部



地図 15 1929年「大阪東部」大日本帝国
陸地測量部（1万分の1）



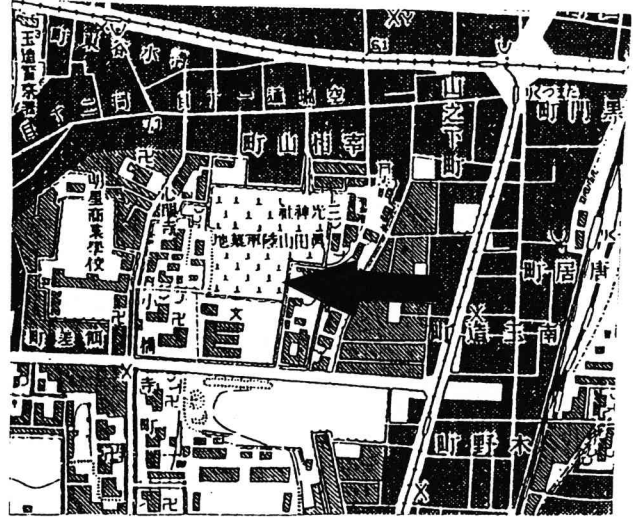
地図 17 1933年「最新大大阪新街全図」



地図 16 1931年「大阪東部」大日本帝国
陸地測量部（1万分の1）

共に掲げ壇上にハ粗庭を敷き供献の物品は殿の左右に羅配し餅ハ紅
 黄白の三色折敷に推かく紅白緞子の旗ハ参拝場を挟んで泰けく翻
 がへり其他吹流紫御紋打抜の旗ハ天守閣元入口へ筋違に掲げられた
 り参拝の順序は奏判を分ち最後を庶人の席となす祭主陸軍少将正五
 位三好重臣君左の祭文を誦せらる³⁷⁾

維明治十年西征之役戦死スル所ノ陸軍軍人軍属ノ靈魂ヲ招き祭ル
 武臣身命ヲ抛チ奮闘スル事此ノ如キヲ以テ逆賊干ニ襄キ国家斯ニ
 寧キヲ得タリ其巧烈名譽万世朽チス今凱旋シテ祭焉靈其来格セヨ
 了リテ西京小倉織屋新実八郎兵衛音楽を献備し尋で庶人の参拝を許
 さる是より先き歩兵及び砲兵等の隊伍整々として天守台下に屯集し
 戦隊忽変じて併合縦隊となり一声号令の下吹角手敬礼の符を奏し
 捧銃にて礼全く畢り施転して城外に出で休あり或ハ其他に部署に



地図 18 1935年「大阪東部」大日本帝国
 陸地測量部（1万分の1）

就くあり白折の行厨は籠を出て飄揚し杓酌の酒ハ草に注いで時なら
 ぬ露を踏むの思あり 壤を撃て謡ひ草を挿して舞ひ西南砲剣の響は
 今日大阪城中に歓楽嘉祝の声と変ず豈快しからずや

看時見天守台南角に当り喧々騒々恰も毆撃の如き有様あり是はな
 ん供物の餅投にて実に空に知られぬ雪を見るに等し又軍人軍属の家
 眷へハ飯券を賜ふ依て樹陰に之を開くものあり壁に添ふて喫するも
 のあり人皆呼んで曰く今日又斯の如き太平の象を見んとは唯皇風の
 及ぼす所なるべしと萬才を唱へ止まざりし



地図 19 1939年「大阪東部」大日本帝国陸地測量部

但本日差出されたる折詰ハ其数六千を備へ置れしが猶不足に依て三橋樓該券六百枚を出されたりと云尤も折詰ハ一昨日記載なせし通り結構なる品にて則ち弊社探報人なども場中にて賜わり有難く頂戴いたした又三井組よ弁当千個献納し吹田組よりハ丹酒十樽献納なせし由此日神酒を十二分に頂戴し花の下にはあらねども帰るを忘れて劉伶が塊を枕とせし酔倒人も少なからず是等ハ鎮台より人力車にて其区々へ送られたりと云れ手数も先ず太々はげしく數懼り入たる事共なり

又旧天守台の傍に世に高名なる黄金水と称せし井戸を本日ハ汲次第飲次第と許されたるより群衆の諸人は此井の周囲を彼の城山の如く十重廿重に取巻(中略)又本日城外練兵場に於て百間計の竹柵を設け午後一時より競馬を催し諸人に縦覧を許さる(中略)又鎮台臨時被服御用掛田嶋重勝氏野間八太郎氏其他拾名の者ハ大倉組等の献納ものとハ品を換へ何を哉と協議を尽せしが終に相撲を催す事に一決し其筋許可を得て兼て神戸西京へ派出せし力士共を此前日俄に汽車を以て呼迎へ当地在留のものハ勿論総員九十七名を東西に分ち本日下午大手前番場に於て興行せり(以下略)

長文の引用になったが、招魂祭の様子と参加した兵員や人々の動きも、当時の新聞記者の独特の表現を通じて読みとることができよう。折詰六千食を用意して追加しても不足だったということから一万人前後の人数だったことが推定できる。当時の大阪市の人口が三〇万余の時代であったことを考えると、万余の人が集まったこの招魂祭は一大祭典であったと言えよう。

この招魂祭が真田山で行なわれなかったのは、先ず競馬や相撲が開催され、万余の人々が集まる場としては、真田山陸軍埋葬場では収容しきれないとの判断があったのではなからうか。招魂式、招魂祭の会場は、大阪城天守台跡地に設定された。旧大阪城天守台の北の端に南面して、

二・七メートルの小さな仮屋が設けられ、そこで招魂式の祭文が朗誦された。終ると軍隊のパレードがあつて、後は大饗宴になり、祝祭的要素が強かったことを示している。³⁸⁾

なお一〇月二七日付の『大阪日報』によると、この招魂祭は「西南変動に付出征中戦死者之者本月二十八日鎮台指令長官同參謀長其他各部隊長以下申合せ大阪城跡天主台招魂祭執行候事」と、大阪鎮台が主催したものであつたことを明記している。

一〇月三〇日付の『浪花新聞』には、「追手門外には陸軍御用達より奉納の角力あり三井銀行よりハ肴千人前藤田組よりハ酒五十樽餅一万个其外有志輩よりも許多の奉納あり此日は日曜といひ殊に天気も長閑にて其賑ひいはん方も無りき」と祝祭的側面の記述も具体的である。用意された折詰の内容は「鯛切身鶏卵の厚焼蒲鉾精進物二種饗すし玉子すし等」(一〇月二八日付『大阪日報』)と相当に豪華だった。

この祝祭的側面の内容を見てゆくと、単に真田山陸軍埋葬地が狭いというだけでなく、墓碑の林立する空間では相応しくないと判断された面もあったのではないか。さらに次節で詳しく検討するが、この招魂祭が開かれた時大阪ではコレラの流行中で、真田山陸軍埋葬地に隣接して避難舎が建てられていたことも、真田山から招魂祭が分離する大きな要因になったのではないかと考える。

地図5、地図6では相当大きな招魂社の建物図が表示されているが、以後招魂祭の記事からは真田山陸軍埋葬地内の招魂社とは別の場所で行われていった模様である。

一八七六年に大阪鎮台司令官三好重臣が鎮台の将校等と謀つて博交社を創設したのが、大阪借行社の起源とされている。³⁹⁾この大阪借行社が一八八三年、西南戦争戦死者の霊を弔うため一万四一八六円で大阪市北区一丁目約八〇〇坪の土地を購入・借用し、明治記念標を建築した。この資金は大阪借行社を中心に大阪市民等からも寄付金を募り、明治記念

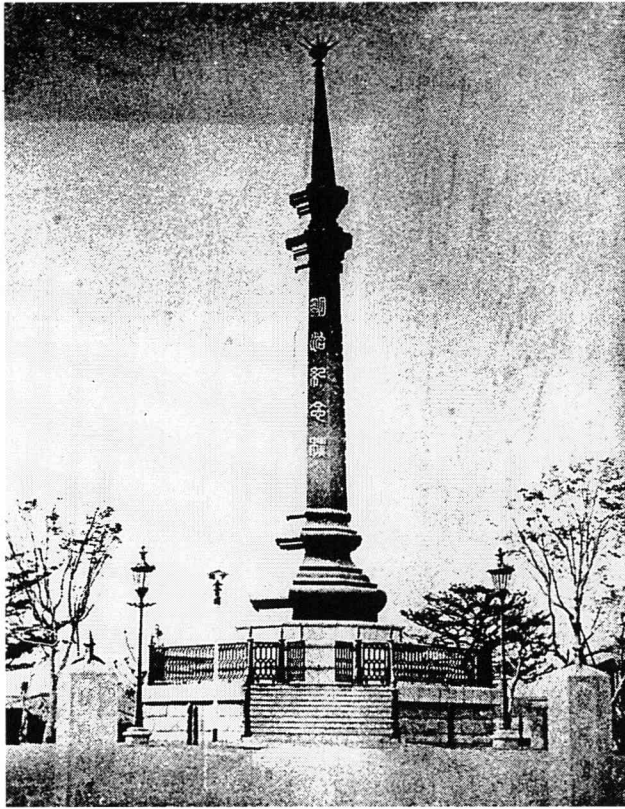


図4 明治記念標（宮内庁書陵部蔵写真）
1883年9月20日「宮内省へ奉呈」
された写真（宮内庁書陵部の許可を
受けて複写掲載）

標は大阪砲兵工廠で製作し設置された⁽⁴⁰⁾。

一八八三年五月六日、明治記念標落成式と招魂祭が祭主陸軍少将山地元治、齋主任吉神社宮司津守国福等によって執行され、ひき続き七、八日に篤志祭が行なわれた⁽⁴¹⁾。

こうしてこれ以後は、大阪の市街の中心にある中之島に聳える明治記念標前で大阪偕行社が主催して招魂祭がくり広げられるようになった。翌一八八四年の様子を五月六日付『日本立憲政党新聞』は次の様に紹介している。

招魂祭の景況 前号に紀せし如く去六日より昨⁽⁴²⁾八日迄三日間大坂中の嶋公園地の明治記念標前にて執行せられし招魂祭の景況は六日午前神道の祭事及び大坂鎮台の歩兵砲兵山野両砲兵輜重兵の整列式又午後より女兒の本紀踊烟火等あり七日ハ東本願寺の法主が参拝せ

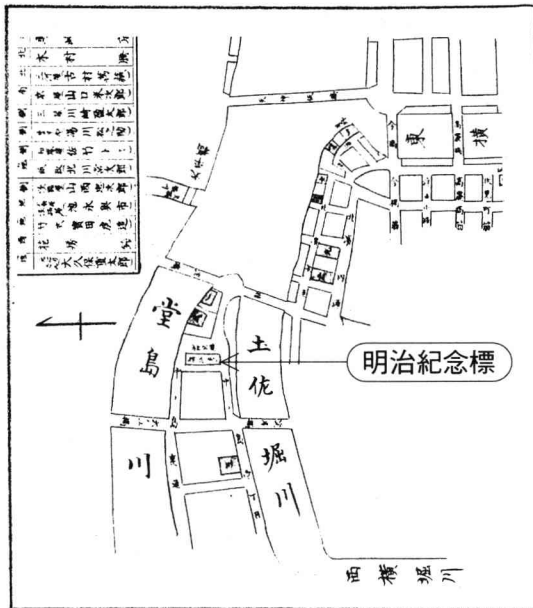


図5 中之島公園内の明治記念標の位置（宮内庁書陵部蔵『大阪偕行社沿革誌』添付の明治20年2月15、16日「行幸行啓供奉員旅館取調表」の部分縮小図——宮内庁書陵部の許可を受けて複写掲載）に加筆

られ殊に参詣人も多くして城外にハ競馬公園内にハ相撲の催などあり翌八日にハ西本願寺の法主も参詣ある筈の處都合に依り代理を立てられしとのこと何はともあれ初日より参詣人及び見物人ハ実に夥たゞしく浪華橋の上などハ人込⁽⁴³⁾にて往来も自由ならざりし程にて近來の賑ひなりしと

盛大な招魂祭と、真田山陸軍埋葬地の招魂社とはこうして分離していった。勿論新しく墓碑が建立される時などに、真田山陸軍埋葬地の招魂社で慰霊・追悼の行事が行なわれたことはあったものと推定される。だからこそ、その後も地図上に招魂社の表示が残ったのであろう。

しかし靖国神社の春季大祭（当時）にあわせて、毎年五月の三日間の招魂祭が定着するにつれて、明治記念標こそが招魂祭の象徴となっていた。そしてこれが、大阪護国神社の起源とされている⁽⁴⁴⁾。

こうしてその存在感が薄くなった真田山陸軍埋葬地内招魂社ではあったが、その消滅については政府の戦死者祭祀と埋葬地の分離の方針がか

かわっていたものと考ええる。既に一八七三年一月九日に、大蔵省は通達で各地の招魂場の状況を調査し、京都府の東山招魂場以下二七カ所については社地を免税とし、その祭祀と招魂墳墓の修繕は官費をもって行なうことを定めた⁽⁴³⁾。この中に真田山陸軍埋葬地内の招魂社は含まれていない。

さらに日露戦争後には、各地の招魂社は事実上靖国神社の地方分社として整備されていたが、真田山の招魂社はこの中にも含まれなかった⁽⁴⁴⁾。その理由として考えられるのは、一九〇四年六月十五日、内務省が道府県に対して招魂社の「境内記念碑建設取扱方の件」を通牒して、招魂碑等墓碑にまぎらわしいものを建てるのを禁じた⁽⁴⁵⁾が、真田山の場合は埋葬地の中に招魂社が建てられていて、その分離は不可能であった。

地図11の一九一八年を最後に、真田山陸軍墓地から招魂社の表示が消えるのは、一九〇四年の通牒を受けて墓地を管理する第四師団が取り出したからであろう⁽⁴⁶⁾。こうして真田山陸軍墓地は招魂祭とは分離され、死体を埋葬して墓碑を立てるといふ国の方針に沿った陸軍墓地に特化した存在となっていた。

3 コレラの流行と真田山陸軍埋葬地

一九二二年に刊行された井上正雄『大阪府全志』の「陸軍墓地」の項に次の説明が付されている⁽⁴⁷⁾。

陸軍墓地あり、明治四年民有地を受領して墓地と為し、同一一年其の一部に避病舎を建設せしも、同二九年撤去せられる、現存する番宅及び附属建物は、同一一年避病舎附属として新築せしものなり。敷地八八四〇坪一合三勺の面積を有し、第四師団所属在阪部隊の戦病死者を埋葬せり

ここで従来の真田山陸軍墓地に関する記述で殆んど触れられていない避病舎の存在が指摘されている。しかし比較検討するために集めた地図

の、どこにもそれらしい表示は見当たらない。明治一一から二九年とは西暦一八七八から一八九六年なので、地図3から地図6が記事の時期に該当する。地図5、6に招魂社の建物は描かれているが、避病舎を想定させる図は見当たらない。

ところが招魂祭の記事を探している時に、時期は違うが真田山陸軍埋葬地に避病舎に関連する記事が出てきた。『浪花新聞』一八七七年一月一二日付に短い文章がある。

鎮台にてハ真田山の地所堅二十間横四間をコレラ病にて死せし兵の墓地にされしよし

西南戦争で激しい戦闘が続く負傷者が急増すると、政府軍の最大の補給・中継基地となった大阪に、負傷者が続々後送されてきた。大阪鎮台病院は手一杯になり、三月三十一日にはスタッフを増員して大阪陸軍臨時病院を設けた⁽⁴⁸⁾。しかし、戦傷者の増大で収容できなくなると、臨時病院に所属する病舎は次々に増設された。やがて八月半ばの延岡戦以後は、戦傷者が減少し替わって脚気や伝染病の腸チフスやコレラ等の患者が増えはじめた⁽⁴⁹⁾。

この時のコレラは、清国で流行していたものが船舶の検疫不備のため九月上旬に長崎に上陸したものであった。丁度西南戦争が終り帰還する兵士が九月下旬から十月に船で大阪港まで乗り合わせて、コレラが伝染したといわれる⁽⁵⁰⁾。大阪でこのコレラの最初の患者が出たのは九月二十二日、大阪港の近くからであった。忽ち大阪の各地に拡がり猛威を振るった。一〇月一日には「虎列刺病追々蔓延、不容易病勢」となり、行政の命令で芝居・諸興業は禁止され、一〇月十五日には秋祭りの神社・仏閣の夜市が、さらに一六日には神社の祭礼そのものも禁止された⁽⁵¹⁾。

その後様々な対策がとられ、一〇月下旬にはコレラの流行は減少しはじめ、翌年初には下火になった。当時のコレラ対策の一つは、患者を一カ所に集めて避病舎を建て健康な人々と隔離することであった。従って

表6 1877年流行コレラ患者・死者統計

1877年9月～78年2月	患者数 (A)	死亡数 (B)	死亡率 $\left(\frac{B}{A} \times 100\right)$
全国	13,816 人	8,027 人	58.1 %
内大阪府 (a)	1,619	1,228	75.8
内大阪陸軍臨時病院 [*] (b)	887	482	54.3
大阪府の患者・死亡数 中の陸軍病院の割合 $\left(\frac{b}{a} \times 100\right)$ %	54.8	39.3	

出典：『新修大阪史』第5巻513頁から作成。ただし※は同書の269、270頁による。

この境内の一部（恐らくは陸軍墓地側）にコレラ病舎が建てられた。そしてそこで死亡した場合が、先に見た一〇月一二日付の「コレラ病にて死せし兵の墓地」の記事になったのである。

堅二〇間で横四間といえは、大体二六〇平方メートルに相当する広さの墓地ということになる。ここに表6で見た鎮台関係の死者四八二人を埋葬すると、一人当たり〇・五四平方メートルとなり、陸軍の埋葬規定の下士兵卒一坪（約三・三平方メートル）より相当狭いことにな

罹病者の死亡率は五〇%以上と非常に高かった。大阪府の患者の五四・八%は大阪陸軍臨時病院の兵士等で、その多くは西南戦争からの帰還兵であった。大阪鎮台がこのコレラの流行の中心地であったことを示している。⁽⁵²⁾

患者が多発したところには避病舎が建てられ、終熄するとその建物は取払われたが、伝染を恐れて焼毀した場合が多かった。

流行の中心となった大阪鎮台の大阪陸軍臨時病院でも、一般病棟から隔離してコレラ病病舎を新設した。これが九月下旬頃からコレラ患者を収容した病舎で「大阪宰相山心眼寺、病舎二棟新築⁽⁵³⁾」という記録として残されている。心眼寺というのは、地図2、地図6等にも記載されている

真田山陸軍墓地の西北端に隣接する浄土宗本派の寺院で現存している。⁽⁵⁴⁾ 敷地は当時は今より広くて、直接陸軍墓地に接していたと伝えられる。⁽⁵⁵⁾ それが表3に記載された敷地面積七九二坪で、この境内の一部（恐らくは陸軍墓地側）にコレラ病舎が建てられた。そしてそこで死亡した場合が、先に見た一〇月一二日付の「コレラ病にて死せし兵の墓地」の記事になったのである。

。当時は座棺に死体を納めて埋葬するので一人につき一坪は必要だったものと思われるが、コレラで死んだ場合は、流行を恐れて火葬されたために土葬の時の広さを必要としなかったからであろう。

こうして狭い一画に、コレラで死んだ全国から徴兵された兵卒の火葬した遺骨が納められ、その上に墓碑が立てられたものと思われる。墓地Bブロックの13列から23列と30列から48列の一带に五八〇基の西南戦争の死者の墓碑が並んでいる。特に30列から48列には「虎列刺病死」の刻銘が目につき、この部分が『浪花新聞』の記事の該当地かと思われる。

十月下旬には下火になったとはいえ、未だコレラでの死者は出ていた



図6 墓地Bブロックの墓碑に霊場維持会主催の慰霊祭を前に花を供えた写真（吉岡武氏撮影・提供）。右手木立の下の墓碑群が西南戦争期のコレラで死んだ兵卒の墓碑群。

時期であった。前節で見た、西南戦争後の大招魂祭が開催された一〇月二八日はこうした状況下にあった。先に紹介した折詰を報じた新聞記事は「尤も当節柄疫病流行の際なれば料理に注意すべしとの命あり」と、わざわざ衛生に注意するようにとの命令が出ていたことが注記されている。コレラで秋祭りも禁止されたが、コレラも峠を越えて大阪の人々は久しぶりに賑やかに参集できる招魂祭を、西南戦争での死者への招魂だけではなく、公認のハレの日と受けとめた面があったのではなからうか。用意した弁当では不足する予想外の盛況の一面に、コレラの流行の重い影があったことも見ておきたい。

一〇月二八日の招魂祭に参加した「中谷徳恭戸長日記」(大阪市史料)の次の一文はそうした空気を伝えていると思われる。

二十八日 晴

本日、佐竹君参宮ヨリ下阪入来。小池君入来。夫ヨリ小池君同道市岡へ行き、杉村・菅野両君同伴九条前島君江立寄、五人同車鎮台江行き、征西戦死ノ招魂祭式ニ参拜。競馬一見。帰途前島ト相離レ料理店ニテ傾杯。午後第六時帰宅。

この後十一月に入ると、コレラの病勢は衰え各地に臨時に設けられた避病舎・避病院が次々に閉鎖、取払い焼毀されている。そして一月九日の『浪花新聞』では、「当鎮台真田山の避病院ハ去六日に引払ひに相成し由」と大阪鎮台のコレラ病舎の引払いを伝えている。一月八日付『大阪日報』は、その具体的様子を次の様に報じている。

当臨時病院の真田山避病院も新患者これなく只五名の旧患者の稍全癒に赴きたるを以て最早昨今に引揚られべき五都合なる由欣然の至にこう

一八七七年のコレラの流行は、当時の大阪の人々には大事件として語り継がれたが、その中で年月が誤まって筆録されたか、その後も何回かあったコレラの流行の折に再び一時的に避病舎が建てられたことを継続

した避病舎と誤解したことがあったのではないか。『大阪府全志』の記述は、コレラと真田山陸軍埋葬地の関係を明らかにする手掛かりを与えてくれたが、避病舎については誤解があったようである。

4 墓地の景観・面積の変化と地域の追悼行事

先にあげた地図1と地図2は、近世の絵図的手法で地図を描いている。それだけに成立期の真田山陸軍埋葬地の景観を、ビジュアルに伝えている面があると言えよう。まず真田山が未だ小高い丘として残っている、玉造の一番高い土地であることを示している。その南は一面寺院で、近世の大坂の都市計画が寺町という宗教的エリアを形成したことを示している。真田山の北方は野島等もあるが御城代屋敷があつて武家の屋敷地もあり、その北には大坂城が聳えて、支配者である武士の生活空間が広がっていた。その西方は、引用した地図では省略したが、天下の台所と言われた商都大坂・町人の街が海まで展開していた。

つまり真田山は、宗教的エリアと武士の生活空間と商都大坂・町人の街の三つの異なる生活空間の境界に立地していた。その真田山の麓から東南に向かって下ってゆく斜面の一面が、真田山陸軍埋葬地とされたのである。

一八八四年から一八九〇年にかけて測量された近畿地方の准正式地図を「旧版地図(仮製図式)」と言う。近代的測量法によって作成された最初の地図である。真田山を含む大阪を中心とする二万分の一の旧版地図は、一八八五年大日本帝国陸地測量部によって作成され一八九八年に修正された地図が発行されている。これが真田山陸軍埋葬地の地形を、地形図記号で読みとれる、入手できた中で一番古い地図ということになる。先にみた地図5が、そのうちの真田山を中心とした部分を抜き出して拡大した図である。

一八八五年に測量され一八九八年に修正されているので、成立期の姿

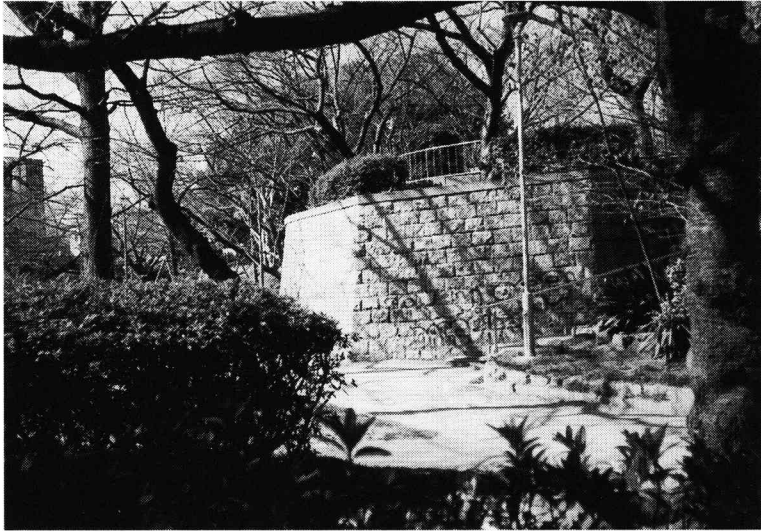


図7 旧真田山陸軍墓地の東南隅の現状。もとはなだらかな傾斜地で、そこに墓碑が一面に建てられていた。現在は擁壁で区切られている（2002年2月撮影）。

ではないが真田山陸軍埋葬地が一定の形を整えた時期の景観として、地図5を少し丁寧に見てゆこう。

まず「真田山陸軍埋葬地」という表示はないが、「Ⅰ」の記号によって「墳墓」の地として、敷地の南半分には相当数の墓碑があつたことが明らかになる。北半分の中央部には比較的大きな建造物が一棟、墓地にむかつて細長く建つていたことが分かる。周囲の民家の表示の大きさと比べると、二、三倍の大きさがあり、これが地図2、地図3に表示された招魂社だつたと思われる。位置から言えば、現在の納骨堂の北で、西側に九カ寺が並ぶ寺院の北端の心眼寺に横並びの場所であつた。という

ことは、等高線から真田山陸軍埋葬地の一番高い位置にあり、ここから見下ろすように墓碑が並んでいたことが分かる。まさに招魂祭をするのにふさわしい場所に招魂社が建てられたと言えるであろう。

真田山陸軍埋葬地の西北側隣地に清堀村の表記があるが、この清堀村の文字のある辺りからその南にかけて（一部は真田山陸軍埋葬地の北側も含む）が、大阪城の南の小高い丘である真田山になる。その周縁は、所によっては急峻で、所によっては緩かな斜面がとりまいている。真田山陸軍埋葬地は、東南面が緩かに下つてゆく斜面に墓地を造つたことになる。その東南部の端は急斜面になつていたようで、「牆工坑（しやうこうかん）」という人工的土留めによって埋葬地とその外側を区切っている。斜面が続いている埋葬地の境界以南は「Ⅱ」の表示で「果園」を示している。埋葬地に指定される迄は、埋葬地になつた土地も果樹が栽培されていたことを示唆している。

西側は大きな寺院が九カ寺南北に並んでいて、その境内を囲う壁が埋葬地との境界になつている。埋葬地の東北隅は「Ⅲ」と鳥居の表示があつて、神社の存在を示している。その境内は七二〇坪で姫山神社（もと日月山神社、宰相山神社と称し、一九〇八年には三光神社と改称し現在に至る）の本殿等の建物があり、⁵⁹陸軍埋葬地内の招魂社の土地に連なる高台を形成していた。

東南の方角が開けて、緩斜面に墓地が拡がっているという最近の各地に見られる墓地公園に似通つた景観だが、荘厳な神社といった雰囲気とは些か違つていたように思われる。

明治四年四月に陸軍埋葬地にするために、大阪府が弁官宛に提出した伺によると、同年三月現在の同地で租税の対象に挙げられたのは、「此畑高九石四斗貳升九合⁶⁰」と斜面の丘陵で果樹の栽培による僅かな収穫しかなかったことを示している。この成立時の面積は、表1で見たと通り合計八四九七坪二合五夕（約二万八〇四〇平方メートル）であつた。後に

表7 墳墓坪数表と墓標規格

階級	将官	佐官	尉官	下士官・兵卒	
坪数	3坪5合	2坪5合	2坪	1坪	
縦	2間半	2間半	2間	1間	
横	1間	1間	1間	1間	
階級	将官	上長官	尉官	下士	兵卒
墓標高さ	5尺	4尺5寸	4尺	2尺5寸	2尺
方	方1尺	方9寸	方8寸	方6寸	方5寸

出典：墳墓坪数は1877年12月20日「陸乙達二百二十四号」に、墓標規格は1874年10月13日「陸布第三百六十九号」による。なお墳墓坪数には備考として「将官同等官以下本文ニ準ス」とある。

一八七七年二月、陸軍省は陸軍埋葬地における各階級毎の墳墓の坪数を規定する通達を出した。⁽⁶¹⁾これはそれ以前に試行錯誤を重ねながら、納得される先例を成文化化した面もあったと思われる。当時は一般に土葬が主流で、真田山陸軍埋葬地でも土葬であったと述べているものもある。⁽⁶²⁾死体を棺桶に入れて埋めるためには、座棺でも一人分一坪(約三・三平方メートル)は必要であった。「墳墓坪数表」を見ると、下士兵卒は一番小さな、そしてそれが当時の埋葬地に必要な最少限度の一坪で、階級によって段々墓地面積が広くなるという厳然たる差があった。さらに墓標では、下士と兵卒の高さに五寸(約一五センチメートル)差をつけるということ、埋葬の面積は一緒でも墓標の高さという視覚で、死後も階級差を示すという特異な墓地区空間が形成されていくことになった。

下士・兵卒の埋葬の坪数で言えば、真田山陸軍埋葬地は八五〇〇人の

埋葬地が用意されたことになる。これは第一節で述べたように、大阪鎮台だけでなく日本の全陸軍を対象とした中央墓地を想定して発足したことを示していると言えよう。

ところが西南戦争が始まって間もなく、激戦で死傷者が増えだすと、真田山の埋葬地では不足するのではないかとの声が出たようで、第二節で見た『浪花新聞』の一連の記事になったものと思われる。

その後真田山陸軍埋葬地の景観に関して報じられたのは、一八八〇年四月三〇日付の『朝日新聞』の次の記事である。

近日鎮台将校方の協議にて東成郡真田山の陸軍埋葬地へ種々の樹木を植付追々には東京九段坂同様の景色になさんとの目論見中なるよしに聞及べり

「東京九段坂」とは、九段坂にあった東京の招魂社が一八七九年六月四日に靖国神社と改称して別格官幣社に列格されたこと(63)から、靖国神社のことを指している。これより先の一八七七年一月一日には、西南戦争の戦死者合祀臨時大祭が九段坂の招魂社で盛大に開催された。この時特に明治天皇がみずから「御拝」して、東京の招魂社を重視していることを内外に印象づけた。⁽⁶⁴⁾こうした位置づけの中で、靖国神社では急速に荘厳な雰囲気を感じさせる景観が形成されていった。

これを目にした大阪鎮台の将校達のなかから、真田山の招魂社・埋葬地にも植栽して荘厳な環境を作ってゆこうという意見がでてきたのである。しかし前に見た通り、大阪の真田山は埋葬地としての機能を中心に位置づけられており、この企画は実現しなかったようである。新聞にもこの統報は出てこない。

その後、『公文雑纂』の一八八二年三月八日の項に、陸軍省が民有地を買入れて真田山陸軍埋葬地を拡大した次の記録がでてくる。

大坂宰相山之地所受領之儀ニ付伺

大坂府下摂州西成郡吉右衛門肝煎地字宰相山民有畑地別紙図面藍色

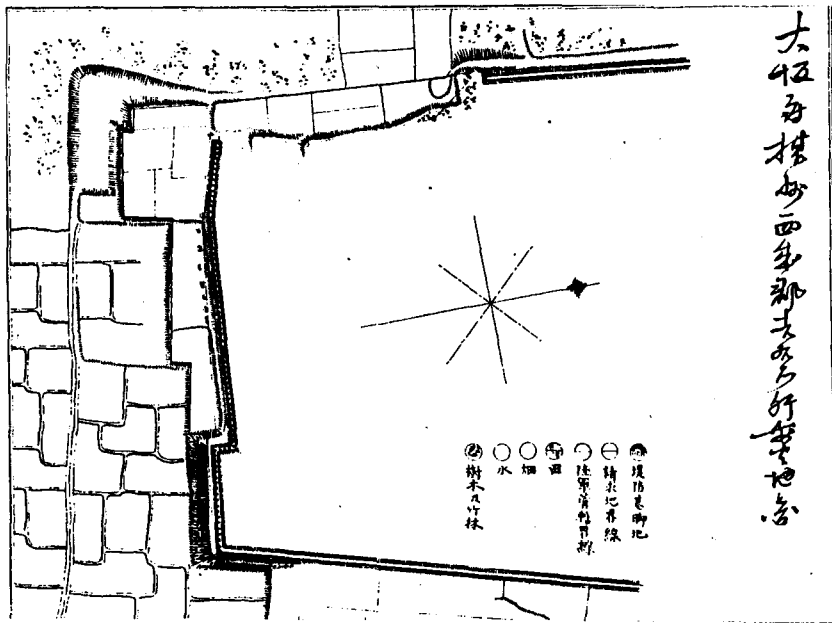


図8 「真田山陸軍埋葬地南側増地図」(大阪府摂州西成郡吉右衛門肝煎地図)

線内面積三百拾七坪該埋葬地増地トシテ買収シ官有地第三種ニ編入
 当省へ受領之儀内務省へ予メ及協議候處差支無之旨回答申越候間該
 地受領致度此段相伺候也

明治十五年三月八日

陸軍大臣大山巖

太政大臣三条実美殿

これに続いて、同書には次の一文が続く。

伺ノ趣聞届候事

明治十五年三月廿八日

こうして三一七坪の畑地が真田山陸軍埋葬地の増地として編入された
 (図8)。埋葬地は南側に拡張し、西南戦争を終えて整備されたことが分
 かる。

その後多少の変化はあったものの、基本的にはこの増地分を組み込ん
 だ約八八〇〇坪が真田山陸軍墓地の最大の面積であった。先に見た『大
 阪府全志』が、一九二二年に発行された当時の記述として「敷地八千八
 百四拾坪壹合参勺の面積を有し」と記しているのは、この時の状態を述
 べている。同書が隣接する三光神社の景観について記述した次の文は、
 一九二二年時点の真田山陸軍墓地の状況にそのまま該当すると言えるで
 ある。

社地は一に宰相山の名あり、元和の役に加賀宰相の陣營此の附近に
 ありしより此の称ありといふ、俗に真田山と呼べるは誤なり。一帯
 の丘阜は南に亘り、其の東辺は断崖を為し、平野を隔て、河内の連
 山は目睫の間に迫り、風景の美しいふべからず。其の西に接して陸軍
 墓地あり、

小高い丘は南にむかつて眺望が開け、緩斜面を下ってゆくと一面に墓
 地が並んでいる。陸軍墓地として定着した姿が見えるようである。

この間、真田山の地を離れた招魂祭は、明治記念標前での五月の追悼
 行事が定着していった。明治記念標が設置された翌一八八四年五月六日
 付の『日本立憲政党新聞』には、次の予告記事が掲載された。

招魂祭 今日より行ハる、大坂中の嶋の明治記念標前の招魂祭に付
 てハ参拝便宜の爲め参拝券六千枚を限り発せられ又大坂各銀行より
 ハ新調の国旗一雙を寄附せし由

同紙による続報で盛大に招魂祭が執行された様子は、第二節に引用し
 た記事に見る通りであった。一八九一年四月に、明治記念標は大阪府奨
 武会に移管されることになったので、それ以後の招魂祭は大阪借行社と

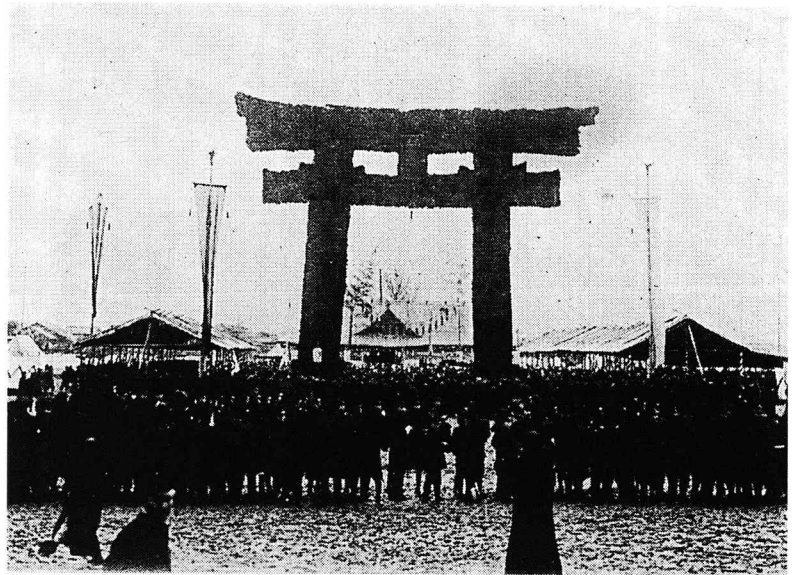


図9 「明治三十七八年戦役陸海軍戦病死将士臨時招魂祭ノ光景」
1906年2月22日、大阪城東練兵場に仮設の招魂施設を設けて盛大に実施された一齣。
出展：『第四師団招魂祭紀念帖——明治三十七八年戦役』
(奥付はないが、写真の内容から第四師団が編集・発行したものと考え)

大阪府奨武会の共催となった。その後一九〇〇年六月二八日に、財団法人弔魂会が小川陸軍中將を会長に大阪市四区および府内各郡市の委員長、事務局員等四〇〇余人で発足したので、以後明治紀念標前での招魂祭はこの弔魂会が主催することになった。⁽⁶⁷⁾ その際に大阪借行社が保管する戦死者等の名簿を「神璽」として祭典の時に祭壇に「奉安」し、終ると大阪借行社に乘馬憲兵の警護のもとに戻した。⁽⁶⁸⁾ 一九〇一年からは城南練兵場が招魂祭の会場になり、更に城東練兵場が会場になると、明治紀念標も移され、その前に臨時仮設の祭祀施設が設けられ終ると撤去され

た。一九四〇年に大阪護国神社が大阪市住之江公園内の一万坪を社域に創建されると、城東練兵場での招魂祭は行われなくなり、明治紀念標は大阪借行社に納められた。その後アジア太平洋戦争期の金属回収運動によって、明治紀念標はその姿を消した。⁽⁷⁰⁾

この間、第二節で見た通り真田山陸軍墓地は陸軍の墓地として、追悼・慰霊の招魂祭とは分化した。いわば「特化」して、墓地の機能に限定された空間となってきた。勿論、個々の死者の遺族は、墓碑の前で花を供え家族で追悼の時間を持つ場ではあったが、それは飽く迄も私事としての追悼・慰霊であった。

丁度この時期に、真田山陸軍墓地の西数百メートルの地、大阪市東区清水谷東之町に大阪府第一高等女学校が開校した。その前身は一九〇〇年に大阪市南区千代町の大宝小学校分教場に開設された市立大阪第二高等女学校である。⁽⁷¹⁾ 一九〇一年三月一二日には、大阪府清水谷高等女学校(以下本稿では「清水谷高女」と略記、その後身が現大阪府立清水谷高等学校)と改称し、四月から発足した。

大阪は勿論、日本の女子中等教育の草分けの学校という意識をもって学校経営にあたった初代大村忠二郎校長は、意欲的に新しい教育を創り出した。その中の一つに養徳暦という学校行事があり、一九〇一年一月五日に養徳暦発会式を実施し、以後清水谷高女のユニークな伝統行事とされてきた。この養徳暦の趣旨は次の通りであった。

人の徳義は教育の力によりて養成せらるべきものなれども其人々が接する境遇より感化を受くることも大なりとす(中略) 我校は大阪市の東部に位する高燥なる丘陵上にあり(中略) 窓を開けば巍峨たる大阪の城郭は目下(中略) 更に頭を転ずれば飯盛山を東北の方に望むべし其山腹なる四条畷の神社は小楠公を祀れる所にして(中略) 生駒山下には日下村あり雄略帝の皇后なる幡梭皇女の住ませ給ひし処(中略) 此等の地は実に我校を圍繞して(中略) 此校に

表8 清水谷高女「義勇日」行事内容

年度	行事内容
1901 (明34) 12.18	8連隊参観
1902 (明35) 12.6	授業午前2時間、式を講堂にて行う。午後招魂祭に参拝
1904 (明37) 12.17	11時儀式を挙る。午後校友会主催 陸軍中尉林義介 沙河会戦の実戦練
1905 (明38) 12.16	校友会 軍人遺家族慰勞
1906 (明39) 12.10	午後式を挙げ、貴族院議員 伊沢修二講演、運動場にてダンス
1907 (明40) 12.20	式を行う、校友会3時30分終る。(豊太閣にちなんだ話あり)
1911 (明44) 12.9	儀式挙行 一戸師団長・松崎大尉の講話。真田山墓地に参拝
1912 (明45・大元) 12.7	10時半 真田山陸軍墓地参拝、式を挙ぐ。午後一戸中将、渡辺露亭が乃木大将の追慕講演
1913 (大2) 12.6	講堂にて儀式。大迫第4師団長講話。真田山墓地に参拝す
1914 (大3) 12.19	10時半 真田山陸軍墓地参拝。大迫師団長講話。午後2時大毎記者 安藤古泉 青島攻囲軍行軍談
1915 (大4) 12.22	午後講堂にて校長訓話。真田山陸軍墓地参拝
1917 (大6) 12.8	11時 真田山陸軍墓地参拝。第4師団長 宇都宮中将訓話
1918 (大7) 12.14	午後2時 講堂にて儀式、立花師団長講話。のち墓地参拝
1919 (大8) 12.23	午後1時半 真田山陸軍墓地へ 第4師団長 町田中将訓話
1920 (大9) 12.11	授業3時まで、真田山陸軍墓地参拝 師団長代理権堂少将講話
1921 (大10) 12.23	2限より講堂にて松山少将講演。午後1時半より真田山陸軍墓地参拝 鈴木第4師団長同行
1922 (大11) 12.21	3限にて授業終了。午後1時植村小楠公の講話。3時半墓地にて師団長講話。
1923 (大12) 12.12	午後1時、川口清健大尉欧州戦争の概況の講話。3時墓地参拝、村岡第4師団長訓話
1924 (大13) 12.18	2限より講堂にて河野悦次郎 国防の必要と国民の覚悟の講話。1時参拝 第4師団長 村岡中将訓話
1925 (大14) 12.23	10時40分式を挙ぐ。のち陸軍墓地に参拝
1927 (昭2) 1.20	10時より講堂にて由上中佐講話。午後1時 真田山墓地参拝、菱刈師団長訓話
1928 (昭3) 2.1	11時 八原昌照中佐軍事講話1時まで。真田山墓地へ(午後) 林第4師団長訓話
1929 (昭4) 1.20	授業なし。長谷部大佐「露国共産党運動の本質及我国に及ぼせる影響」の講演2時間。墓地へ
1931 (昭6) 12.18	3限より中村少尉講演2時間。午後真田山墓地参拝、師団長講話
1932 (昭7) 12.19	3限より石井中佐講演1時間。午後墓地参拝
1933 (昭8) 12.18	3限より服部少将講演
1934 (昭9) 12.21	3限より講演。午後真田山陸軍墓地参拝。美化作業
1935 (昭10) 2.18	2限より川口中佐講演「対ソ関係」、墓地清掃、参拝
1936 (昭11) 12.21	3限より小田島少佐講演。午後墓地へ
1937 (昭12) 12.20	海軍大佐安住義一講演(2限より1時間半)。午後墓地へ
1938 (昭13) 12.17	海軍小島大佐講演(2限より)。12.20 2時 真田山陸軍墓地へ
1939 (昭14) 12.16	大阪憲兵大木隊長 防諜に関する講演。真田山墓地参拝
1940 (昭15) 12.17	2限より真田山陸軍墓地清掃。午後映画会(現役将校講演には陸軍大臣の許可必要)
1941 (昭16) 12.23	8時30分~10時30分 真田山陸軍墓地
1942 (昭17) 12.23	真田山陸軍墓地
1943 (昭18) 12.21	1時真田山墓地へ(各自の花購入不能)
1944 (昭19) 12.24	校長訓話 墓地へ

出典：『しみづだに 1900~1990年』55頁掲載表引用。下線は引用者が付し、第4師団の師団長か代理が参加していたことを示す。

登る者の幸福を誠に大なりと謂ふべき(中略)これに関する講話をなし或は生徒を其地に伴ひ親しく其人に接するの思想あらしめむとす。徳義を養成するに少なからざる助となるべきを信ずればなり。

この大村校長の方針に沿って、楠木正行戦死の二月一二日を忠孝日、幡梭皇女が養蚕を勧めた五月に広益日、仁徳天皇が陸地を定めた一〇月五日を恭儉日、大坂城起工月の一二月を記念する義勇日とする養徳暦の行事日とした。⁽⁷²⁾

一九〇一年二月一八日の第一回の義勇日には「陸軍第八聯隊の軍旗祭を拝見、営舎を参観」、一九〇二年二月六日には「招魂祭に参拝」、一九〇四年二月一七日には陸軍中尉林義介「沙河会戦の実戦談」、翌一九〇五年二月一六日には「日露戦争の軍人遺家族慰勞」と、主に軍事に関する教育行事が催された。

一九〇六年は貴族院議員伊沢修二の講演とダンス、一九〇七年は豊太閣にちなんだ話と傾向の違う行事になり、一九〇八年から三年間は式の内容が不詳になっている。⁽⁷⁴⁾ところが一九一一年二月九日の義勇日は、

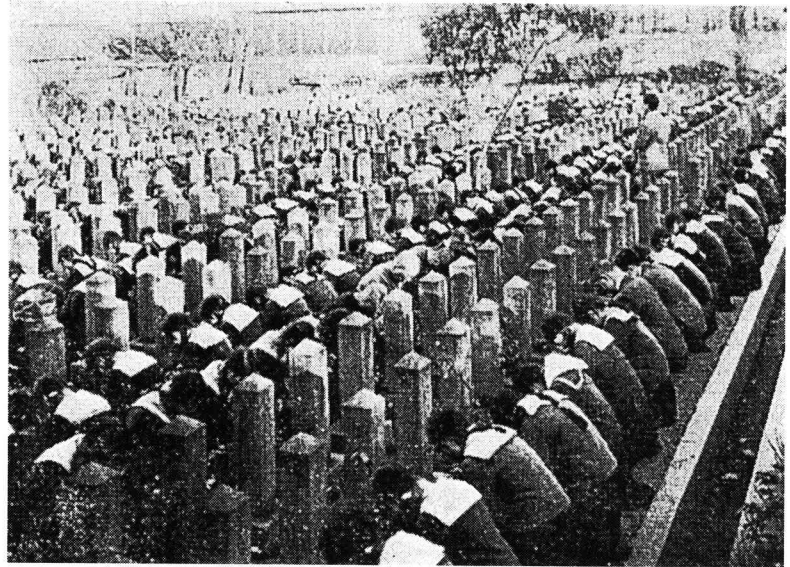


図10 清水谷高女生徒の真田山陸軍墓地参拝
(『清水谷六十年史』所収写真)

それまでと変って軍人、それも第四師団の一戸師団長が講話をしてその後真田山陸軍墓地に参拝している。以後ほぼ同じような形で、この義勇日の墓参は一九四四年迄続いた(表8)。このことについて、清水谷高の沿革史は「何故、高官の軍人の講話と真田山陸軍墓地参拝になったかは不明である」と記述している。⁽⁷⁵⁾ 直接の契機はわからないにしても、清水谷高女のすぐ近くに数千人の若者の眠る墓碑が整然と並ぶ真田山陸軍墓地独特の空間は「生徒を其の地に伴ひ親しく其人に接する」最良のフィールドであったと思われる。事実清水谷高女の卒業生で、真田山陸軍墓地へのお参りを今も思い出として挙げる人は少なくない。⁽⁷⁶⁾

同時に陸軍の側からは、大阪府第一高女以来の伝統を持つ清水谷高女は、大阪の女子教育の名門であり、その生徒に軍が協力を呼びかけることは将来の大阪の有力者夫人を軍の理解者・協力者に獲得する大切なルートと考えられたのであろう。一九一一年以来一九三三年までは、ほぼ毎年清水谷高女の義勇日の講演または墓参に第四師団長が参加している。当時、一つの高女の行事に師団長が参加するのは特別のことだった。満州事変・日中戦争期に入り長期戦化するに及んで師団長の参加はなくなるが、それでも佐官級の将校が、現役将校の講演が制限される一九四〇年迄毎年講演していたところに、清水谷高女の義勇日に対する軍の位置づけを見ることができあろう。

この義勇日に参加した清水谷高女の女学生が、当時どう感じたかについては別稿⁽⁷⁷⁾にまとめているので、本稿ではその紹介は省略する。ただ景観が整った真田山陸軍墓地を、地域の学校が教育の場に組み込んだことは、地域の人々の側が追悼・慰霊の行事にとり組む先例の一つとなった。やがて日本が一五年にわたる戦争の時代を迎えると、多くの学校や在郷軍人会、国防婦人会、産業報国会と様々な分野の人々が動員され、真田山陸軍墓地の前で戦争への協力を誓う場を利用してゆくことになった。⁽⁷⁸⁾

一方、市民の中で自発的に追悼のとり組みをする人もいたが、新聞に「奇特な」善行として報じられる状況だった。一例として一九〇九年七月五日付『大阪朝日新聞』の記事を一部引用する。⁽⁷⁹⁾

大阪東区真田山の陸軍墓地は、今は第四師団経理部の管理に属して居るが、明治七年佐賀役以来、日露戦争に至るまでの戦死者病没者約六千人を葬つて、流石に広い墓地も狭苦しいと思はる、まで、大小種々の石碑が立並んで居る、元第四師団経理部の技手であった西垣金太郎(四三)といふ人が墓守となり、一人常雇掃除夫を置いて、常に墓の手入れをして居る、(中略)常には訪ふものがない、

表9 真田山陸軍墓地内の外国人墓碑

墓碑位置番号 正面墓碑銘文	(右) 右側面銘文 (左) 左側面銘文
A 1-50 独逸□□軍曹ヘルマンゴル之墓	(右) (左) 大正四年九月七日於大阪衛戍病院病死
A 1-51 独逸□□兵卒ルードリビクラフト墓	(右) (左) 大正六年三月一日於大阪衛戍病院死亡
A 2-50 故清国□□楊永寛之墓	(右) 大正四年五月／帝国在郷軍人会西区連合分会再建 (左)
A 3-51 清国□□呂文鳳之墓	(右) 朝鮮皇城内清国電信局巡査 (左) 明治二十八年六月十一日於／大阪陸軍予備病院死亡
A 3-52 清国□□劉起得之□	(右) (左) 明治二十八年一月三十一日於／大阪陸軍予備病院死亡
A 5-52 故清国□□西方診之墓	(右) (左) 大正四年三月／帝国在郷軍人会西区連合分会再建
A11-45 清国□□李金福之墓	(右) 河盛軍歩兵卒 (左) 明治二十八年七月十六日於／大阪陸軍予備病院死亡
A12-34 清国□□劉漢中之墓	(右) 清軍馬兵五品頂戴 (左) 明治二十七年十一月九日於大阪陸軍／臨時病院死亡行年二十三才

出典：正面墓碑銘文の人名前の□□はセメントを埋めたもので、A 1-50、A 1-50 は「俘虜」の文字を1931年第四師団が消したもの。A 2-50 以下6基も同時に埋められたものと思われる。



図11 ドイツ兵の2基の墓碑 墓碑群の一角、手前右がA1-50 独逸□□軍曹ヘルマンゴル之墓。左がA1-51 独逸□□兵卒ルードリビクラフト墓。

然るに爰に北浜一丁目株式仲買人高橋保次郎という奇特な人があつて、一昨年（昭和十一年）の春人知れず家族や縁戚の者と共に、大八車に餅や榊を積んで行き、殉国の戦士が英霊に供養をしたが、今年も亦一昨日二十余名の人手を雇ひ入れて、墓地全体の掃除を為さしめ、昨日は店

員二十余名を率ゐて、午前五時から飾り餅、榊、線香等を六千基の墓の前に悉く供えて（中略）午前十一時といふに同墓地を引上げた、予てより門前に待ち構へて居た附近の女子供は、施主の一行が去るを待ちかね、供養の飾餅を得んと潮のやうになつて押入り、墓碑の間を駆廻つて袂を一ぱいに膨らませた、「決して供養と申すやう鳥辭がましいことでは御座ひません。開店三周年の内祝ひに酒をのむ代りに、斯うして参詣さして戴きましたので」とは主人（中略）の辞（以下略）

一方、真田山陸軍墓地内には二人のドイツ兵と六人の清国兵の墓碑がAブロックに現存している。このドイツ兵は、第一次世界大戦で中国山東省膠州湾に面したドイツ租借地青島攻略戦で日本軍の捕虜になり、日本に送られてきた四六〇〇余人の中の二人であった。⁽⁸⁰⁾ 当時は捕虜に対して国際法に基づく待遇が心掛けられた。この二人が一ニカ所の捕虜収容所のどこに収容されていたかは不明だが、大阪の桜島収容所だった可能性

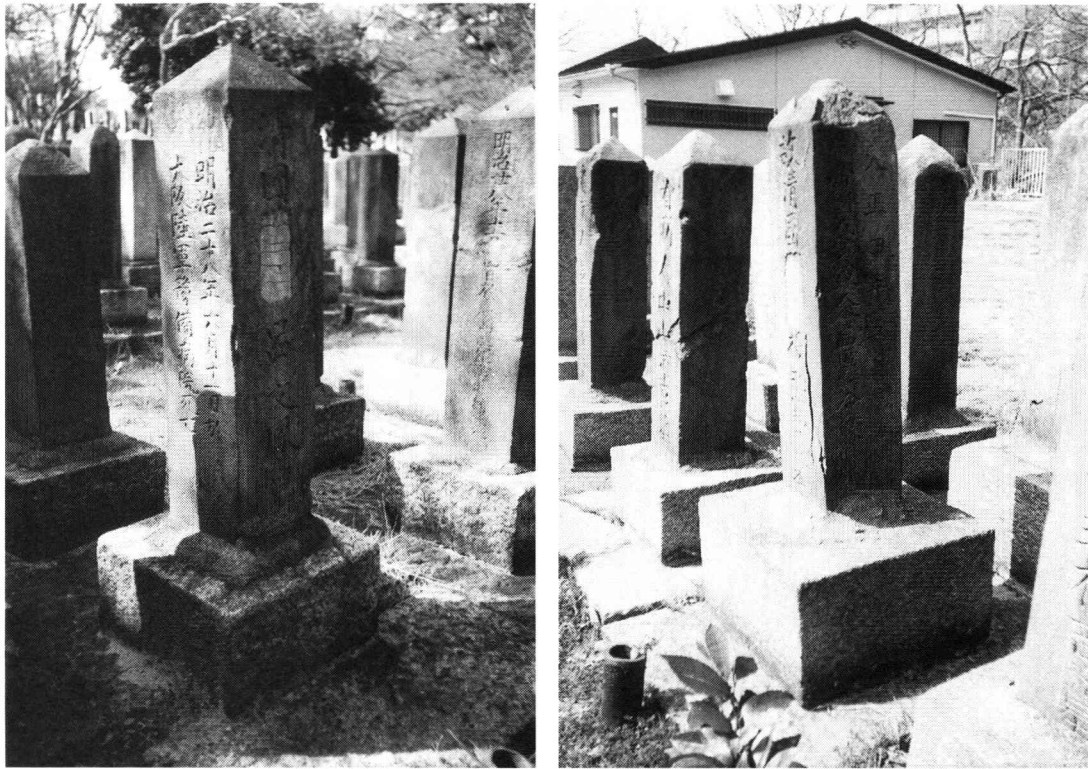


図12 清国兵の墓碑

右側写真一番手前がA2-50 故清国□□楊永寛之墓
左側写真中央手前がA3-51 清国□□呂文鳳之墓

が強い。病気になって大阪衛戍病院に入院したが死亡した。二人の死亡年月日は表9の通りであった。ベルサイユ条約によって捕虜が解放されたのは一九二〇年一月一七日、第一次世界大戦終結二年後のことであった。

歩兵第八聯隊、歩兵第三七聯隊から捕虜収容所へは交代で衛兵勤務に行ったので、亡くなった二人とそこで縁ができたのか、大阪衛戍病院で接触があったのか具体的には分からない。しかし捕虜になって遠い異郷の地で亡くなった二人に同情した帝国在郷軍人会西区連合会の尽力で、真田山陸軍墓地内に墓碑が建立された。

その際、日清戦争時で捕虜になり、大阪陸軍予備病院、臨時病院で病死した清国兵の墓碑で隣接して傷んでいた墓碑も同時に再建された。

帝国在郷軍人会西区連合会の中の、誰がどういう立場からこの事業を進めたのかは不明だが、兵士として戦場に立った体験から、死者に対して国境を越えたヒューマニズムの思想があったのであろう。

真田山陸軍墓地が招魂祭の会場と分離していて、墓碑を建てるのが靖国神社の祭神に祀られることと一体ではないことが、捕虜の墓碑を建立することを可能にしたことも注意される。墓地として「特化」していたことが、大阪の元兵士達のヒューマニズムを外国人兵の墓碑の建立という形で実現させたのであろう。

なおこの墓碑については後日譚がある。『大阪毎日新聞』一九三一年五月七日付には、「独兵の墓前に咲いた人情の花／阿部師団長とドイツ領事が／陸軍墓地の奇遇」と三段抜きの見出しで、次の記事を掲載している。

幾多の戦功を包んで永劫に安らかな眠にある大阪東区宰相山の第四師団真田山陸軍墓地、そこに一万三百廿一基の墓碑に伍して銀杏の木蔭にさびしく立つ二つの墓標、それは欧州大戦の青島役に俘虜となつてそのまま、日本の土と化した二人のドイツ兵の墓であるが五日

この墓前で国境を超越したうはしい人の情の花が咲いた、同日午前城東練兵場の招魂祭を終つて午後零時半ごろ阿部第四師団長が各幕僚を従へて同墓地に参拝し婦人団体古友会員およびその令嬢達六十余名や三七会員らと共に中央部の「第四師団戦病没者の墓」と記した墓標前でしめやかに神仏両式で回向してゐるとき、通訳を伴つた五十歳位のドイツ人が大きな花輪を持つて礼拝に來たので阿部師団長が流暢なドイツ語で来意を問うたところ右は大ビル八階のドイツ領事館領事ハンス・ワルネル・ローデ氏で「私の国の二人がこちらに厄介になつてをります、そのお礼かたがた礼拝に参りました」とのこと師団長はじめ一同深く感じて右二人のドイツ兵の墓にも打つて参拝したが師団長として外人俘虜の墓前に礼拝したのはこれが最初のことでもあり領事も非常に喜んで引取つた。師団では最近墓標の「俘虜」の文字をその名譽のために削ることに決定してゐる。

これで図1の墓碑氏名の上の「俘虜」の文字がセメントで埋められた経緯が明らかになる。その際、隣接してあつた清国兵の「俘虜」も消されたのではないかと推測される。

5 真田山小学校の建設と墓域の縮小

一九二五年一〇月の国勢調査で、大阪市の人口は首都東京市を抜いて全国一位になり、世界でも第六位の人口を擁する大都市であることが明らかになった。商工都市大阪の発展、人口増加により「大大阪」と呼ばれる大阪の黄金時代が到来したことを、多くの人々に印象づけた。⁽⁸²⁾しかし同時に、様々な社会的矛盾も顕在化しはじめた。その一つの大きな課題が、人口増によつてもたらされた小学校の不足であつた。小学校でも所によつては二部授業が実施されはじめた。

一九二七年限りで、小学校経費をその地域で負担する学区制が廃止さ

れることが明らかになると、旧地域の富裕学区の人々は駆け込み的に當時として高額な鉄筋コンクリートの校舎を建て、自分達の学区の小学校の設備の充実をはかつた。⁽⁸³⁾こうした状況で、旧市内に新に小学校用のまとまつた敷地を入手することはなかなか困難だった。

一八九五年に城東線の玉造駅が開設され、一九二二年には大阪市電玉造線が開通する等大阪市中心部へのアクセスの整備が進むと、玉造周辺の人口増加は大きくなってきた。そのため一九二二年に、大阪市東区八丁目中寺町に創立された清堀第三尋常小学校が、一九二七年には真田山尋常小学校（以下「真田山小学校」と略記する）と改称され規模も拡大されることになった。そこでそれに対応できる新たな学校敷地が求められた。そして広大な敷地を擁する真田山陸軍墓地に目がむけられたものと思われる。具体的な交渉経過を示す史料は、今回発見できなかった。しかし類似した例を探すと、規模は違ふが大阪城天守閣の「復興」が挙げられる。従来陸軍が全面的に使つてきた大阪城に、第四師団司令部庁舎を大阪市が建築・寄付することで、本丸と経路を公園にすることに成功した。一九二八年に大阪市が御大札記念事業として提案し、一九三一年に完成した大事業であつた。⁽⁸⁴⁾それに先立つ数年前に、大阪市と陸軍の間で真田山小学校建設問題は交渉されていたことになる。

校地・校舎の由来

本校の校地は、元陸軍墓地であつたが、昭和三年に、この墓地の一部九二四〇㎡をゆずりうけて、当時としてはめずらしい鉄筋校舎を建設し、八丁目中寺町の旧校地より移転した。この校舎は、ドイツ人の建築技師による設計といわれ、はじめは、北校舎と中校舎の二棟のみであつたが、南校舎は児童数の増加にともない、その後増築されたものである。



図13 旧真田山陸軍墓地東南隅の土盛りをした箇所
自動車の駐車している奥が真田山小学校。同
時に地均しの工事をした方が、工事は順調だ
ったと考える。

この記述と、前掲の地図15によって、真田山陸軍墓地の南側部分二八〇〇坪が小学校校地として譲り渡されたことが明らかになる。この時小学校を建てるためには、斜面状態では不都合なので、土地を均す造成工事が行なわれている。この時墓の移転工事に合わせて、斜面だった陸軍墓地の土地も東南側を一緒に均すことを陸軍側が要求したのではないかと推測する。

真田山小学校の建設に伴う墓地移転により墓域が狭くなっただけでなく、その景観も相当変化した。そしてこの時作られた景観が、その後一部手直しはされるが、基本的には現状のものに連なっていると考え

る。

真田山小学校の開校は一九二八年四月だが、工事はその数年前から始まっていた。特に真田山陸軍墓地は「殆んど土葬」⁽⁸⁶⁾だといわれていたから、墓地移転には遺族への連絡、墓碑の移転と同時に、遺骨の収集も大作業だったと思われる。

当時どれだけの墓碑があったかは正確には分らない。霊場維持会が保管している「埋葬人名簿」の検討は、今後の課題となるが、記入されている罫紙の行数と頁数から概算すると約五二〇〇という数字になる。これは一九九八年一月に国立歴史民俗博物館の共同調査で数えた五二九九基という墓碑数に近い。前節でみた新聞記事では、一九〇九年七月五日付『大阪朝日新聞』が「約六千人」とし、一九三一年五月七日付『大阪毎日新聞』では「一万三百廿一基」としている。約六千基ならほぼ符合するが一万基以上とすると、真田山小学校建設に伴う大移転以後、四〇〇〇人近い将兵が埋葬されたことになる。しかしそうしたことを想定させる出来事が見当たらないことから、誤記であろう。他の新聞記事でも「六千人の英霊を祀る」という記述が何回か出てくるので、当時公称「約六千」、現在より数百基多かったと考えて良いであろう。

少し古くなるが、一九一四年八月十三日付『大阪毎日新聞』に「改葬広告、神戸大倉山麓陸軍墓地から大阪真田山陸軍墓地へ」という見出しの記事が掲載されている。⁽⁸⁸⁾

明治十六年八月一日埋葬、大阪鎮台故歩兵伍長 加藤卯八郎

明治十六年四月二十三日埋葬、歩兵第八聯隊故歩兵一等卒 太田広吉

明治十六年十月三十一日埋葬、故歩兵二等卒 福岡與吉

明治十七年十二月二十四日埋葬、故歩兵二等卒 南田増次郎

明治十六年九月十九日埋葬、故生兵 山岡政吉

明治十六年九月二十六日埋葬、故生兵 西村福松



真田山陸軍墓地参拝 (A)



真田山陸軍墓地参拝 (B)

図 14 清水谷高女生徒の真田山墓地参拝風景
 (『清水谷百年史』所収写真)。

この注意書きで、一九二六年十一月から半年が移転の作業期間であったことが分かる。「埋葬人名簿」を概観したところでは、○印がついているもの（移転に關係ない分）は半数見当でしかない。とすれば真田山小学校の敷地にするための墓碑移転以外にも、改葬が行なわれ、全体にわたって墓地を整備したものと思われる。

今回「埋葬人名簿」の分析には着手できなかつたため、実証的論考は今後の課題となるが、課題の検討のための仮説を提起しておきたい。この仮説とは表7に

明治十六年十月二十六日埋葬、故生兵 谷山源次郎
 明治十七年九月二十八日埋葬、野砲兵第二大隊故生平成 漆 止巖
 右神戸大倉山麓陸軍墓地に埋葬しあるも、今回大阪真田山陸軍墓地へ改葬の為、来る十八日より改葬に着手す、遺族中立会の希望の向は、同日午前五時三十分現在の墓地へ参集ありたし。
 大正三年八月十一日 第十師団経理部

この改葬が何のためだったか分からないが、陸軍墓地の都合で改葬するに当たっては、立会いや一定の要望を聞く手続はあったようである。本研究報告の資料「旧真田山陸軍墓地被葬者遺族からの聞きとり」にも、改葬についての記憶を語る遺族が登場している。その結果、真田山でも自費で墓碑を破損しにくい御影石に造り直したり規則にはない花立て付きに改めた墓碑が相当残っている。

なおこの広告で、一九一四年の時点で第十師団経理部が既に「陸軍墓地」と呼称していたことが明らかになった。改修された墓碑の分布から見ると、真田山陸軍墓地の改葬では、かなりの規模で墓碑の移転がなされたことになる。霊場維持会保管「埋葬人名簿」（大阪市史編纂所撮影マイクロフィルム「大阪靖国霊場史料」）の「明治二十三年訂正、真田山陸軍墓地」の表紙の次に「陸軍」銘のある縦野紙があり次の「注意」が記してある。

一、本簿二〇印ヲ押捺セルハ自大正拾五年拾壹月至昭和貳年四月改葬工事ニ關係ナキ分トス
 二、右工事ニ依リ変更シタル符、番号ハ全部訂正済トス
 三、符号番号欄ニ訂正変更スル事能ハサルモノハ更ニ野ノ最上部ニ欄ヲ設ケテ記入セリ
 四、改正符号中Aハ士官、Bハ下士官、D及Cハ兵卒以下トス

表10 旧真田山陸軍墓地戦時期の死亡年墓碑区分

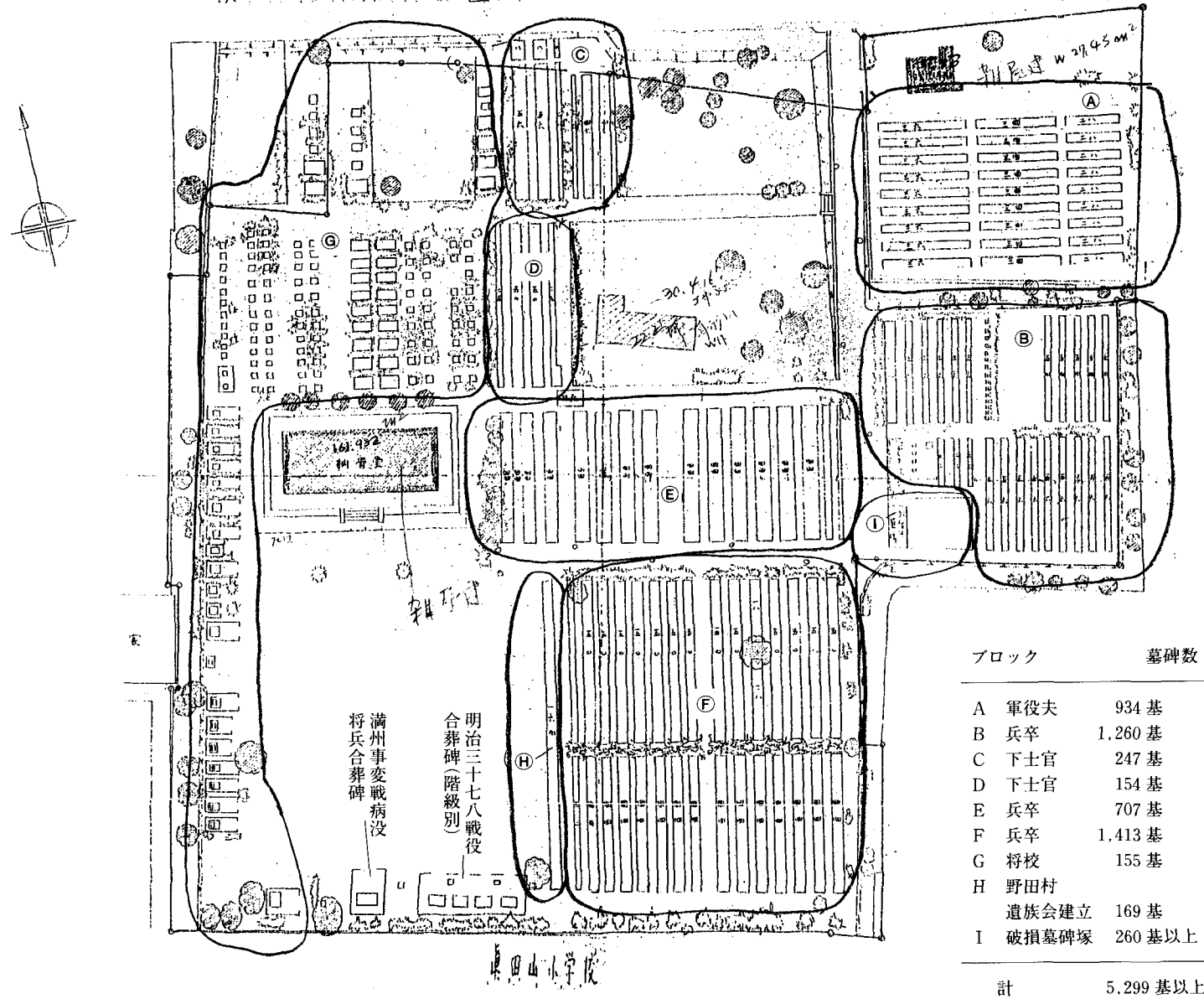
	死亡年集計期間		墓碑ブロック							計
			A	B	C	D	E	F	G	
佐賀の乱	1874年(明治7年) 2月4日	1874年(明治7年) 3月29日	-	-	-	-	-	1	-	1
西南戦争	1877年(明治10年) 2月15日	1877年(明治10年) 9月24日 12月まで集計	-	580	101	2	-	63	21	767
日清戦争	1894年(明治27年) 8月1日	1895年(明治28年) 4月17日 12月まで集計	647	6	16	31	543	84	10	1337
台湾植民地征服戦争*	1895年(明治28年) 5月	1896年(明治29年) 5月	230	-	4	5	124	3	3	369
	1896年(明治29年) 6月	1902年(明治35年) 12月	-	-	-	-	-	-	1	1
	1903年(明治36年) 1月	1915年(大正4年) 12月	-	-	-	-	-	-	-	0
北清事変	1900年(明治33年) 6月21日	1901年(明治34年) 9月7日 12月まで集計	-	2	1	-	-	10	-	13
日露戦争	1904年(明治37年) 2月10日	1905年(明治38年) 9月5日 12月まで集計	-	78	29	26	3	237	40	413
第一次世界大戦	1914年(大正3年) ~	1917年(大正6年)	4	11	1	-	1	3	-	20
満州事変	1931年(昭和6年) 9月18日	1937年(昭和12年) 7月6日	-	18	-	4	-	-	3	25
日中戦争~アジア太平洋戦争	1937年(昭和12年) 7月7日	1945年(昭和20年)	-	1	-	-	-	-	1	2
計			881	696	152	68	671	401	79	2948
総墓碑数**			934	1260	247	154	707	1413	155	4870

(註) 本表は、1999年度に旧真田山陸軍墓地の墓碑から死亡年を読みとった国立歴史民俗博物館の資料をもとに、筆者の設定した死亡年集計期間によって吉岡かおり氏が集計整理し作成したものである。

* 上記集計期間のうち、「台湾」の記載があるものを集計。なおこの「台湾植民地征服戦争」の表記、時期区分は、太江志乃夫「植民地領有と軍部 とくに台湾植民地戦争の位置づけをめぐって」(1978年9月、『歴史学研究』第460号)による。

** 総墓碑数と計の差は、平時の兵役従事者の死亡数と、墓碑面剥落等で既に死亡年が読めなくなっている墓碑数の合計を表す。

真田山陸軍墓地配置圖



原図は財務省近畿財務局所蔵。複写縮小して①～⑧を記入した。
三光神社

図15 旧真田山陸軍墓地配置図

表11 歩兵第八聯隊戦死者数

戦争、事変	従軍月数(月)	戦死者数(人)
西南戦争	7	695
日清戦争	9	177
「台湾征討」	6	15
日露戦争	20	2,912
「日独戦争」	9	0
「満州駐劄」	38	31
「日支事変」	20	173
「大東亜戦争」		479

出典：中野公策作成「歩兵第八聯隊創設より解散までの期間中の従軍状況表」(中野公策編『大阪と八連隊』1985年11月 所収)による。



図16 日露戦争の合葬碑
〔上写真〕左から兵卒、下士、准士官、将校同相当官戦病死者合葬碑。
〔下写真〕4基とも明治39年(1906)11月と同時に建立された。

掲げた「墳墓坪数表」の規定で、兵卒は一坪ということになっているのに、真田山陸軍墓地では兵卒の墓碑は約四分の一の規模であることと関係する。前節で清水谷高女生徒の真田山陸軍墓地参拝をとりあげたが、図14の二葉の写真⁽⁸⁹⁾を比較して見てほしい。写真(A)は、女学生の服装から大正期、(B)は昭和初期と時期を特定できる。従って(A)と(B)は真田山陸軍墓地の移転・改葬の前と後の写真と言えるであろう。清水谷高女生が手を合わせている墓碑の設置密度が(A)と(B)では相当違っているのが分かるであろう。墓碑の形が多少違うものもあるが共に兵卒の墓碑である。

つまり(A)の写真で見ると表7の「墳墓坪数表」の規定の約一坪あるように見える。(B)はその間に一基おきに移転した墓碑を建てたと仮定すると大体納まる見当である。そして(B)の埋葬状態が現状に通じるので、現在の旧真田山陸軍墓地の景観は、基本的には一九二七年五月以後のものであると言うのが仮説とし提起したい点である。

表 12 真田山陸軍墓地の面積推移 (1)

年次	記 事	面 積	該当する時期の地図
1871年 (明治4)	真田山に陸軍埋葬地創設 (['太政類典']による)	8,497坪2合5夕 (約28,040m ²)	1, 2, 3
1882年 (明治15)	民有地317坪を買増す (['公文雑纂']による)	8,814坪2合5夕 (約29,086m ²)	4, 5, 6, 7 8, 9, 10, 11 12, 13
1922年 (大正11)	『大阪府全志』執筆時 現在の敷地面積	8,840坪1合3夕 (約29,172m ²)	14
1928年 (昭和3)	南側の2,800坪を譲渡 (['大阪市立真田山小 学校創立50周年誌'])	6,040坪1合3夕 (約19,932m ²)	15, 16, 17, 18 19

表 13 大阪府内の年次別忠魂碑建立数
(1929~1937年分)

年次	忠魂碑建立数	備 考
1929	4 (基)	
1930	1	
1931	2	満州事変始まる
1932	4	
1933	4	
1934	4	
1935	7	
1936	5	
1937	6	日中全面戦争始まる

出典：『大阪府忠魂碑等調査集』(1995年10月、大阪護国神社)から引用、年次を西暦に改め備考を加えた。

なお一九九八年一月調べの四八七〇基⁽⁹⁰⁾の死亡年で戦時期に重なっている墓碑がどれだけあるかを集計したのが表10である。この墓碑がどのように配置しているかを見るために、墓碑ブロックの配置を記入したのが図15である。表10と図15を対照すると様々な問題が見えてくるが、本稿は沿革の記述が目的なので、今後の課題としたい。

ただし表10と図15を見比べて特に目立った二点に関しては、多少触れておきたい。先ず一番多数の戦時期の墓碑があるのは日清戦争期で、日露戦争期ではないことについてである。第八聯隊の場合でいえば、日清戦争より日露戦争の方が一六倍も戦死者が多かった(表11)。ところが旧真田山陸軍墓地の現存する墓碑では、三分の一しかない。この点は、真田山小学校に隣接する「明治三十七八年戦役戦病死者合葬碑」の存在で説明がつきそうである。つまり実際には日露戦争で相当多数の死者が出たが、途中から従来のように埋葬できなくなったので、戦後に一括し

て合葬したのであろう。この合葬墓碑には、「明治三十九年十一月建之」と刻まれている(図16)ことから、この推理は裏付けられる。ただしこの合葬碑の墓誌は見付かかっていない。次に日清戦争に続いた台湾植民地征服戦争では、台湾での戦争の死者の方が日清戦争での死者より多かった。特に表面に出てこない軍夫の場合、死者の数も正確には把握できていない⁽⁹¹⁾。真田山陸軍墓地ではAブロックの墓碑群で、台湾植民地征服戦争での犠牲者の軍夫の墓碑群も存在している。しかし一八九六年以後は一基しかでてこなかった。日本軍全体では一八九六年からの死者の方が多い⁽⁹²⁾のに、何故一基なのか。これについては『大阪朝日新聞』の一八九六年四月一日付の「台湾澎湖島駐屯軍人軍属の埋葬規程」を見ることで説明がつく。

今後台湾及び澎湖島に駐屯する陸軍々人、軍属にして死亡する時は、陸軍隊付准士官、下士埋葬規則に依るの外、左の規程に依り埋葬することに定められたり。

一、死骸は陸軍埋葬地共同墓地若しくは選定したる土地に埋葬し、内地に送還せず、但海上に在ては水葬することあるべし。

一、墓標は地方の状況に依り、適宜の材料を選定し、概ね将官は高さ五尺方一尺、上長官は高さ四尺五寸方九寸、士官は高さ四尺方八寸とす、但軍属たる高等官は将校に、判任官は下士に其他は兵卒に準ず。

つまり一八九六年五月からは真田山陸軍墓地に送られてくるはずの死骸・遺骨は、右の規定により台湾で埋葬されることで、原則として無くなったのである。こうしたことも墓碑を具体的に調べると見えてくる。

本節の最後に真田山陸軍墓地の面積の推移を表12で一九二八年迄一括しておく。

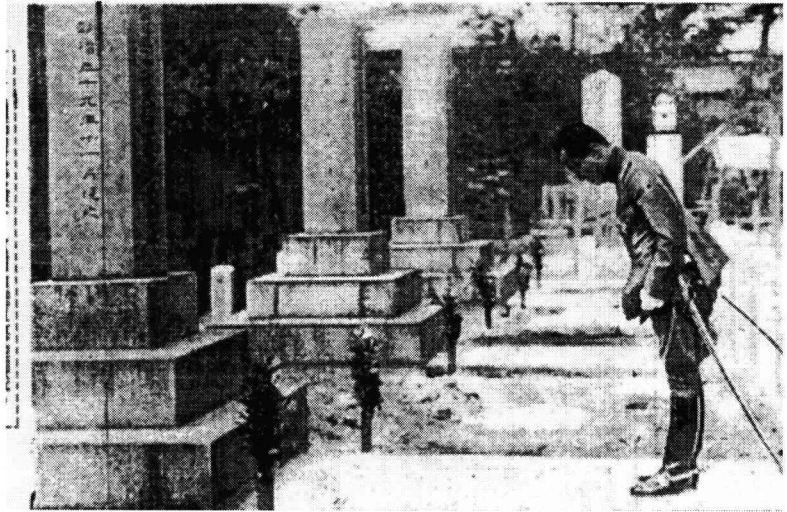


図17 日露戦役戦病死者合葬碑に参拝する東久邇宮第四師団師団長
(1934年8月24日付『大阪毎日新聞』掲載写真)

6 一五年戦争と「忠霊堂」(納骨堂)の建設

一九三一年九月一八日、中国東北地方(当時の日本の呼称は「満州」)だったので、以下本稿では「満州」と表記)の柳条湖事件で、日本は足かけ一五年にわたる戦争の時代に突入した。中国の抵抗が強くなり、日本軍の意図に反して戦闘が長期化するにつれて、死者も増加しはじめた。

それに伴って戦死者の慰霊・追悼の問題が、戦死者の遺族と地域の

中から提起されはじめた。大阪府内の忠魂碑建立基数を年次別に調べた一つのデータ⁽⁹³⁾によれば、満州事変が始まった一九三一年から日中全面戦争が始まった一九三七年にかけて忠魂碑が増加していった傾向が読みとれる。ただし、この忠魂碑の建立は帝国在郷軍人会の指導・補助があるため、全く地域の自発的動きとはいえないが、それでも地域の要請・運動があつて実現したことは間違いない。また立派な墓碑を建てたいという遺族の声や、階級別に厳然とした墓碑・墓地の大きさに差がある陸軍墓地にその改善を求める声も出ていた模様である。一九三四年八月二四日付『大阪毎日新聞』には、「御励精畏し・師団長宮殿下、病める兵士に見舞の御言葉、陸軍墓地にも御参拝」の見出しの記事中の陸軍墓地に関する部分を引用する。

東久邇宮第四師団長殿下には、南部御附武官、田中参謀長、高瀬副官らを随へさせられ廿三日午前十時自動車で師団司令部御発、真田山陸軍墓地に御成り、日露戦役戦病死者合葬碑に参拝遊ばされたが同碑が将校、下士官、兵士、遺族の四つに分かれてゐるのにお目をとめさせられ二瓶経理部長に「死者にまで将校、下士、或ひは兵士などの区別をせずに一視同仁に出来ないものか、今からではちよつと難しいものだが……」などの有難き御言葉を賜ひ従者一同いたく感激した

ここでは師団長の「有難き御言葉」としてのみ紹介されているが、その背景には右に見た社会的動きがあつたと推定する。

そして戦死者が増えるにつれて、真田山陸軍墓地は脚光を浴びはじめた。一九三三年九月八日付『大阪毎日新聞』は、「将士の慰霊祭、真田山墓地」の見出しで次の記事を掲載している。

日支事変(引用者注、満州事変のこと)勃発二周年記念日の来る十八日午前十時から陣没将士慰霊祭が東区真田山陸軍墓地に大日本生産党、国家社会党、日本精神宣揚国民協会、神武会等愛国諸団体の

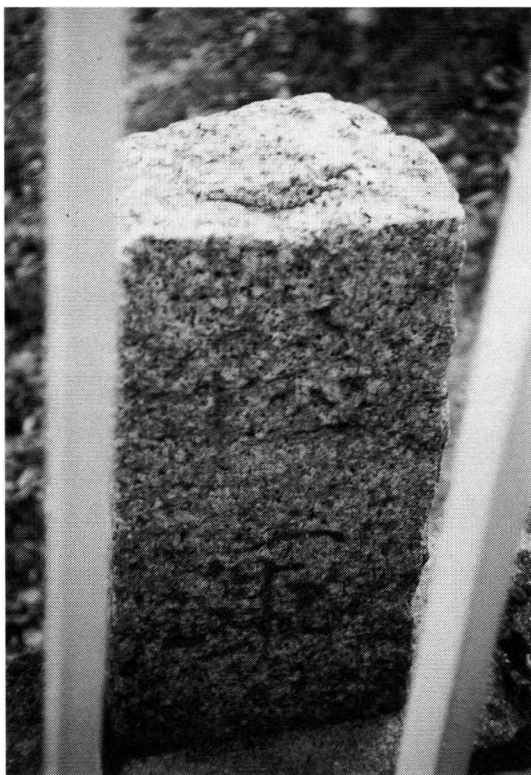


図19 現在の墓地正面への道（上）と正面手前左手に埋めてある「陸軍」の境界標（左）

英霊を弔ふ

水 井 軍 作 曲

上 下 一 心 一 體 一 心 一 體
 上 下 一 心 一 體 一 心 一 體
 上 下 一 心 一 體 一 心 一 體
 上 下 一 心 一 體 一 心 一 體
 上 下 一 心 一 體 一 心 一 體
 上 下 一 心 一 體 一 心 一 體

英 霊 を 弔 ふ (義勇日の歌)

一、屍を埋る	英 霊 の 代 表
かへらぬ勇士の	夢いまいかに
御 旗 の 光	四 海 に な び き
若 が 御 旗 の	名 譽 は 長 し
あ は れ な き	御 旗 の 前 に
捧 げ さ つ ら ん	清 き 断 り
二、血潮にそめたる	旗 の 末 と
散 れ る ま す ら を	思 ひ は い か に
旗 師 の 魂	い よ 一 堅 く
す あ は れ 難 々 し き	巧 技 は 高 し
手 向 け さ つ ら ん	御 旗 の 前 に
	こ の 断 り

水 井 軍 作 曲

図18 清水谷高女の教員により作詩・作曲された「英霊を弔ふ（義勇日の歌）」（『清水谷百年史』60頁）

手によって挙行されることに決定、当日までに廿万枚のピラを撒布して一般市民に呼びかけるが慰霊祭の委員長は生産党の吉田益三氏、司会者は国社の藤岡文六氏であると

さらに同紙の九月一九日付続報によると、慰霊祭は出雲大社教管長「千家尊建氏齋主となり神式で挙行、寺内師団長、難波大阪憲兵隊長その他在阪各名士など五百余名参列、祭司委員長吉田益三氏の慰霊の詞に続いて真田山実科女学校（清水谷高女の誤記か、引用者）生徒二百余名の「英霊を弔ふ歌」が合唱され後愛国団体各派代表および各来賓の慰霊文朗読あり」と記している。遺族だけでなく様々な運動団体や一般の参詣人も増加すると、真田山陸軍墓地が整備されはじめた。一九三八年一〇月三〇日付『大阪朝日新聞』で短く報じている次の記事に、その一端を見る。

陸軍墓地へ新道成る

大阪東区真田山陸軍墓地への参道は従来非常に不便であったが事変以来参拝者が激増したので市電玉造終点と東雲町の間から南へ墓地正面に通ずる新道の開設工事を急ぎこのほど竣工した、新道は幅三間、長さ約一町、正面前参道を加へて七十五間である

この道が現在も墓地正面に通じている道路になっている（図19）。そして真田山陸軍墓地をめぐる様々な「美談」が新聞の紙面を賑わすようになった。一例を挙げると一九三九年四月二七日付『大阪朝日新聞』では、「淋しき英霊を護る、陸軍墓地に綴る感激二編、親代りの墓参りこゝに七年、清掃奉仕まる一年の少女像」として、二人の顔写真入りの六段の記事が紹介されている。その一部を引用してみる。

大阪東区真田山陸軍墓地をめぐる事変下に香ぐわしい墓参美談がある――

〈その一〉 満州事変さ中の昭和七年秋国境警備に重傷を負ひ、傷癒えてさらに朝鮮平安北道中江鎮守備隊で戦利爆薬輸送作業中同八年

一月三日爆死を遂げた天涯孤独の勇士――朝鮮第七十七聯隊谷川敬市上等兵の英魂はいま真田山墓地に静かに眠っているが、それ以来七星霜、毎月三日の命日には欠かさず同墓地を訪れて故上等兵の墓碑の周囲を清掃し線香をたて花を供へて帰る奇特な紳士がある、この紳士は大阪港区東田中町八丁目米穀商広瀬富三郎氏で、故上等兵との間には奇縁に繋るエピソードがある（中略）

〈その二〉 此花区淀の水高女では昨年四月川添澄子先生を中心に第二学年の生徒たちが「私達は女性と生れて銃をとることができず、せめてものことに陸軍墓地の清掃をして墓前に香花を供へ英魂に感謝の心を表はしませう」と陸軍墓地清掃のため「桜木会」を組織し、三、四、五年の有志生徒たちもこれに加はつて毎月一回第二日曜日には夏休みも冬休みも午前九時、お弁当持ちで同墓地に集合、五十余名の会員を梅、竹、松、花、月の五部隊に編成、部隊ごとに手分けして墓地をくまなく清掃し、会員が毎月曜日に一銭供花料として拠出した金でお花を買ひ線香をもとめて墓前にお供へをつけ、まる一年も過ぎてさる十六日第十三回目の清掃墓参をすませたが桜木会員の行動こそはまことに銃後に輝く珠玉篇である

こうして地域の人々の奉仕、美談が讃えられると真田山陸軍墓地は再び慰霊・追悼のセレモニーの場として、専ら死者を埋葬しその遺族が追悼する場の範囲を越えて機能しはじめた。一九三八年四月五日付『大阪朝日新聞』⁽⁹⁷⁾には「半島青年千三百、英霊に額づく、志願兵制度感謝祭」の見出しで写真入り四段の記事が掲載された。

朝鮮人志願兵制度実施の喜びに溢れる府下の全半島出身青年代表千三百余名は府、協和会主催のもとに四日午後六時半大阪真田山陸軍墓地に集合「志願兵制度実施感謝祭」を挙行了た。暮色に包まれた同墓地支那事変死病没諸英霊の碑前に整列して神崎府特高課長はじめ各警察署長、内鮮特高係員ら臨席、英霊に心からなる感謝の祈り



図20 満州事変戦病没将兵合葬碑
右写真は正面から見たところ（後の建物は真田山小学校）
左写真は碑の左側面と背前の刻銘

を捧げ読経ののち各代表が焼香線香を供へ、香煙縷々と夕闇にたちこめる中で第四師団経理部穂多田中佐から「陸軍墓地の由来」を聞き深い感銘をうけて一行は徒歩で夕陽ヶ丘青年塾堂にいたり（中略）非常時体制下の国民としての覚悟を誓って同十時半散会した
戦時体制に国民を動員する場として、植民地であった朝鮮の青年までもが動員されはじめた時、その決意を示す場として真田山陸軍墓地が選ばれるようになったことを示している。

戦死者が増えだしても、一九二八年に面積が狭くなった真田山陸軍墓地には埋葬できる余地は余りなくなっていた。一九三四年九月、「満州事変戦病没将兵合葬碑」が第四師団長陸軍中将伯爵寺内寿一揮毫で、日露戦役合葬碑に並んで建立された（図20）。ここで注意されるのは、日露戦役合葬碑と異なり「将兵」まとめで一基とされ、階級差をつけなくなったことである。先に見た東久邇宮師団長参拝後一カ月後のことであった。第四師団経理部には、合葬碑の墓誌が作られていたものと考えられている（表10参照）。

しかし、その後更に多くの戦死者が出た日中全面戦争、アジア太平洋戦争期については遺族が建立した個人墓碑が二基あるのみになっている。このことについては、運動と制度の両面から見てゆく必要がある。
ここで運動というのは、忠霊塔建設運動のことである。その発端になったのは陸士三〇期の桜井徳太郎少佐が一九三五年に、大隊長として福岡聯隊に赴任した時、その陸軍墓地が荒廃しているのに憂憤したことによると伝えられる⁽⁹⁹⁾。桜井聯隊長は聯隊の内外に陸軍墓地の整備改修を訴え、福岡市民の拠金や労役奉仕も得て翌年大改修が施工され盛大な式典

を開催できた。これがモデルとなり、納骨施設をもつ忠霊塔を全国に建設する運動が、桜井徳太郎をリーダーにして繰りひろげられた。これが大日本忠霊顕彰会で、発足と同時に精力的に活動を開始した。そのスローガンは桜井が発案したという「忠霊奉公、一日戦死」であった。⁽⁹⁹⁾「一日戦死」というのは、「忠霊のお蔭で、かうしてピン／＼して働いてゐられる」のだから、一日分の所得を忠霊塔建設のために心から捧げようという広く参加できる運動形態であった。

戦争が長期化し、戦死者が増加しだしたタイミングと合わさって、この運動は当時の新聞の紙面を賑わした。大日本忠霊顕彰会の運動が全国化する⁽¹⁰⁰⁾については、推進母体として、陸軍・海軍・内務・外務・厚生・拓務の六省が共同所管する「財団法人大日本忠霊顕彰会」になったことが大きかった。「支那事変二周年」を記念して一九三九年五月十三日、東京九段の軍人会館で発会式が挙行されたが、その時に会長には後備役陸軍大将菱刈隆が就任し、地方支部長には各府県知事が委嘱される等、準政府機関のような組織になっていた。これによって本来、「自然発生的で無定型な戦没者への慰霊顕彰の心情に対して一定の方向と秩序を与え、これを総力戦を戦い抜くための精神運動の一つとして活用した」という評価は、忠霊塔建設運動に対する重要な指摘であろう。

一方制度については、一九三八年五月五日の陸軍省令第一六号「陸軍墓地規則」の公布、施行が挙げられる。これによって、従来の個人墓標中心の「陸軍埋葬地」から合葬塔を中心⁽¹⁰¹⁾に改造されることになった。「二戦役又ハ一事变毎ニ一基」の合葬塔を設けることが原則となったのである。この背景には、日中戦争の全面化、激化による戦病死者の増加があり、従来の個人墓標を中心とした陸軍墓地は、その性格も景観も大きく変えてゆくことになった。

さらに一九四一年七月一九日、陸軍省令第二八号による「陸軍墓地規則」の改正で、その傾向は更に強められた。この改正については、七月

二〇日付『朝日新聞』が次の様に報じている。

遺品の合葬も許可、陸軍墓地規則の大改正施行
陸軍では軍備の改変に伴ひこれまでの「陸軍墓地規則」では聖戦に花と散つた英魂の遺骨、遺髪を埋葬するのにその手続上種々不備の点があつたので今回陸軍省令で「陸軍墓地規則」の大改正を行ひ十九日から施行したが、今度の改正で特に謳はれてゐる点は戦陣訓……「戦陣の嗜」の一節「屍を戦野に曝すは固より軍人の覚悟なり縦ひ遺骨の還らざることあるもあへて異とせざるやうかねて家人に含め置くべし」の武人精神である

すなはち合葬は遺骨、遺髪のみならず遺族から願ひ出れば遺爪遺品も許されることになつた、また陸軍墓地の忠霊塔は一事変一基主義にvariがないが、忠霊塔の尊厳を保ち濫立を避けるために従来の一市町村一基主義の指導と並行して陸軍墓地所在地の市町村が戦役または事变に対し戦没者のため忠霊塔を建設する場合は陸軍墓地忠霊塔を市町村の忠霊塔に併合してもよいことになつた

その他改正の要点は左のごとし

- 一、これまでの名称「合葬の墓塔」を「忠霊塔」に統一する
- 一、従来の陸軍墓地は内地の各衛戍地だけに建設することが出来、樺太、朝鮮、台湾の場合は陸軍大臣の認可を要したが、これが内地同様になつた

一、白い檜を用ひてゐた合葬の器を陶器製に改めた

つまり以後は市町村毎に納骨施設を持つ忠霊塔がつくられて、これが陸軍墓地の所在地では陸軍墓地として扱われることになつたのである。

真田山陸軍墓地で個人墓標が建てられなくなったのはこうした事情による。では真田山の「忠霊塔」はどこにあるのか。それに相当すると考えられるのが、「霊堂に奉安されてあります遺骨は実に四三、〇〇〇余柱」と述べられている霊堂で、地図15では「納骨堂」と表示されている

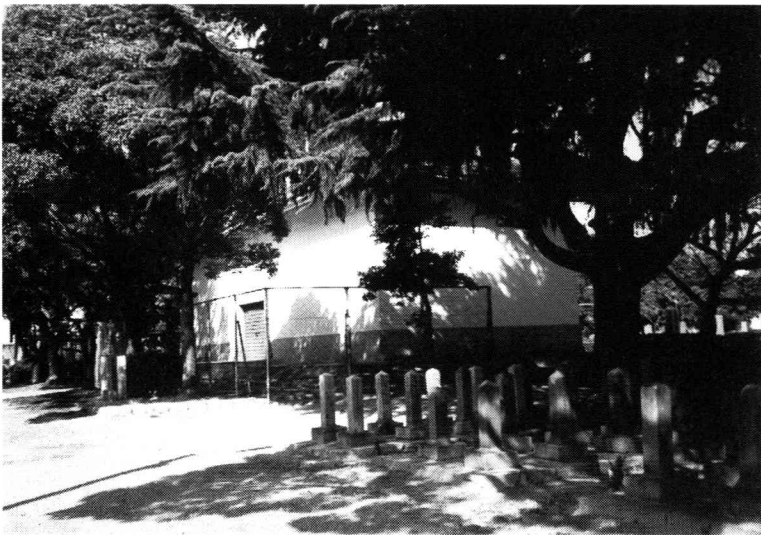


図21 上 納骨堂正面
下 東側から正面と側面を見た納骨堂

建物と思われる。この建物については、墓地・墓碑と併わせ現在財務省近畿財務局の所有になっている。その台帳によると、この建物の建築年月欄は空欄になっていて、いつ作られたかは分からない。種目は「雑屋建」、木造で四九坪（約一六一・七平方メートル）の広さで、用途は「仮忠霊堂、納骨堂」となっている。なお沿革については「昭和18年8月寄付、昭和20年12月1日陸軍省より引受」と書いてあるが、誰が寄付したかも不明である。建築年月が記入されていないが、この記述から一九四三年八月以前であることは判明する。用途を見ると納骨堂で本格的「忠霊堂」を作る前の「仮」堂であると読める。

以上を総合すると、日中全面戦争後、真田山陸軍墓地を管理している第四師団経理部は、従来のような個人墓碑は作らなくなった。そして一方で「忠霊塔」を建設しようとする運動があり、「忠霊塔」を作る前の納骨施設として「仮忠霊堂」を造り、送還されてきた遺骨の分骨を納めた。それがそのまま戦後に納骨施設として使用されてきたと推定される。

なお、この納骨堂の建設に関しては、「一九四一年二月頃に既に工事を始めていた」との聞きとりができたので、その後完成したものとと思われるが、この確定も今後の課題である。

ところで「仮忠霊堂」は、何故「仮」のままだったのか。この件に関して一九四三年一月三日、陸軍普一六八四号「戦没者墓碑建設指導ニ関スル件」という陸軍省の左の文書が、その間の事情を物語っているものと考えられる。

戦没者墓碑ニ関シテ従来政府ニ於テ質素ナルモノヲ建設スル如ク指導セラレアル処ナルモ今尚現下情勢ヲ顧慮スルコトナク著シク其ノ結構ヲ競ヒ或ハ不必要ナル資料労力ヲ消費スルモノ或ハ賜金ノ大部ヲ之ニ充テ遺族將來ノ生計ニ影響ヲ及ホスガ如キキモノアルヲ以テ各部隊ニ於テハ左記諸点ニ留意シ遺族ノ墓碑建設ニ関シ関係方面ノ指導ニ一段ノ配慮煩度依命通牒ス

左記



図22 三光神社の鳥居
上 現在の鳥居の前に空襲で失なわれた元の鳥居の礎石が残る。
下 わずかに残った右側の鳥居の付け根部分。

一 国家総力ヲ挙ゲテ戦力増強生産拡充ニ結集スベキ現時局下ニアリテハ墓碑建設ニ使用スル資材労力ハ徹底的ニ節減スルヲ要スルコト

二 新墓碑建設ノモノニアリテハ現戦争間ハ努メテ質素ナル木碑ヲ以テ之ニ代フル如クスルコト

三 先祖代々ノ墓ニ合祀スルガ如キ風習アル地方ニ於テハ之ニ依ラシムルコト

これと殆んど同文の「戦没者墓碑建設ニ関スル件」という海軍省軍務局人事局長から各鎮守府参謀長宛の依命通牒が、一九四三年一月二四

日、海軍でも出されている。

戦死した身内を、せめて盛大に葬ってやりたいと遺族の願いさえ、統制される時代になっていたのである。そこでこの通牒が出る二、三カ月前に、「仮忠霊堂」を作ろうとした団体が、暫くは本格的「忠霊堂」は建設できないと判断して「仮」のまま第四師団に寄付したと考える。この団体が何であったかも、今後検討すべき課題だが、その手掛かりが「仮忠霊堂」という名にあると思う。忠霊塔でなかったのは、仏教式の慰霊施設として、東京の護国寺の忠霊殿や金沢の卯辰山忠魂堂と通ずるものがあつたのではなからうか。

こうして真田山陸軍墓地は、日中全面戦からアジア太平洋戦争期にかけて、納骨堂を擁して、現在の景観とほぼ同じものになったと考える。「古い歴史のある軍隊衛戍地ほど陸軍墓地の土地に余裕がなくなっていた。そこで、多くが合葬墓になっていった。さらに日中戦争以後、急速に忠霊塔が全国市町村に建てられる事情がこのあたりにあつた」という

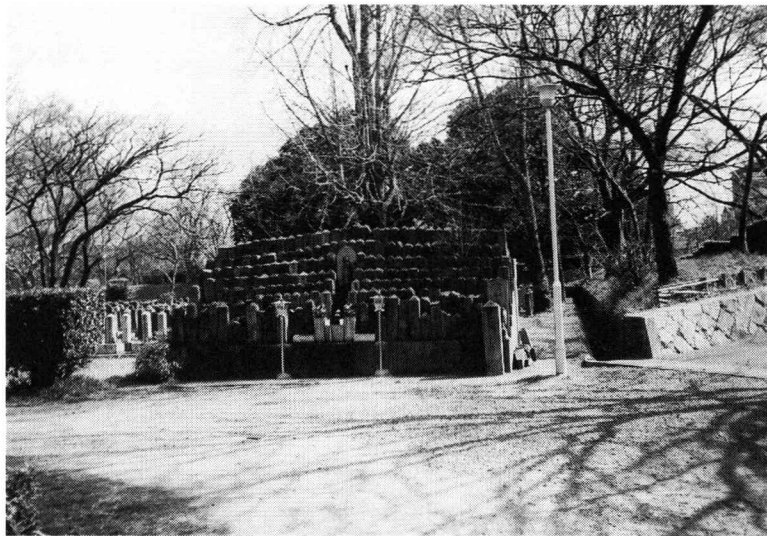


図 23 真田山陸軍墓地内で破壊された墓碑を集めた塚（上は正面、下は側面）

指摘は、大阪の真田山陸軍墓地の場合その通りの展開であったと言えよう。ただし真田山陸軍墓地では、忠霊塔ではなく「仮忠霊堂」であった点が独自であった。

最後に真田山陸軍墓地のうけた空襲について述べておきたい。表3で墓地西側の九カ寺の空襲被災について記した通り、一九四五年六月一日と六月一日の大阪大空襲で真田山陸軍墓地はその周辺とあわせて焼夷弾の雨に見舞われた。

六月一日の空襲は、九時二八分から一一時〇〇分までにB29爆撃機四五八機による焼夷弾二七八九トンと少数P51戦闘機による機銃掃射

で、八・二平方キロが被災し死者三一二人、重軽傷者一万九五人、行方不明八七七人という大被害を受けた中の一部であった。

納骨堂は焼けずに済んだが、焼夷弾が屋根瓦に当たって破損し雨漏りがするようになった。さらに焼夷弾の直撃を受けて破損した墓碑も相当あったという。

六月一日の空襲は、八時四四分から一〇時五五分までにB29爆撃機四四四機による焼夷弾三一五七トンの攻撃で、四・九平方キロが被災し、死者四七七人、重軽傷者二三八五人、行方不明六七人の被害が出た。墓地に隣接した西側の九カ寺のうち、先の空襲で焼け残っていた南側の四カ寺もこの時灰燼に帰した。

この六月空襲の跡は、現在一見しただけではもうすっかり分からなくなっている。しかしよく探すと、そこそこにその痕跡が残っている。たとえば三光神社は、真田山陸軍墓地の東北隅に境を接しているが、この六月の空襲で焼失している。戦後再建された三光神社の現在の鳥居の前

には、焼夷弾の直撃を受けた石の鳥居の基台とつけ根の部分が保存されている。

石の鳥居でさえ破壊されたのだから、陸軍墓地内の墓碑の被害も少なくなかったであろう。それらが後に整理されて、現在墓地の中央部に積まれて塚となっている。外から見て数えられるものが二六〇基あるが、破片になったり、内側に積み込まれたものの数は読めないもので、「二六〇基以上」と言う数え方で表示した。同時に、納骨堂の屋根瓦に被害は出たが納骨堂は焼けずに残ったので、真田山陸軍墓地の景観は大きくは変わらずに戦後を迎えた。

なお本章では、暦年の表記については、太陽暦に改められる一八七三年一月一日以前は旧暦で和暦を主に、その後は太陽暦で表示した。また新聞記事等の引用文中、難読と思われる文字のルビは残して他は省いた。

②戦後の旧真田山陸軍墓地

1 八月一五日の「大阪事件」

一九四五年八月一四日、昭和天皇の裁断により政府は「国体の護持」〔天皇制の護持〕を条件にポツダム宣言の受諾を決めた。翌日昭和天皇はラジオを通じて、みずからこれを国民に告げた。

この放送が流されて暫くして、一台の日本軍のトラックが真田山陸軍墓地正門を入った所に停車した。荷台には大きな布を被せられた米軍機の搭乗員五人が、目隠をされ両腕を後に縛られて連れてこられた。この五人は、一九四五年に入って日本本土の空襲に飛来した米軍機の搭乗員で、乗機が日本軍の攻撃や故障等で墜落して捕らえられていた。中部憲兵隊司令部に収容されていたのは五七人いたが、東京に送られた二人を

表 14 真田山陸軍墓地で殺害された米軍機搭乗員

整理番号	墜落日時と地点	搭乗員氏名	備考
1.	1945.5.5 午前 和歌山県日高郡上山路村字殿原	Me SPADDEN少尉	呉を攻撃後、龍神村上空で日本軍戦闘機の攻撃を受け墜落、捕えられた4人のB29搭乗員の1人
2.	1945.6.1 午前 奈良県吉野郡大峰山山上ヶ岳	STRONG二等軍曹	大阪空襲で対空砲火を受け損傷、山上ヶ岳の深い森林に墜落、捕えられた3人のB29搭乗員の1人
3.	1945.6.5 午前 京都府綴喜郡青谷村奈島	PICCINO少尉	神戸空襲後、井手町上空で煙を吹いて降下旋回し墜落、捕えられた6人のB29搭乗員の1人
4.	1945.6.26 午前 和歌山県日高郡美山村の清冷山	COBB.H中尉	大阪陸軍造兵廠を空襲後、右翼から火を噴き、爆発して墜落、捕えられた9人のB29搭乗員の1人
5.	1945.8.8 和歌山県西牟婁郡稲成村	ORT大尉	P51搭乗員で捕えられた

出典：池田一郎・林耕二・福林徹「米軍機搭乗員処刑『大阪事件』の概要」（1996年6月、大阪民衆史研究会編『大阪民衆史研究』第39号、耕文社、所収）の「中部軍管区に墜落した米軍機と捕虜搭乗員」表（9～11頁）より真田山で殺害された5人分の記事を抜き出したもの。

除いて殺害された後でも生き残っていた捕虜であった（表14）。
正門を入った左側は日清戦争の軍役夫等の墓碑群九三四基のあるAプロックだが、その墓碑と北側の塀の間に東西に細長く空地があった。現



図 24 Aブロックの墓碑群の右手の空地と現在の集会所の建物の辺りで米軍捕虜が殺害された。

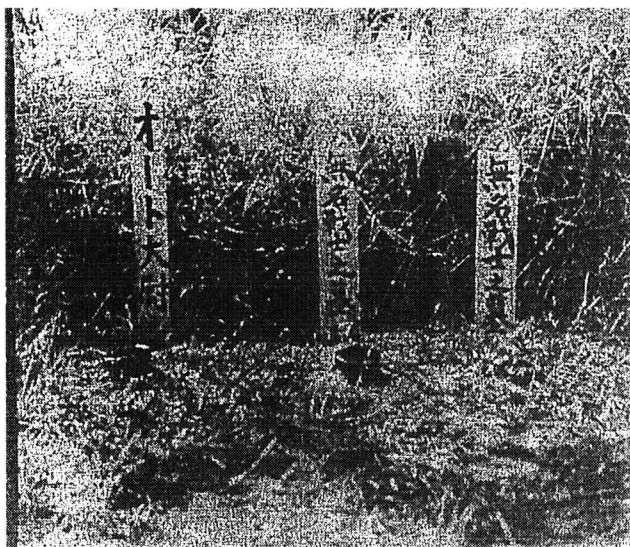
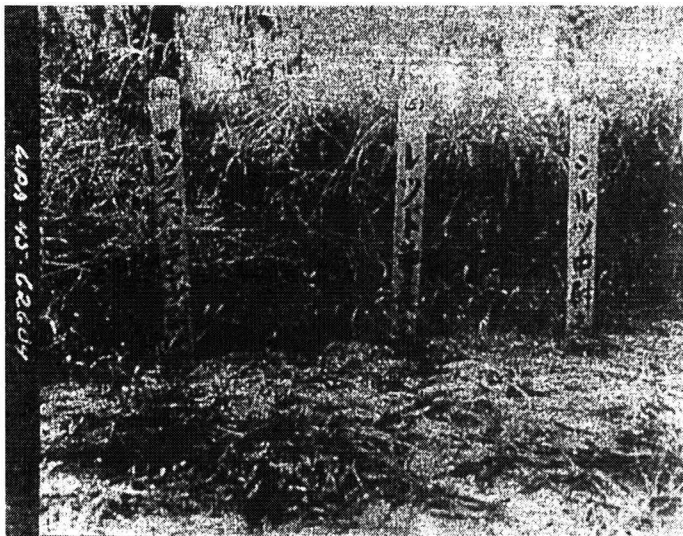


図 25 真田山陸軍墓地に建てられた偽の墓標 (米軍撮影)

在は集会所が建っている所から東の三光神社境界までの空地である(図24)。ここに東西に細長く地面を掘り、その南側に五人を並ばせ、中部軍憲兵司令部外事特別班の憲兵が殺害した。初めの二人は、憲兵曹長が日本刀で斬首し、残りの三人は他の憲兵下士官等がピストルで一斉に射殺した。斬首した憲兵曹長の言によれば「皆ガヨツテ之ヲ後デ判ラヌ様ニ埋メテ整地シマシタ(中略)班ニ帰り(中略)大尉ニ自分ハ命ゼラレルガマ、ニ二名斬殺シマシタト(中略)報告シマシタラ誰ニモ云フナト堅ク口止メサレマシタ」と述べている。

中部軍憲兵隊が組織的に米軍機搭乗員を殺害した一連の事件は「大阪

事件」と呼ばれる。その中でも、この真田山陸軍墓地での殺害事件は、八月一五日というポツダム宣言受諾通知後の事件として注意される。戦争が終った後で殺害されたのである。阪神間で捕えられた米軍機搭乗員の殺害事件を追った最新の研究では、東海軍管区や西部軍管区で憲兵隊ではなく軍が直接管理した事件と対比しながら、この真田山での憲兵隊の殺害事件を次の様に位置づけている。

八月一五日、五人を大阪の真田山陸軍墓地(天王寺区玉造本町)で処刑。終戦の時点で、中部憲兵隊司令部には五人の飛行士が残っていたが、証拠隠滅のため真田山陸軍墓地で全員処刑された。(中略)米軍の戦後調査で、このうち四人の氏名が判明した。つまり殺害事件の証拠を消すために、戦後生き残っていた五人も殺害

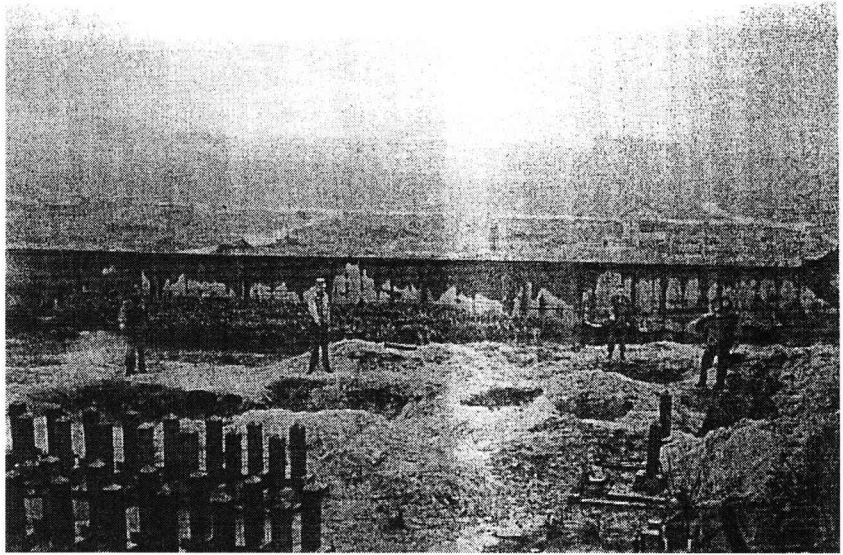


図26 占領軍による真田山陸軍墓地の発掘調査の光景（米軍撮影）

したのが、真田山での「大阪事件」の性格だったのである。

その後間もなく、米軍を主力とする占領軍が上陸する前後から、搭乗員殺害の事実を隠蔽する計画が中部軍と憲兵隊によって計画、実行された。⁽¹⁶⁾ 憲兵隊は捕えた搭乗員の総数を一六人と三分の一以下の少数だったように見せかける工作を開始した。東京に送られた二人以外の一四人は、すべて傷病死したとして、真田山陸軍墓地に偽の墓標一四人分を建てた（図25）。しかし一六人では少なすぎて、隠蔽工作が破綻する恐れ

があったことから偽装工作しようとしたが、対象とされた地方の憲兵隊の協力拒否によって失敗した。最終的には四国の高松へ輸送中明石海峡で機雷に触れ船が爆沈したため死亡したという虚偽の報告案が検討され、一九四五年一月一七、一八日に開かれた陸軍省での各軍管区司令官の会合で、陸軍大臣は「軍の方で絶対にバクロしないという自信があれば工作の報告でも必ずしも否定しない」と発言した。しかし一九四五年一月一〇日第一復員省吉積総務課長が、「日本の将来を考えても、この際真実の報告を提出すべきである。それによって犠牲者が出るかもしれぬがやむを得ない」と隠蔽工作の報告書の受け取りを拒否し、隠蔽工作は失敗した。

この間、一九四五年一月一日付『朝日新聞』は「処刑されたB29搭乗員、茶毘に付して真田山（大阪）へ埋葬」の見出しで次の通り報じている。⁽¹⁷⁾

〔第六軍発表〕 大阪で処刑されたB29搭乗員十四名の調査を行った戦争犯罪者調査委員会軍事班司法係のフランク・H・モリソン大尉とデイビッド中尉および第一軍団第九十情報隊のベイラー・ローガン一行は九日大阪市真田山の日本陸軍墓地で飛行士の死体がこまかく茶毘に付されてゐるのを確かめた旨を明かにした、墓はすべて地面からわづか六インチ（約一五センチ、引用者注）の深さで十二インチ四方の木箱に入った壺の中に遺骨は納められてあつた、北面に立てられてある小さな木標に飛行士の姓名が記されてある（十四名のうち五名は無名としてある）のによつてそれと判定がついた（中略）便所にあてられた廊下の一隅の掛小屋の中で俘虜の連合軍兵士は飛行士に対する残虐な取扱を聞くことが出来た、八月八日前後日本憲兵隊員が獄屋に来て、十六名の飛行士のうち十四名は軍事目標以外の病院や市民を攻撃した廉で死刑に処される旨を宣告し、直に十四名の飛行士は目隠をされていづこへか連れ去られた、

彼らはそれきり戻つては来なかつた、飛行士たちが置き残していつた靴は日本憲兵がそれから数週間後取りに来るまで獄舎の片隅に残されてゐた、処刑をまぬがれた飛行士のうち他の二人は去る九月連合軍の捜査隊によつて救出され、無事帰国した

隠蔽工作は次第に破綻してゆくが、未だ憲兵隊の工作に沿つた調査が行なわれていたということが分かる。だがその調査は徹底して行なわれ、内山元中部軍司令官は二月一六日からの取調べに対して真相を報告することを決定した。搭乗員殺害に対する戦争犯罪人の追及は、BC級戦犯裁判として横浜の法廷で行なわれた。

一九四八年八月二日に、元憲兵隊総司令官大城戸中將以下二七人の被告が一八四項目の戦争犯罪容疑で召還され、五カ月の裁判で一五人が有罪（後に二人は取消）、二二人が無罪となつた。有罪の量刑は、事実上の秘密処刑命令を出した元憲兵司令官大城戸中將等の終身刑から殺害に関わりの深かつた下士官達が懲役二一五年であつたという。また現場で殺害を実行した中部憲兵隊の下士官九人は、上部からの命令に従わざるを得なかつた事情が考慮されて無罪になつた。

そのうちの一人で、二人を斬首した元憲兵曹長は「執行直後ノ私ノ感想」に次の通り述べている。

執行ヲ命ゼラレタ時ハ如何トモ之ニ抗スル事ガ出来ズ執行シマシタガ班ニ帰り自宅ニ帰ツテ静ニ考ヘルト如何ニ命令トハ云ヘ余リ残酷ナノニ驚キ彼等二人モ人ノ子デアリ家庭ヲ持つ人デアルト具ニ考ヘル時二月余リハ一睡モ眠レヌ晩ガ幾晩モアリ唯之ニ対シ如何ニカシテ謝罪スル方法ハナイカト考ヘ続ケテ居リマシタソレカト云ツテ自分カラ之レノ犯罪ヲ犯シマシタト進駐軍ヲ始メ警察当局ニ届出デル元氣モ無く其ノ俣ニハシテ居タモノ、何時カハ逮捕ニ来ルトバカリ信ジテトウノ神經衰弱ニナリ昭和二十一年四月上旬妻ノ田舎ア半年程静養シマシタラ大体善クナリマシタノデ再ビ神戸ニ帰り

区役所ニモ住所ヲハツキリシテ逮捕ノ指令ガアツタラ何時ニテモ臆ル考ヘテ待つテ居リマシタ其ノ反面、私ハ宗教ハ仏教デアリマシタガ「カトリック」ニ教旨ヲ替ヘテヒタスラ処刑ヲ受ケタ氣ノ毒ナ方ノ冥福ヲ祈リ続ケテ居リマシタ

占領下で、BC級戦犯として取調べを受けている中での供述書の記録なので、「私ノ自由意志ニ基イテ真実ヲ記シタ事ヲ宣誓シマス」としてあつても、史料批判をしながら読む必要のある文だが、悩み迷ひ悔恨した一人の記録として見るべきであろう。

真田山陸軍墓地で、戦争が終つた直後にこつた悲劇のあつたことも直視すべきであろう。殺害された米兵の遺骨はすべて掘り出されて米國に還送され、今は集会所と空地になつている。墓碑は無いとは言え、殺害された米兵の遺骨が埋められていたことがあつたということ、その殺害に参加させられてその後の人生に重い影を負つて生きた人がいることも、真田山陸軍墓地の歴史の一頁として抜かしてはなるまい。

2 大阪靖国霊場維持会の成立と祭祀

真田山陸軍墓地は、他の陸海軍が管轄する陸・海軍墓地と同様に、一九四五年二月一日陸・海軍省が廃止されると、大蔵省の管轄する国有財産となつた。しかし遺骨の埋葬されている墓地は、建物や動産のようにそのまま払下げたり他に転用することは困難であつた。

この陸・海軍墓地は軍としても放置できない課題として認識されてきたようである、陸・海軍省が廃止される前に一定の方策を検討していた。その内容は、一九四六年五月二日付の第一復員省大阪地方世話部発の「陸軍墓地現況調査ニ関スル件回答」と題する次の史料で明らかになる。なおこの史料が、筆者が入手できた戦後の旧真田山陸軍墓地に関する陸軍の一番古い史料なので、やや長文ではあるが全文引用する。

関スル件

陸軍墓地現況調査ニ対スル回答ノ件通牒

昭和二十一年五月二日

大阪地方世話部

復員監部御中

関スル件

回答

陸軍墓地現況調査ニ対スル回答左記ノ通り通牒ス

左記

一、場所及び埋葬概数

名称	場所	埋葬概数	摘要
真田山陸軍墓地	大阪市東区真田山	一二三二四柱	
信太山陸軍墓地	大阪府泉北郡和泉町黒鳥	二七九柱	
高槻陸軍墓地	高槻市真上	八〇柱	

二、移管先

昭二〇、一〇、二五陸軍通牒ニ依リ陸軍墓地ハ厚生省ニ移管サルベク指示アリタルモ具体化スルニ至ラズ爾後部長会同ニ於テ地方庁へ更ニ靖国会へ移管ニナル予定ナルモ未ダ制式ノ決定ヲ見ズ現在世話部ニ於テ管理シアリ

但シ地方庁ニ移管サル、指示アリタル際地方側ト懇談ノ結果目下ノ所維持財団ヲ創設之ケ維持ヲ計ル如ク概ネ決定シアリ

三、移管後ノ維持要領 特ニ財団ノ関係維持費

右記ノ如ク移管先未ダ決定セザルタメ本項ニ関シテハ判明シアラズ

四、将来ニ於ケル移管後ノ陸軍墓地ニ対スル地方世話部ノ関聯ノ程度

靖国会ニ移管決定後ト雖モ之ケ維持管理ハ世話部ガ地方庁内ニ入ルモノトセバ引続キ当部ニ於テ行フモノト判断セラル

五、移管業務ヲ通ジテ知得セル関係地方団体等ノ陸軍墓地ニ対スル

態度其他参考トナルベキ事項

地方団体ハ地方庁ニ移管サル、ニ当リテノ懇談ノ際ニ於テハ積極的ニシテ熱意ヲ有シアルモ維持費ニ困難ヲ感ジアリ

且戦災ニ依リ一部損傷ヲ蒙リアル墓地ニ対シテハ之ケ申受ケ前

ニ修理ヲ希望シアリルニ付清掃、修理、例祭ノ挙行後移管スルヲ

可トセン

六、分骨ノ処理及忠霊塔ニ関スル概況

分骨ハ終戦後一定ノ時期ヲ決メルコトナク遺族ヨリノ希望アリタル場合之ヲ纏メ逐次合葬シアル状況ナリ

忠霊塔ハ現在顕彰会ヲ創設シ之ケ維持ヲ計リアリ

▼「陸軍」記名縦野紙B5×3枚、手書き又は謄写印刷ノコピー。

原材料ノ抹消部分は左行に「まき」を付し、右行間に改変した文字があれば記した。以下の資料でも同様に表示。

大阪地方世話部の担当には、旧陸軍の信太山と高槻の陸軍墓地も含まれていたが、本研究報告書の別稿でとりあげたので本稿で触れることは省略する。旧真田山陸軍墓地については、所在地に続いて「埋葬概数一二三二四柱」と記している。第一章第五節で納骨堂が出来る前の墓碑数を約六千基と考えた。するとそれとの差の約六千余基が、日中戦争・アジア太平洋戦争期に納骨堂に納められた遺骨ということになる。

この文書が出された一月後の六月に「真田山陸軍墓地埋葬願」の部厚い簿冊があることから、その後恐らくは引揚げた部隊や復員した遺族等から続々と埋葬願が出されたものと考ええる。なお、霊場維持会の『財団法人大阪靖国霊場維持会の沿革』に記す、「霊堂に奉安されてあります遺骨は実に四三、〇〇〇余柱」とあるのは、この後の結果を示している

のである。但し、単純に埋葬を願った場合だけでなく、「昭和20年

以後分骨（移管）名簿⁽¹²⁾もあることから、真田山の納骨堂から持ち帰る場合も相当であったことがわかる。

先の史料で特に注意したいのは、「二、移管先」の項から、一九四五年一〇月二五日の陸軍省通牒で陸軍省が陸軍墓地の移管先を厚生省に求めたこと、しかし厚生省が了承せず具体化しなかった事実があったことが明らかになる。この時期は、占領軍の政策の具体的内容が不明なこともあり、厚生省が難色を示したものであろう。

その結果陸軍省が廃止される時点では、その後の維持管理や祭祀継続についての見通しのないままで、国有財産として大蔵省の管轄下に移された。そのため、第一復員省が陸軍墓地の維持管理、祭祀の継続に関する目処をつけるために内部で検討し情報を交換する目的で発行された文書の一つが先にあげた史料である。

陸軍墓地が大蔵省に移管されることになったので、一九四五年二月一日旧真田山陸軍墓地は大蔵省大阪財務局に移管された⁽¹³⁾。

移管されて二週間後の一九四五年二月一五日、連合国最高司令官から「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全及監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」の覚書が出された。国家が神道や祭祀に関わることを禁止した覚書きで、政府機関のどこかが旧軍の墓地を維持管理し祭祀を担当することは不可能となった。しかし日常の様々な事例に対して、国家神道を援助することになるのか否かの判断は、一本の線をひくようには扱えず担当する部局や状況によって、その判断は揺れを示していた⁽¹⁴⁾。

そこでこの史料では、「二、移管先」について「地方庁へ更ニ靖国会へ移管ナル予定ナルモ未ダ制式ノ決定ヲ見ズ」と部長会同での議論の内容を紹介し、様子を見ている状態であることを示している。中央の国家機関が旧陸軍墓地の維持管理祭祀に関与できないとすれば、地方の自治体が受け皿となり、ゆくゆくは靖国会へ移管したいということで、こ

こで初めて「靖国会」なる団体が登場する。しかも「地方側ト懇談ノ結果目下ノ所維持財団ヲ創設之ケ維持ヲ計ル如ク概ネ決定シアリ」と財団法人という形態まで下相談が進んでいたことが明らかになる。そして将来の展望を述べた「四」では、靖国会に移管されてもその維持管理は第一復員省が解体後に地方自治体内の組織に組み込まれた「地方世話部」の後身機関が実質は担当する予定であったことを示している。

以上一九四六年五月二日付の第一復員省大阪地方世話部発「陸軍墓地現況調査ニ関スル件回答」の史料で判明した主な内容を整理してきた。しかしそこでキーワードとなる移管先として想定された「靖国会」の実態については、この史料からは明らかにはならない。

それが分かるのが、同年六月二九日に大蔵次官、内務次官から各財務局長、地方長官に宛てた「旧軍用墓地の処理に関する件」と題する次の史料⁽¹⁵⁾である。

旧軍用墓地の処理に関する件

標記の件に関し五月二十四日中央特殊物件処理委員会の議を経て別紙第一の通り決定し関係方面へも別紙第二の通り協力方を要請しておいたから、左記事項御留意の上処理せられたい。

記

一、別紙第一に依る処理方法は一応の規準を示したものであるから地方の実情に応じ適切なる処理を実施し不測の紛争等を生じない様注意せられたいこと。

二、三、(略)

四、経費は維持管理、祭祀を担当するものが負担すること。

目下靖国神社の氏子団体たる靖国会（仮称）に於ては維持管理、祭祀を担当したい意向があり、右は適当と認められるかこれに就いては更めて同会から貴庁に連絡する筈であるから其の時には然るべく考慮せられたい。（以下略）

五、六、(略)
別紙一

旧軍用墓地の処理に関する件

一、旧軍用墓地は都道府県又は地元市町村に無償貸付するものとする。

二、旧軍用墓地の維持管理祭祀は地方の実情に応じ都道府県又は当該地方長官の承認を受け市町村、宗教団体、遺族会等に於て行ふものとする。

特定の団体が維持管理祭祀を担当する場合に於ても他の団体は之が祭祀に参列又は単独祭祀を執行し得ることとする。

三、(略)

一九四六年五月二四日の中央特殊物件処理委員会の議を経て、六月二十九日に旧軍用墓地の処理についての決定を通知したこの史料は、六 points の留意事項を付している。その一は、処理方針は「一応の規準」で紛争がおきないように「地方の実情に応じ」て対応することにした。この結果、旧陸軍墓地八一、海軍葬儀場七、計八八カ所の軍用墓地は各地の条件に応じて変形してゆくことになった。そしてその中で、「靖国会」とは靖国神社の氏子団体として組織される予定の団体の仮称であることが明らかになる。さらに維持管理、祭祀に要する経費は、それを担当するものが負担することとするが、靖国会はそれを担当したい意向なので出来るだけ便宜をはかるように求めている。

ここで奇妙なことが明らかになる。つまり仮称ではない未だ組織が成立していない靖国会が、既に経費負担を含めて軍用墓地の維持管理、祭祀の担当の意向を示しているというのである。このことは、靖国会を組織しようとする復員省の後身の復員庁の意図が、軍用墓地移管の受け皿としてであったことを示している。そのことを前提に、別紙一の一、二が旧軍用墓地の処理方針として決定された。

この別紙一の一の「旧軍用墓地は都道府県又は地方市町村に無償貸与する」という方針に沿って、旧真田山墓地は大阪市に無償貸与され、以来この契約が更新されて現在に至っている⁽¹³⁾。そして恐らくは別紙一の二項に沿って、復員庁によって旧真田山陸軍墓地でも靖国会の組織化が着手されていたものと推定される。

しかし靖国会は簡単には組織できなかった。当時は靖国神社の存続そのものが問題になっていたからである。陸海軍省の管轄であった靖国神社は、既に一九四五年一月一日以後第一、第二復員省の所管となった⁽¹⁴⁾。さらに一九四六年二月、靖国神社は東京都知事に届出で単立宗教法人となった⁽¹⁵⁾。事実上靖国神社の地方分社の性格をもっていた各地の護国神社も、存亡の淵にあった⁽¹⁶⁾。このような時に、靖国会という靖国神社の氏子団体が上からの呼びかけで全国各地ですぐ結成できる条件はなかった。

一九四六年一月一日には、内務次官、文部次官から地方長官に宛てた「公葬等について」という依命通牒が出された。その第三項には、戦没者に対しては公葬を禁じる次の規定が含まれていた。

三、戦没者に対する葬儀その他の儀式及び行事を、個人又は民間団体で行ふことは差支えない。しかし、地方官衙又は地方公共団体が、これを主催若しくは援助し、又はその名において敬弔の意を表するやうなことは、避くべきである。(以下略)

こうした流れが強まると、地方自治体に維持管理、祭祀を移管し、その後靖国会へという路線は不可能となった。一九四七年三月一日、岐阜県知事の質問に答える形で、大蔵次官、内務次官は一九四六年六月二十九日の通牒の別紙一の一の二項を次の様に修正した⁽¹⁷⁾。

昭和二十二年三月十八日

大蔵次官
内務次官

大阪府知事殿

旧軍用墓地の処理について

右のことについては、客年六月二十九日付蔵国第七二六号で通牒したのであるが昭和二十一年十一月一日発宗第五一号で内務文部両次官から通牒のあった「公葬について」の趣旨に則り、地方公共団体が祭祀を行うことは避けなければならないから、右の通牒の別紙一の第二項を左記のように改めるから御諒承ありたい。

なお、右の通牒の取扱について岐阜県知事より別紙第一のような疑義の申越しがあり、これに対して別紙第二のように回答したから併せて御諒承ありたい。

記

旧軍用墓地の維持管理は地方の実情に応じ都道府県又は市町村、宗教団体、遺族会等において行うものとし、祭祀は宗教団体、遺族会等において行うものとする。

都道府県又は市町村が維持管理する場合並びに特定の団体（都道府県又は市町村を除く）が維持管理、祭祀を担当する場合においても他の団体（都道府県又は市町村を除く）は之が祭祀に参列し又は単独祭祀を執行することとし得ることとする。（以下略）

これに続いて別紙第一は岐阜県知事の大蔵次官の質問書の写しが、別紙第二はそれに対する大蔵次官、内務次官の回答の写しがあり、その後、「都道府県又は市町村が旧軍用墓地の無償貸付を受け維持管理することは左記の理由により（中略）覚書に違反するものではないと思料されるから御諒承ありたい」と、維持管理についての次の見解を岐阜県知事に伝えている。

記

旧軍用墓地は他の共同墓地と同様の性質を有するものと解せられるので宗教上の施設ではないからこれを地方公共団体へ無償で貸付け或は地方公共団体が他の共同墓地と同様に維持管理をして国家と宗

教とを分離する趣旨に違反するものではない。

▼「大阪府」名入り薄紙野紙、手書きB4×5枚 コピー読み下し

つまり、一九四六年六月二十九日に決定した方針は修正せざるを得なくなったことを示している。その結果、旧軍用墓地については、維持管理は地方自治体に無償貸付ができるが、祭祀については宗教団体、遺族会等が担当し地方自治体の関与は避けなければならないとしたのである。

こうして靖国会の組織化は進まず、復員庁や無償貸付を受けた地方自治体は祭祀を担当する宗教団体、遺族会等を用意する必要に迫られた。

当時大阪では、遺族全体を一つにまとめた遺族会は成立していなかった。「終戦後、各地区においては、これら遺族の生活の安定と、福祉の向上を目的としてそれぞれ逐次、地区毎に遺族会が生まれた」というなかで、大阪市と府内各地の遺族会の相当数を集めて結成されたのが、一九四七年五月に成立した大阪府遺族連合会であった。その準機関紙として発行された『遺族タイムス』⁽¹⁰⁾で、発刊の辞に次いで一頁の大半を占める「遺族タイムスの発刊に寄せて」を寄稿しているのが、四天王寺貫主、田村徳海大僧正であった。その中には、遺族の自力更生と団結を呼びかけた次の記述がある。

殊にお互い遺族のもの、これからは遺族自らの力で立ち上って更生しなければならぬのでありますから、がっちり腕を組み合わせて遺族更生のために惹いては新日本の建設のために総力をあげねばならぬと思ひます。この遺族結集の力、遺族団結の力こそ、真に根強い祖国再建の底力となつて、この新日本建設といふ民族的な大理想の実現を促進して行くのであります。

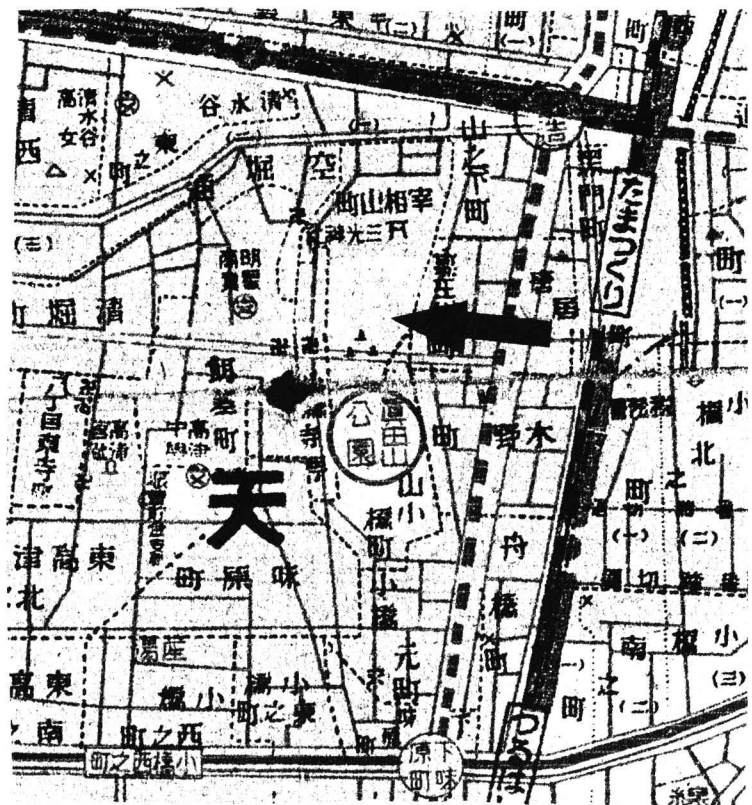
当時田村徳海は、激動する仏教界にあつて注目される存在であった。一九四六年一月には、中世以来天台宗の末寺とされてきた四天王寺を独

表15 財団法人大阪靖国霊場維持会の理事長（敬称略）

就任順	就任年月 (就任期間)	理事長氏名	備考
第1代	1947.11 (3年半)	田村徳海	四天王寺住職
第2代	1952.5 (2年)	天野小太郎	各理事者の改選による
第3代	1954.6 (7年)	菊池盛登	元滋賀県知事、元静岡県知事 元宮内省禁衛府長官
第4代	1961.6 (22年)	吉川秀信	(株)宝鑄工所 社長
第5代	1983.10 (6年半)	吉川秀一	タカラベルモント社長
第6代	1989.10 (12年現在に至る)	吉川秀隆	タカラベルモント社長

出典：『財団法人大阪靖国霊場維持会の沿革』（1971年版）、
（1966年版）による。備考の記事は中野公策編『大阪
と八連隊』所収の吉川秀一「真田山旧陸軍墓地の英霊
と父秀信」、タカラベルモント株式会社発行『タカラ
ベルモント 75年史／美しいひとの世紀へ』（1997年
3月）による。

立寺院として立つことで、「自主・民主の立場」から新時代に即
応した四天王寺に再建するとした路線を推進したのが田村徳海で
あった。和宗絵本山四天王寺管長で大僧正として活躍⁽¹⁰⁾、大阪府
遺族連合会のリーダーとしても大きな存在であった田村徳海に、旧真田
山陸軍墓地、旧信太山陸軍墓地、旧高槻陸軍墓地の祭祀を担当する団体
の代表になってほしいと行政側から強い働きかけがあったと考える。そ
のことを直接に示す資料は残っていない。しかし信太山、高槻の祭祀に
かかわった地元の有力者二人ずつと、大阪市内の有力者二人の六人が、
田村徳海を代表に「財団法人大阪靖国霊場維持会」の設立を願い出るに
ついては、行政側の意図を考えるのが自然である。だからこそ、成立し
なかった行政側の用意した「靖国会」の名称の一部が、祭祀団体名につ
けられたものと考えられる。当時信仰の自由の論陣を張っていた仏教徒

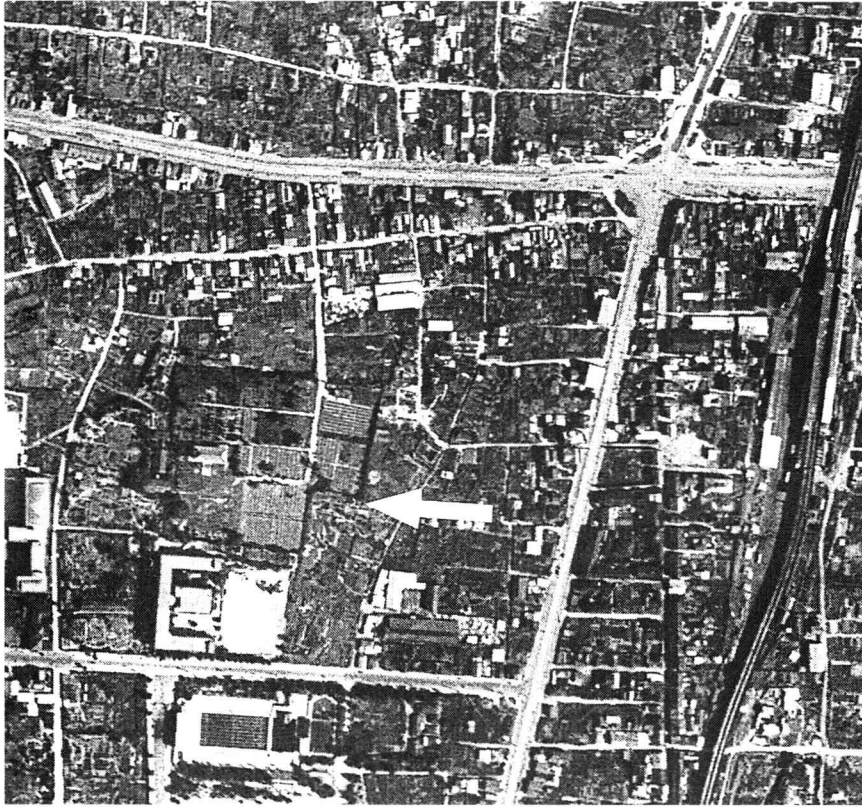


地図20 1946年「大阪市街図」
『わがまち天王寺』（前掲）30頁所収地図。

の田村徳海が、自発的に祭祀団体の名称に「靖国」という当時特別な意
味を持っていた用語を使うと考えることは困難だからである。

他方、財産としては大蔵省に移されても、祭祀の行われなくなった各
地の旧軍用墓地は急速に荒廃していった。その間の事情を知る人にとっ
ては、心の痛む状況になっていた。旧真田山陸軍墓地も「墓地は夜盗の
集合所となって自由参拝者も近寄れないで荒廃するまゝとなった」と伝
えられている⁽¹¹⁾。田村徳海は、遺族会のリーダーとして、こうした現状を
黙視しがたかったというのも事実であろう。

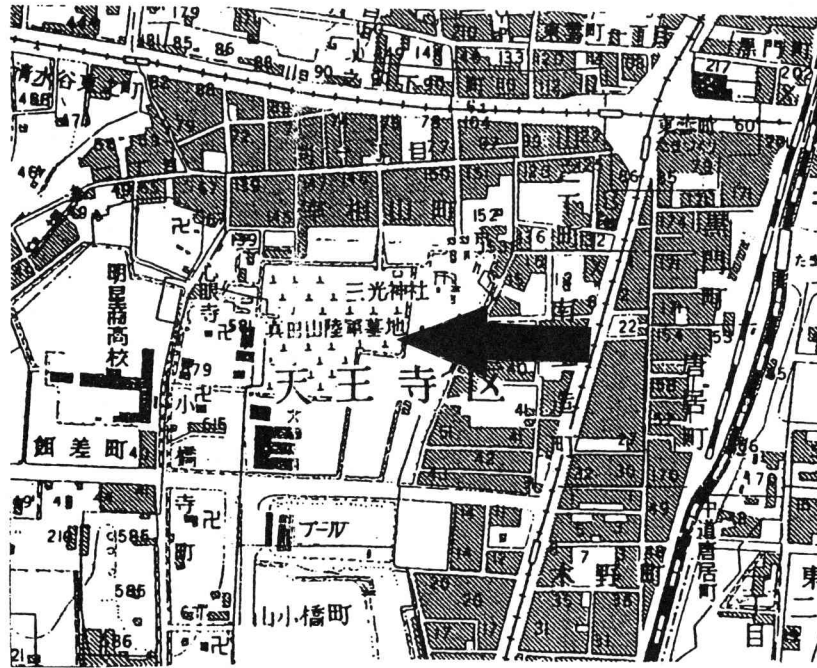
旧軍用墓地の維持管理と、祭祀の担当団体を分離するという方針修正



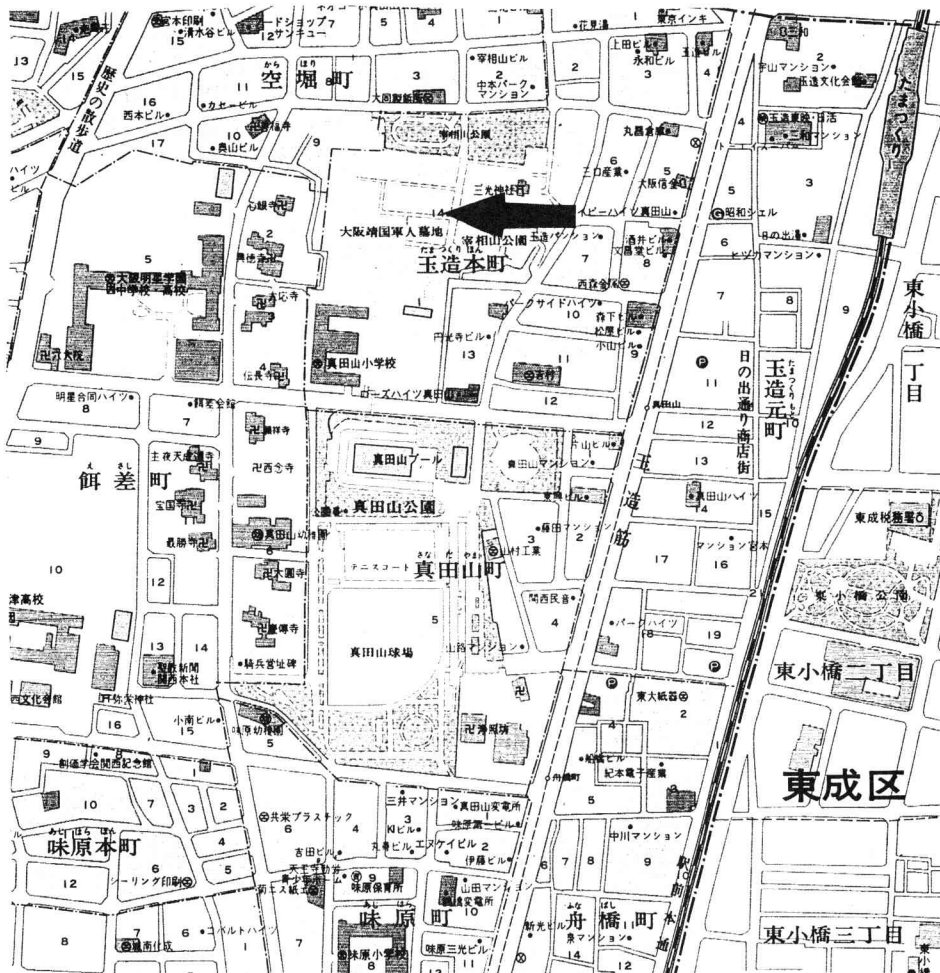
地図 21 1948年 8 月 31 日米極東空軍撮影 コードNoE-9C09-010 6.5 倍部分
引伸印画の部分拡大図 <M84-1 96 (6.5B) 国土地理院>



地図 22 1948 年 11 月「大阪東北部」(2 万 5 千分の 1) 地理調査所



地図23 1956年「大阪東部」地理調査所（1万分の1）



地図24 1989年「大阪府都市地図集」(昭文社)〈天王寺区の一部〉



図 27 旧真田山陸軍墓地の正門右手に立つ揭示板
(2002年2月撮影)

が発表された僅か二カ月後に、次の設立許可願⁽¹⁴⁾が提出されたのは、以上の結果であったと考える。

財団法人大阪靖国霊場維持会設立許可願

旧真田山墓地、高槻墓地及び信太山墓地の祭祀を行ふ目的を以て標記財団法人を設立致し度特別の詮議を以て御許可相成度此段申請致します

追而本件は昭和二十二年三月十六日(一八日カ)付内務省蔵警第二号大蔵省国第二六九号内務大臣両次官通牒に基き設立するものなることを申添へます

表 16 旧真田山陸軍墓地の面積の推移 (2)

年月	記事・出典	面積	該当する時期の地図
1946年5月 (昭和21)	霊場維持会保管資料 「旧陸軍墓地調査表」の 「幸田山陸軍墓地」記載	5,252坪 (17,362m ²)	20.21, 22.23.
1962年11月1日 (昭和37)	霊場維持会保管資料 「旧陸軍墓地の状況調査表」中 「旧真田山陸軍墓地面積」	5,133.06坪 (16,932m ²)	
	近財資料 口座番号 27109-001		24
1965年4月20日 (昭和40)	口座名「旧真田山陸軍墓地」に 「土地区画整理により換地、交付 金 657,228 円受」の記述と別 添図(図 28)あり。	4,568.8坪 (15,087m ²)	

出典：霊場維持会発行の『大阪靖国霊場維持会の沿革』(1996年版)に「敷地は17,685平方メートル(5,359坪)あり」と記述されているが、1965年の換地の情報が正確に霊場維持会に伝えられなかったためではないかと考える。なおこの換地によって減った分は、図28で見ると主に周辺境界の法面と正門迄の道路で、墓地部分は殆ど関係ない。なお表12の1928年の6,040坪と1946年の5,252坪の差788坪については、手掛かりとなる記録を発見できなかった。空襲被災後の土地整理があった可能性は考えられる。1965年以後の近財史料の面積は増減はない。

昭和二十二年五月二十日

大阪市天王寺区元町四天王寺内

設立者 田村 徳海

大阪府知事 赤間文三殿

▼「大阪府」名入り薄紙罫紙、手書きB4×1枚 コピー
読み下し

この史料の「追而」以下の文章は上記の記述した内容を指しているものと考えられる。これを受けて、大阪府知事の認可を受けた財団法人大阪靖国霊場維持会は発足した⁽¹⁴⁾。それは次の登記簿抄本の写し⁽¹⁵⁾で明らかに

る。

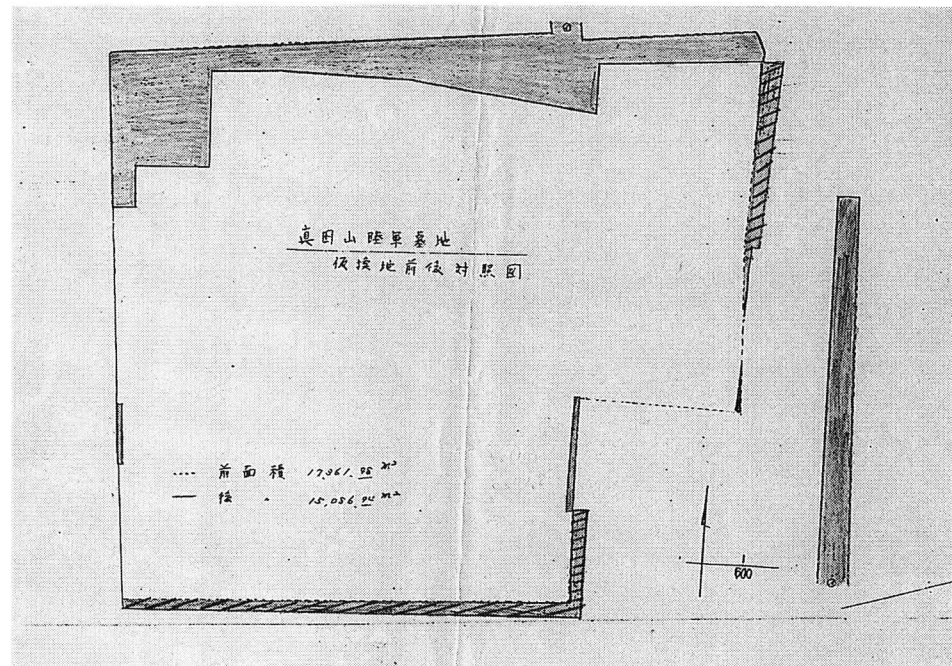


図28 近畿財務局保管史料「旧真田山陸軍墓地」の土地区画整理別添図（1965年）
（原図は■ = 赤色（減地分）、▨ = 青色（増地分）で差引2,275㎡（689坪）の減地になっている。）

登記簿抄本
登記第四五〇号
名称 大阪靖国霊場維持会
事務所 大阪市天王寺区元町 四天王寺内

大阪府仏教会事務所

設立登記／年月日 昭和貳拾貳年拾壹月拾五日

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認

証ス

昭和貳拾貳年拾壹月拾八日

大阪司法事務局

司法事務官 上田和一

▼「大阪府」名入り薄紙罫紙、手書きB4×1枚 コピー
読み下し

一九五一年一月、理事長の田村徳海は死去するが、その後新しい理事長に引き継がれて、現在六代目の理事長古川秀隆のもとで祭祀担当団体として霊場維持会は活動を続けている。そしてこの存在がはじめにでも触れたように、旧真田山陸軍墓地の歴史的景観を支えてきた大きな要因であった。

ここで戦後の旧真田山陸軍墓地の地図を見ておきたい。地図20は一九四六年の地図だが、主に空襲の被災地域を表示することに関心があつたようで、旧真田山陸軍墓地については「■」の表示のみとなつているが、真田山小学校の位置にズレている。一面ピンク色に着色されている大部分が空襲により焼失したことを示しているが、真田山小学校とその周辺の着色が薄くなつていて、焼夷弾は落とされたが焼失しなかったことを示している。

地図21は一九四八年八月の米軍撮影の航空写真の一部で、墓碑が整然と並んでいる様子と納骨堂が残つていることが判る。周囲では西側の寺が焼けて一部畠が作られている様子、鉄筋コンクリートで焼け残つた真田山小学校、真田山公園のプール等が見え、焼け跡にも道路沿いに家が建ちだしている。

地図22は米軍撮影の三カ月後の地図だが、納骨堂の建物が表示してあ

り、「1」の表示だけで「旧真田山陸軍墓地」といった表記はない。なお真田山小学校は、この地図では明示されている。当時真田山小学校の校舎は、焼け出された市役所の一部の執務場所ともされていた。

地図23は一九五六年になって、すっかり市街地が復興してその中に囲まれた墓地の様子が分かる地図であるが、そこに「真田山陸軍墓地」と表記されていることに注目したい。地図20、22に墓地名が記載されていないのは、占領軍に対する自主規制があったのではないかと考えるが、サンフランシスコ講和条約で独立を回復して長い間呼び慣れていた呼称がそのまま使用されたのであろう。

地図24は民間の地図出版社が一九八九年に発行したものが、「大阪靖国軍人墓地」と表記してある。現在旧真田山陸軍墓地正面の入口に掲示板(図27)が立ててあり、その右手に「大阪靖国霊場維持会」の名がある。霊場維持会が管理する「軍人墓地」という認識でこの表記になったのであろうか。現在法的に言えば所有者の近畿財務局は、その呼称として「旧真田山陸軍墓地」を使用しており、祭祀担当団体の霊場維持会発行の『大阪靖国霊場維持会の沿革』では「真田山墓地」と表記している。歴史的経過を踏まえて言えば、「旧真田山陸軍墓地」と表記すべきであろう。

ところで地図20から地図24までを並べると面積は変わっていないように見える。しかし近畿財務局の「国有財産無償貸付契約書(平成12年3月28日⁽⁴⁷⁾)」では、土地面積は「一五、〇八六・九四㎡」となっていて、約四五七二坪に減っている。この間の面積の推移を追ったのが表16である。注記したように一九六五年の換地(図28)では、実際に墓地としては余り影響を受けていない。なお一九二八年から一九四六年の間の七八八坪の減少については事由は不明である。ただ配置が大きく変わる大改葬があったとは考えられないので、一九四一年頃に納骨堂が建つてからの景観はほぼ現状に近いと言って良いであろう。

霊場維持会が出来てから祭祀については、『大阪靖国霊場維持会の沿革』には「当時はまだ占領下の制約もあり、さらに又、国に殉じられた英霊に対する祭祀供養などについては一般社会人においても関心がうすく、各役員は私費を投じて形ばかりの法養を営むのに精一ぱいでした」と述べている。

この時期の祭祀に関して、その具体的内容をまとめて記録した史料は今回の調査では見つけれなかった。しかし霊場維持会の、一九五二年四月三〇日の役員会会議録に「本財団定款改正の件」の議題で、「第二条の事務所を大阪府内に、第四条毎年春秋二回(慰霊祭を開催する——引用者補足)とあるを毎年一回に改め」とあるのを見ると、霊場維持会が成立してからは年二回定期的に慰霊祭が開催されていたことが分かる。また田村徳海前理事長の死によって、四天王寺からは離れて事務所も大阪府庁に仮に置かれたことが分かる。更に、納骨堂の修理が必要な箇所を「昭和四二年」と撮影時期を記録した写真の貼つてある冊子があり、その最後の頁に、「供花・清掃奉仕団体」の覚え書きがメモしてある。

昭和二十一年 天王寺婦人会

(会長 大河内ミネ)

昭和二十七年 天王寺婦人会

(会長 森口千代)

昭和三十三年 天王寺婦人会

(名誉会長 森口千代)

(会長 宮米子)

昭和四十一年 天王寺婦人会は天王寺区婦人団体協議会と改名、右の団体が昭和二十五年以来自発的に供花と清掃の無料奉仕を継続、春秋の大祭に当っては十六名の奉仕者が四時間の清掃と供花に当る。供花一回の量は三輪自動車に満載、その代金昭和二十七年二、

〇〇〇円、現在一〇、〇〇〇円、右の森口名誉会長は天王寺区選挙管理委員であり現在大阪靖国霊場維持会の理事でもある。

これによれば霊場維持会だけでなく、地域の婦人会が自発的に旧真田山陸軍墓地の祭祀に協力していたことが分かる。盛大ではなかったにせよ、こうした努力の蓄積が、他の多くの旧陸海軍墓地のように荒廃が進み他に転用されるのを防いだと言えるであろう。特に「昭和二十一年」といえば、霊場維持会が成立する前年であった。地図で見ても焼け跡に未だ家も十分建っていない時から、地域の人々がボランティアで墓地の祭祀に参加していたことは注目される。

そうした状況のもとで、当時知名度の高かった田村徳海四天王寺住職が（恐らくは行政からその就任を求められたにせよ）、霊場維持会の理事長に就任し活動したことは、霊場維持会の信頼を高めたものと思われる。

霊場維持会が成立して約一年後の一九四八年九月二四日、大阪府南河内郡野田村（現在堺市北野田等）遺族会が、村の戦死者等の墓碑一六九基を一括して旧真田山陸軍墓地に建立したのは、こうした信頼があったからだと考えられる。

しかし戦時期、真田山陸軍墓地の前に動員され戦争への協力を誓わせられた、という記憶を持つ人々の中には、景観が余り変らず残っていた旧真田山陸軍墓地に厳しい視線をむけた場合も少なくなかったようである。先に引用した『遺族タイムス』の田村徳海四天王寺住職の文章は、そうした中で遺族への呼びかけであった。加えて、占領軍の旧軍事機関に関連する施設や行事には様々な統制が加えられていた。

こうした中で祭祀の継続は困難な事業だった。成立時の霊場維持会の「財団法人大阪靖国霊場維持会寄附行為」の第三条に「本財団ハ大阪靖国霊場ノ祭祀ヲ為スヲ以テ目的トス」とあり、資産一百万円の「基本財産ヨリ生ズル収入及寄附金其ノ他ノ収入」でこれを賄うことになっていた

が、激しいインフレの進行下で、実際には奉仕活動によって辛うじて祭祀を支えられていたのが実態であった。

3 サンフランシスコ講和条約の発効と追悼祭祀の盛大化

連合国による占領をどう終結させるかをめぐって、日本の国内では全面講和か西側陣営の一員としての独立かの論争がくり広げられた。結局日本は、アメリカの平和条約案を受け容れて一九五一年サンフランシスコで関係四八カ国との間で講和条約を調印した。条約は翌年四月に発効し、占領政治は終了した。

この結果、占領軍による様々な規制は撤廃され、旧陸・海軍墓地の祭祀をめぐる環境は大きく変わった。

旧軍人に対する恩給は、一九四六年二月一日に廃止されたが、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が一九五二年四月に制定され、以後遺族会の要求を受けて軍人恩給として復活拡充していった。⁽¹⁵⁾ 独立後初めて国から戦病死者の遺族が弔意金を受け取った時、改めてその追悼の意を表すことを考えるのは自然の感情であったに違いない。

しかし亡くなった人をどう祀るかをめぐって、鋭い分岐が生じた。一方では「近代国家建設の途上に遭遇した幾多の戦争で貴い生命を国に捧げられた二百六十六万六千余の『みたま』（英霊）をお祀り申し上げ、国家の安泰と国民の安寧への御加護を祈り、悠久の平和を祈願する」⁽¹⁶⁾ 立場から、戦病死者を「護国の英霊」とし「顕彰する」主張がある。他方では「戦没者を追悼することに仮に公益性または公共性が認められるとすれば、それは『無謀な戦争で悲惨な犠牲を招いたことを反省戒悟し、戦争責任の所在を見きわめ、これを絶ち切ることににより戦没者の死を無駄にしない』という趣旨にあるというべきである」という主張に代表される考え方であった。

この点に関する次の指摘は、現在に通じる問題として重要であろう。

自国と自国民が第二次世界大戦をどのようにくぐってきたのかについては、アメリカであれフランスであれ、中国であれ韓国であれ、その国内での政治的立場の違いはあれ、国民の間でそれなりに共有できる「記憶の共同体」が形成されているように思える。しかし日本は、それが未形成である点に最大の特徴がある（中略）。日本では戦後一貫して戦争の記憶の仕方をめぐる分裂と対立が、論争のテーマとして存在し続けていたのである。

このことは遺族会の中でも生じていた。一九四七年一月に、様々な立場の各地の遺族会が結集して全国組織として日本遺族厚生連盟が設立された。その規約の第四条には、「平和」「戦争の防止」「全人類の福祉」を連盟の目的として掲げていた。⁽¹⁵⁾

しかしサンフランシスコ講和条約発効後の連盟の一九五二年一月の大会では、「われわれは国家が公務に殉じた者の霊を慰め」と宣言し、決議で「靖国神社並に護国神社の行う慰霊行事はその本質にかんがみ国費又は地方費をもって支弁するよう措置すること」を求めた。そしてこれがのちの日本遺族会に継承されていった。⁽¹⁶⁾しかしこうした流れを批判する遺族達の中からは、平和遺族会という組織も結成された。⁽¹⁷⁾

霊場維持会が旧真田山陸軍墓地の祭祀を進めるにあたっても、こうした動向の影響は受けたであろうが、この時期の資料は全く残っていないため具体的には検討できなかった。そしてこうした舵取りの難しい時期の一九五一年一月に、初代田村徳海理事長は死去した。

翌年四月「各理事者の改選によって天野小太郎氏が理事長に就任」した。この天野理事長が大府知事等に提出した次の要請文⁽¹⁸⁾によって、当時の霊場維持会の状況がかなり明らかになる。

五万八千柱の英霊遺骨堂の秋季大祭厳修に就て御願

真田山（旧陸軍墓地） 四万三千三百柱

信太山（旧忠霊塔下） 老万二千二百柱

高 槻（旧陸軍墓地） 二千六百五十柱

右三ヶ所に奉安する五万八千有余の英霊遺骨の祭祀供養に就て終戦直後大阪府の御好意に依り基金老万円にて財団法人大阪靖国霊場維持会を結成せられ祭祀供養を営むこと、なり居りましたが当時は所謂占領統治下の制約に依って当局としても一般社会としてもこれが経費の出資を封鎖せられ已むなく過去七年間は只々維持会役員のみを以て型計りの法要を営み来りしのみ故に御霊に対する祭祀供養等は世の中から忘れられたるが如き感ありて洵に遺憾の極みであります従って我等維持会役員に於てもその責任を一層痛感致して居る次第であります。ありし時は勝つて来るぞよ勇ましく誓って国を出るからは死んで帰れとの誓約通り大東亜戦争等に貴き生命を捧げた幾百万の将兵は何れも前途春秋に富む洋々たる有能の若人達でありました。英霊諸士は国家の為に自分等忠勇あるのみ是れ即ち我国の躍進であり永遠に世界平和が打立てると教えられ又自からも堅く信じ以て崇高なる精神と信念の下屍山血河惨烈なる戦闘を続けて可憐な人命を抛けうって御国に殉じられたのであって是れを想えば万感胸に迫り只々合掌するの外はありません。仮令戦い破れたりとて英霊の祭事も行はず放置の沙汰は如何に国情の許さ、るとは云え誠に申訳無き始末であります。嗚呼！この幾万の将士が最後の瞬間に於て後に残りし国家、国民に何を求め、何を委嘱せんとしたでしょうか。申す迄もなく自分等は護国の神となり、残る遺家族は名誉の家人として国家社会から尊敬をうけると信じ悠久の大義に身を投ずる満足感があったのである。然るに真田山の如きは二十年の爆弾投下の為め霊堂の屋根に大穴を空いた仮応急の修理すらせず終戦後七ヶ年に亘る長日月を経過するもその修理費の出所もなく荒れるに任せ、果ては御遺骨に雨水の降りかぶる惨状は転た感慨無量なるものがあります。今や独立国家として世界の線列

に伍し我国自衛の再武装せんとせらるゝに際してこの放漫なる真情が一般人の知悉するところともなれば自ら生命を^(マ)倅して祖国日本の為め銃を取るもの幾人あろうか。最近真田山関係の御遺族の方々が右の非を訴えて早急に適當なる処置を講じられんことを迫りしかもその声が増に高まりつゝ、あることは我等役員として当然のこと、思ふのであります。茲に於て本会は本会の使命とする右諸靈の祭祀供養の爲め秋季大慰靈祭(独立后初めて)を厳修致し府民と共に独立国家再建の感謝と報告を兼ね諸靈の遺族を招待して一片の慰藉に寄与いたさんとするものであります。前述の趣旨御洞察賜りまして別記最少限度の予算を計上し御当局の御協力と御負担を御承認賜らん事を御願ひ申し上げます。次第であります。合掌

昭和二十七年九月 日

財団法人大阪靖国霊場維持会

理事長 天野小太郎

大阪府知事、大阪府会議長宛各一通

この後に「最少限度の予算」として「第一次秋季大祭厳修予算書」を付記しているが、それによると総額一四七万八五〇〇円を計上している。その内訳を一覧したのが表17である。

以上の要請文と予算書から言えることを、要請文の順に箇条書に挙げてみる。

- ① 霊場維持会の財団の基金一百万円は大阪府が提供したものであった。
- ② 霊場維持会成立後の七年間は、霊場維持会役員が私費で負担して型通りの法要をするのがやっとだった。
- ③ 霊場維持会は「大東亜戦争の国難に殉じた英霊」をそれにふさわしく祀るべきである。
- ④ 幾方の将士が死に際して思ったことは、「護国の神」となり「悠久の大義に身を投ずる」が「残る遺族は名誉の家人として国家社会か

ら尊敬を受ける」と信じていたのに、現状は全くそうっていない。

⑤ 一九四五年六月の大空襲で「霊堂」(納骨堂)の屋根に「大穴」があいた。

⑥ 戦後七年たつても応急修理も出来ず、雨漏りは酷くなり納められている遺骨は雨水に晒されている。

⑦ 独立国家として世界に伍して再武装しようとする時、真田山の惨状を知れば誰も生命を賭して銃をとらない。

⑧ 遺族から真田山の現状を早急に改めるよう霊場維持会に申し入れがある。

⑨ 独立後初めての秋季大慰靈祭を「独立国家再建の感謝と報告」と兼ねて実施する。

⑩ 慰靈祭の経費の公費負担を求める。

⑪ 大阪府知事と府会議長に以上のことを要請した。(控の宛先は府だが、その後の推移を見ると大阪市にも同様の要請をしていたものと思われる。)

⑫ 財団法人としての基金が一百万円しかなかった霊場維持会が、一気に一五〇万円近い慰靈祭を計画して「最少限度の予算」と書いた所に「独立後」の「大慰靈祭」への思いが滲んでいる。

⑬ 予算書を見ると真田山と信太山、高槻の旧各陸軍墓地とで、祭祀対象者数に応じて軽重をつけながらもそれぞれの祭祀のやり方を前提にして画一化はしていない。

以上の一三箇条中、①、②、⑤、⑥、⑧はこれまでの経緯を述べたもので、特に①などは文献史料だけではわからない実態を明らかにする証言の性格も持っている。③、④、⑦、⑫は霊場維持会の当時の天野理事長をはじめとする理事達の歴史観・意見・主張であり、先に整理して述べた議論に即して言えば、「護国の英霊に対する慰霊と顕彰」という立

表 17 1952年「昭和27年各霊場第一次秋季大祭厳修予算書」

費目	真田山霊場所要	信太山霊場所要	高槻霊場所要
祭壇設備費 60,000円	テント、鯨幕、椅子、マイク、 提灯他 30,000円	大国旗、鯨幕、七五三縄、 幣帛等 10,000円	祭壇取付、鯨幕、国旗等 10,000円
供物費 50,000円	香花、海のもの、山のもの、 各墓柱供花 20,000円	大神榊、海のもの、山のもの、 香花、玉 10,000円	香花、海のもの、山のもの、等 10,000円
法要費 42,300円	僧侶30人、伶人6人 交通費其他1人平均300円 10,800円	神職、僧侶各30人、伶人 10人 21,000円	僧侶各30人、伶人5人 10,500円
通信費 68,000円	遺族其他5,000名案内発送 50,000円	遺族其他1,000名案内発送 10,000円	遺族其他800名案内発送 8,000円
供養費 875,000円	参拝遺族10,000名 記念品1人50円 500,000円	参拝遺族5,000名 記念品1人50円 250,000円	参拝遺族1,500名 記念品1人50円 125,000円
接待費 128,000円	府市関係職員、各区長、 選出議員、各新聞社其他 200名記念品平均300円 60,000円	町村長、関係地区代表 120名記念品平均300円 36,000円	町村長、関係地区代表 120名記念品平均300円 32,000円
徽章費 66,400円	来賓、遺族、役員用 10,500名 50,000円	来賓、遺族、役員用 3,000名 12,000円	来賓、遺族、役員用 1,100名 11,000円
印刷費 45,000円	案内状、引換券、封筒、 余興プログラム 30,000円	案内状、引換券、封筒、 余興プログラム 10,000円	案内状、引換券、封筒、 余興プログラム 5,000円
芸納奉納費 (芸能カ) 90,000円	演劇場設備 50,000円	演劇場設備 20,000円	演劇場設備 20,000円
講演費 3,000円			講師交通費、謝礼等 3,000円
人件費 20,800円	人夫延30名 1人平均400円 12,000円	人夫延12名 1人平均400円 4,800円	人夫延10名 1人平均400円 4,000円
諸雑費 30,000円	茶菓、縄苧、運搬費其他 10,000円	茶菓、縄苧、運搬費其他 10,000円	茶菓、縄苧、運搬費其他 10,000円
計 1,478,500円	822,800円	413,800円	241,900円

出典：霊場維持会保管史料「各霊場第一次秋季大祭厳修予算書」。なお各費目の小計等が合わないものも、原文のまま掲載している。

表 18 「財団法人大阪靖国霊場維持会収支決算報告書」(1952年4月～1954年6月)

収入の部		収入総額	974,124円
内訳	補助金 (一次) 大阪府 10万、大阪市 7万		170,000円
	(二次) 大阪府 10万、大阪市 7万		170,000円
	寄付金 (一次) 大阪土地株式会社 3万		
	久保田鉄工所 2万		
	近畿日本鉄道会社、大丸百貨店、京阪神急行電鉄会社、 南海電気鉄道会社、松竹株式会社支店、吉本興業株式会社、 阪神電気鉄道会社、京阪電気鉄道会社、同和火災保険会社、 高島屋大阪支店、三和銀行本店、大阪瓦斯株式会社、 川南工業会社、キャバレーメトロ、日本生命相互会社、 住友銀行本店、阪急百貨店、大映大阪支店、 十合百貨店、大和銀行本店、天野小太郎、 貝塚新地組合、泉北郡町村長会 各1,000円	各1万	262,000円
	(二次) 三和銀行本店、近畿日本鉄道会社 南海電気鉄道会社、京阪神急行電鉄会社 } 各1.5万 京阪電気鉄道会社、久保田鉄工所、大丸百貨店 } 各1万 大阪瓦斯株式会社、阪急百貨店、天野小太郎 } 各1万 松竹株式会社支店 5,000円		125,000円
	特別寄付金 大阪府知事		12,000円
	別途収入 池田市公演演劇会剰余金		35,090円
	雑収入		34円
支出の部		支出総額	877,335円
内訳	第一次招魂祭執行費		342,869円
	第二次招魂祭執行費	703,968円 {	361,099円
	祭典費 (真田山・信太山盆会法要其他)		33,432円
	集会費 (大手前会館外役員其他関係者集会費)		67,265円
	事務費 (登記手数料外事務用品等)	114,687円 {	3,610円
	交通費 (各支部其他各方面出張交通費)		7,320円
	通信費 (通信用葉書、切手、電報料等)		1,460円
	印刷費 (名刺其他印刷)		1,600円

「招魂祭執行費各費別書」

(一次)	(二次)
48,140円	祭壇及式場設備費 21,500円
14,930円	神餅、供物費 17,450円
20,000円	祭典費 (祭宮・伶人・助成員) 10,000円 20人謝礼
21,600円	案内状・通信費 32,800円
4,000円	接待費 (神宮、係員、補助員昼食) 10,080円
石験半打800個 7,600円	供養費 (来賓、遺族供養品) 100,000円 タオル 2枚1組 計2,000組
1,550円	徽章費 4,090円
12,260円	印刷費 20,265円
奉納相撲 18,100円	奉納演芸費 18,000円 浪曲、漫才、奇術他 出演者謝礼
3,070円	文房具費 2,267円
25,950円	交通費 6,870円
47,370円	支部補助金 47,000円
15,090円	慰労費 (祭典係員他慰労会費) 30,290円
43,840円	諸雑費 (寄付金募集、写真他) 41,487円

出典：霊場維持会保管史料

(注) 内訳合計と総額が合わないものもそのままとした。このあとに「昭和29年6月25日監査するのに相違なきことを認む」と監事署名印があるが省略した(年次は西暦に改めた)。

表 19 戦後大阪の忠魂碑建立基数の変遷

年次	忠魂碑建立数	年次	忠魂碑建立数
1946	2 (基)	1971	3 (基)
47	2	72	2
48	0	73	1
49	5	74	2
50	0	75	7
51	2	76	2
52	3	77	3
53	12	78	2
54	12	79	2
55	12	80	0
56	5	81	2
57	7	82	4
58	2	83	1
59	1	84	2
60	3	85	3
61	1	86	0
62	1	87	1
63	1	88	2
64	1	89	1
65	4	90	0
66	2	91	0
67	2	92	0
68	3	93	1
69	3	94	2
70	4		

出展：『大阪府忠魂碑等調査集』（1995年10月、大阪護国神社）333頁による（年次は西暦に改めた）。

場から追悼祭祀を進めることを宣言したものであった。この立場からの主張の明確化は、遺族をはじめ当時の大阪の各界の人々の中に強い共感を呼んだ反面、その主張にくくられることに反撥し批判する遺族や団体に追悼祭祀への参加を躊躇させ、拒否させた側面も否定できない。

本来、戦死者、戦病死者や平時の兵役従事中の死者に対する追悼の祭祀は、個別の遺族の問題であると同時に、徴兵制下の社会にあっては立場を超えた全社会の問題でもあった筈であった。そうした共通の課題であるという性格を根拠に、⑩、⑪の要請が出されている。しかし当時の霊場維持会が③、④、⑪、⑫の立場を前面に主張した時、「記憶の共同体」を作り出す努力は放棄された上で、⑨の実現に努力する宣言であった。そして以後、主張のトーンに強弱はあったが、霊場維持会は基本的にはこの立場で追悼の祭祀を執行してきた。

同時に、その立場に立つことで霊場維持会の理事者や活動に参加した人々は情熱と使命感をもって、経済的には負担の少なくない追悼祭祀を継続した。このことが旧真田山陸軍墓地の景観を保持する上で大きな役割を果たしてきたことは先に述べた。また、必ずしも霊場維持会の主

張・立場とは同一でない人や団体も含めた霊場維持会の努力に対する共感が、墓地の清掃や献花への協力を生み、それ等が旧真田山陸軍墓地を守ってきたと言えよう。⁽¹⁰⁾

なお⑫に触れた予算書を見ると、かつて共通して陸軍墓地と呼ばれたとは言っても、真田山と他の二つの陸軍墓地の間にはその歴史の違いから地域の人々の見守る視線の差があったようで、やがて真田山以外の二つの旧陸軍墓地の祭祀に関する活動が霊場維持会から離れてゆく萌芽が含まれているようである。

以上、霊場維持会が大阪府に提出した要請文から見えることを検討してきたが、この秋季慰霊大祭がどのように実行されたかは、総括した理事会の文書が見当らず詳細は不明である。計画では旧真田山陸軍墓地に一万五〇〇余人⁽¹¹⁾の参加を見込んだ大集会の予定であった。

そして翌一九五三年九月に、再び大阪府宛の要請書⁽¹²⁾を天野理事長名で提出しているが、そこには「本会に於ては昨年秋季、大阪府の御協力を得まして独立後第一回の大慰霊祭を各現地に於いて厳修いたしました」とあるので、相当の規模で実行されたことがわかる。霊場維持会の「大阪靖国霊場維持会の沿革」には「時あたかも平和条約が発行した年でもあるので、昭和二七年五月二八日、独立後第一回の春季慰霊大法要を厳修しましたが、遺族ほか一般参拝者を合せて一、五〇〇名にのぼる盛会を見ました」と述べている。最も盛会だった時の記録として述べているので、「春季」が「秋季」の間違いなのか、或いは春にも大きな取り組みをしていたのかは不明だが、一九五二年一月の秋季慰霊大祭の参加者が一五〇〇人程と推測できるのではないかと考える。

そしてこれを裏付けるのが、一九五二年四月から五四年六月の二年間を一括した財団法人の収支決算報告書⁽¹³⁾である（表18）。監事印が押されず「印」と書かれているので、財団法人として大阪府に提出したものの下書きか控と思われるが、当時の霊場維持会の活動の実態の示された貴

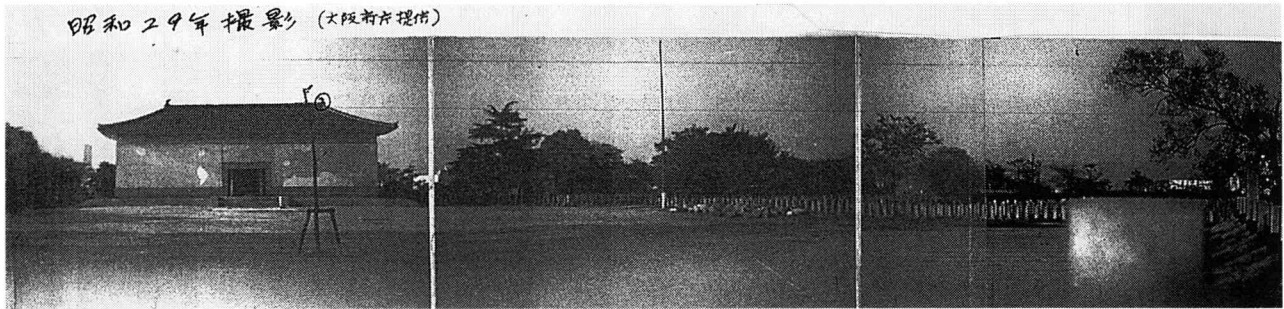


図29 「昭和29年撮影」のメモのある写真（近畿財務局保管アルバムコピー）
納骨堂右の鴟尾の周辺の痛みが激しいとマークしてある

重なる資料である。支出内訳の合計は「支出総額」より五万八千八百八十円少ない。しかし内訳合計中に占める招魂祭の費用合計七〇万三千九百八十八円は、八六パーセントで、まさに祭祀担当団体であったことを示している。二年にわたる決算書なので、第一次招魂祭が一九五二年に、第二次招魂祭が一九五三年に開催された「秋季慰霊大祭」と見るのが自然であろう。すると一九五二年の大祭では石鹸半ダース入りを八〇〇個、というのが参加人数を裏付ける数字となるであろう。当時の遺族は、一人で参加するのではなく家族二、三人で出席した場合が多いから、先に見た一五〇〇人と符号すると言えよう。

さらに表18で注目したいのは、収入の部の内訳で大阪府と大阪市の補助金が各年一七万円支出されたことと、寄附金が民間の企業等から相当集められたことである。収入内訳合計は「収入総額」より二〇万円少ないが、内訳合計七万四千二百四十四円の中では、府と市の補助金は四三・九パーセントを占めている。残りが大阪の代表的企業を中心に集められて

いる。それ迄の役員の私費で辛じて維持されてきた祭祀とは、様相が一変したことがわかる金額である。

しかし表17の「第一次秋季大祭厳修予算書」の一四七万円で「最少限度の予算」と書いた霊場維持会の人々の意識からすれば、府市の補助金も民間からの寄附金の集まり具合も満足できるものではなかったであろう。また慰霊祭以外にも、納骨堂の雨漏りの修理等、さし迫って対応の必要な多くの課題があった。より有力な運動に発展する方が求められた。

この時期は占領軍による占領政策が終って、戦死者への慰霊行事が抑えられてきたことへの反撥と、軍人恩給の復活によって死者への追悼をどうしたら良いかと改めて遺族が考えた時期であった。この時遺族会等が戦士者を「忠魂」として顕彰しようという運動を始めた(表19)。そして一九五三年から三年間に、大阪府内では毎年一二基もの忠魂碑が建立された。また旧陸海軍墓地まで参詣に来るのは大変だからと、遺族会が音頭をとって町や村単位で軍人墓地を作る動きも広がっていた⁽¹⁶⁾。しかも同時に、こうした時代風潮を批判し、村の軍人墓地への参加を断わる遺族も存在した。

霊場維持会の中では、内外に強い発言力のある指導者が求められた。こうして一九五四年六月、旧内務省高官として滋賀県知事や静岡県知事を歴任した、菊地盛登元大阪府監査委員が三代目の理事長として迎えられた。

4 納骨堂の修復と「大阪府立墓地公園計画」の挫折

この時に第三代理事長の擁立に活躍したのが、大阪で宝鑄工所(現在タカラベルモント株式会社)を創業して企業家として活躍しながら、社会事業にも積極的に関わっていた吉川秀信宝鑄工所社長であった⁽¹⁶⁾。後に自らも第五代理事長になる当時三三歳の吉川秀一は、その時の思い出を

表 20 1961～83年の旧真田山陸軍墓地関連事業（霊場維持会第4代吉川秀信理事長期）

年（月／日）	記 事	関連事項
1961 6/23	理事会で第4代理事長に吉川秀信副理事長を選ぶA	
62 7/21	理事会で国から払い下げを受け大阪市の墓地公園案検討A	11/1 厚生省「旧陸軍墓地の状況調査表」作成A
63 10/1	大阪靖国霊場奉賛会募金運動A	
64 9/30		
65	この年も大阪市の墓地公園案の検討続く	
66 6/27	大阪市公園部、国旗掲揚台設置B	
67 6/30	大阪市公園部、表門の鉄扉の設置B	
68		
69 6/19	第一回墓碑修復（川西信三郎）B	
1970		
71		
72		
73		
74 11/18	豊中市の利倉（伊丹空港周辺）にあった故横井久、井之上允人	
75	殉職碑を真田山に移転するA	
76 6/	墓地内街灯照明柱設置（真田山ライオンズ植田一雄）B	
77 10/	第二回墓碑修復（大阪関西ライオンズ）B	
78		
79		
1980 8/4～9/8	納骨礼拝堂修復工事、大阪市負担で完成B	11/6 納骨堂前の桜植樹（タカラベルモント）B
81 3/6	管理人居宅改修（吉川秀信）B	
10/	第三回墓碑修復（小谷石材店）B	10/5 『大阪靖国霊場維持会の沿革』発行A
82 3/31	81年度（昭和56）霊場維持会収支決算で1年分の総収支計105万円A	
83 10/	吉川秀信理事長死去、理事会で吉川秀一を第5代理事長に選出A	

出展：霊場維持会保管史料をA、同史料中「大阪靖国霊場維持会調査事項」（手書きメモ、昭57.1.29の日付）をBとして表示した。人名は敬称を省略した。（ ）は寄付者氏名。

次の様に語っている⁽¹⁰⁾。

昭和二十九年早春、まだ寒い日だった。通された八帖の客間は調度品もなく、いやにガランとした感じの部屋で風通しがよかった。小さな角火鉢にかざされた大きな四つの掌が、裏になったり表になったりせわしなく動いていた。それなのに別の二つの掌は、角火鉢の杵を握ったままジッと動かない。しかも、その掌の爪は冷え込みにも平気で、シャンと背筋を立てて武人のように身動き一つしないで、耳をそばだてるようにし、構えているように見えた。

「真田山陸軍墓地は（中略）環境、諸施設が完全に整備されたのではなく、また過去帖の一部も散逸しているなどのこともあり、今後に残された事がまだまだ山積みされていて、登山の第一歩を踏み出したに過ぎない。これからの大事を開花結実させて下さる御仁^{おひと}は先生だけです。どうか新理事長に就任して頂きたい。」（中略）熱心に話をしていたのは私の父・秀信で、その二人の話を聞いていたのは父のお伴をしていた筆者である。父の話を一部始終聞いておられた菊地氏は、やっと重たい口を開いて「お引受けしましょう」と、父の熱心な説得に動かされて、理事長就任をご快諾下さった。

この理事長交代は、単に理事長一人の交代だけでなく、霊場維持会の財団としての規約改正と大幅な理事の入れ替えを伴った。一九五四年八月（日は欠字）の「財団法人大阪靖国霊場維持会寄附行為改正に関する御願⁽¹⁰⁾」（大阪府昭和二九、九、二、第四三三二号受付スタンプ有）に、次の理由を挙げています。

本財団の寄附行為は去る昭和二十二年五月に創定せられたるもので其の後一般状況の変遷に伴い本会内容の充実及び事業運営を適切ならしむる為め別紙の通改正の必要を生じたるものであります

この改正案は一九五四年一〇月二〇日大阪府知事赤間文三によって「大阪府指令二九民世第一四三二号⁽¹⁰⁾」として認可された。その内容を、

旧真田山陸軍墓地建設経費概算並募金目標計画書

建設場所 大阪市天王寺区幸相山町一六一 旧真田山陸軍墓地

経費概算

一 金貳千七百万円

- 一 金貳千八百七拾万円 納骨堂建設費
- 一 金貳百五拾万円 境内霊地及施工費
- 一 金貳百貳拾万円 墓地整備費及施工費
- 一 金貳百四拾万円 祭典設備費及事務経費
- 一 金貳拾万円 予備

募金目標計画書

一 募金の方法

- 1 対 象 大阪府の主な法人会社、団体並びに一般個人
- 2 目 的 大阪府の主要な法人会社、団体並びに一般個人

- 一 特別 募 費 貳千 参 百 万 円
- 二 各 属 団 体 募 費 貳 百 五 拾 万 円
- 三 一 般 募 入 費 貳 百 五 拾 万 円

大阪靖国霊場奉賛会事務所

大阪市天王寺区幸相山町一六一
旧真田山陸軍墓地 大阪靖国霊場奉賛会事務所内 電話中三〇六九番

大阪靖国霊場奉賛会趣意書

大阪市天王寺区幸相山町旧真田山陸軍墓地（五千坪）には、
遡り明治十年西南の役から、今次の大戦までの殉国英霊五万柱
（英霊五千、納骨四万五千）を祀してあります。

戦後は国の管理をなされて、維持管理の主体がなく、放棄さ
れたために、荒廢の儀に達し、甚だに堪えない状態にありまし
た。昭和二十二年有志が相寄り、財団法人大阪靖国霊場維持会
を組織し、近隣の奉仕者と共れ、ささやかながら慰霊願影につ
とめてまいつたのでありますが、年を経るに従つて、清浄は風雨
の侵襲にまかせ、納骨堂もまた、潮水によつて老朽の度を増し
あたり尋い一命を待たせ、困難に陥せられた。英霊に對し、誠心
申し訳なき状態にあります。これらの英霊のすべは、私達の
先靈、肉親、知己親友であり、その海國の至願に對してしまし
一日も早く安眠せられよう心から一哭を願うものであり
ます。

つきましては、すみやかに霊柩の整備、遷葬の整備、納骨堂
の再建等真田山墓地の建設をなし、忠魂の慰霊願影を願ひたい
と存じます。

ここに大方のご賛同を得て、大阪靖国霊場奉賛会を設立し、
広く皆様方の寄進を仰ぐことといたしました。
何卒、深きご理解を賜わり、格別のご協賛をいただきますや
う、偏にか願い申し上げます。

「昭和二十九年一〇月二九日登記」の登記簿抄本で見ると次の通りであつた。

- 名称 大阪靖国霊場維持会
- 事務所 大阪市天王寺区四天王寺大阪府仏教会事務所内
- 昭和貳拾九年拾月貳拾日事務所を左の地に移転した
- 事務所 大阪市東区大手前之町八番地
- 大阪府民生部世話課内

図 30 大阪靖国霊場奉賛会資料

役名	氏名	備考	役名	氏名	備考
顧問	左藤 義詮	大阪府知事	主任理事	福定 泰一郎	大阪府民生部
	中馬 肇	大阪市長		松本 幸三郎	大阪府民生局長
	萬田 敏一	大阪府副知事		山治 六郎	大阪府公園部長
	山本 直納	大阪府助役		山本 茂	大阪府民生部次長
	赤間 文三	参議院議員		八坂 功	大阪府民生部次長
	中山 福蔵			高橋 延次	大阪府審判部長
	前田 久吉			藤時 民次郎	大阪府衛生部長
	菅野 和太郎	衆議院議員		坂本 政雄	大阪府労働局長
	中山 マサ			三上 子一	大阪府労働局長
	高橋 達之助			藤坂 与三郎	
	原田 憲			白井 龜吉	
	大倉 三郎			荒木 龜吉	
	古川 丈吉			長井 明見	
	岸本 義広			梅原 鉞造	
	小田 康大造	大阪府本務所長		山口 千代	
	松下 幸之助			小崎 三郎	
	佐伯 勇			森口 千代	
	和田 完二	同志会会長		三浦 安二	
	粟井 岩吉	大阪府本務所 会長		菅上 政治	
	川崎 貞子			高田 幸之松	
	石田 正一			辻 天常	
	富田 正二郎			藤田 道三	
	富田 角次郎			藤村 相孝	
	山井 三朗	大阪商工会議 所事務局長		田中 信達	
	山崎 忠次郎	大阪商工会議 所事務局長			
	菅崎 広	大阪社会福祉 協議会事務局長			
			会計監事	広部 一八	大阪府労働局長 所事務局長

図 31 大阪靖国霊場奉賛会役員名簿

同日目的を左の如く変更した

目的 本財団は護国の英霊たる旧軍人軍属戦没者の遺骨安置霊堂墓地墓標（大阪市真田山旧陸軍墓地高槻墓地及信太山墓地）の祭祀崇敬並にこれが維持保存を為すを以て目的とする

理事奥村清、同勝野秀雄、同田中信章、同岡村祖孝、同星田九一、同竹花营造、同朝日信太郎、同天野小太郎、同大河内静は同日退任した

左記の者は同日重任した

大阪市住吉区（以下略）理事本多忠夫

左記の者同日就任した

大阪市生野区（以下略）理事菊地盛登

（以下一九人略）（傍線引用者）

新理事二〇人、留任一人という殆んど全面刷新であった。この時退任した九人中、傍線をひいたのは、霊場維持会発足時の六人の中のメンバーで、奥村、勝野は信太山の、田中、岡村は高槻の陸軍墓地の祭祀にかかわってきた人物であった。代りに新理事に就任したのは二〇人と大幅に増員された。その住所を見ると、大阪市一二人、箕面町二人、高槻市二人、堺市一人、池田市一人、泉北郡池田村一人、泉北郡和泉町一人であった。泉北郡の二人は信太山の、高槻市の二人は高槻の旧陸軍墓地の関係者として選ばれたものと思われるが、他は大阪府遺族会の代表等各界の代表を網羅されたものにならなっていた。

また旧規約の財団の目的は「本財団は大阪靖国霊場（元真田山墓地、高槻墓地及信太山墓地）ノ祭祀ヲ為スヲ以テ目的トス」と祭祀のみであったものが、拡充した事業を担当できるようにした。さらに増員した理事会を機能的に運営するため副理事長（唯一人留任した本多忠夫と新体制確立に尽力した吉川秀信が就任した）二名、常務理事若干名を置くことにした。

こうして発足した新体制で、霊場維持会は精力的に活動を始めた。先ず空襲で屋根瓦が痛み、一九五〇年のジェーン台風のために雨漏りの激しくなった納骨堂の修理を大阪府に要請した。大阪府から修理費は出なかつたが現状確認のために大阪府が写真を撮影をした（図29）。さらに埋葬人の名簿の整理に着手するが、そのために事務局を設け集会所を旧真田山陸軍墓地内に設置する必要が議論された。しかし大阪市と大蔵省近畿財務局の所管の問題等で建物の建設は宙に浮きそうになった。その時「完成した建物は寄進する」と一札を入れて、自費で集会所を新築寄付する等、菊地新理事長を支援して吉川副理事長は活躍した。同時に吉川副理事長が帰依していた本門仏立宗の清風寺が、法要に奉仕して参加するようになった。一九五四年の慰霊祭には、清風寺西村現淳住職以下四〇人の本門仏立宗の僧侶が参列した。同年一二月四日に集会所（管理人居宅、事務室）が竣工すると、霊場維持会の財団の事務所をここに移した。また霊場維持会の維持会員制度を創設し、理事一人が一〇人の維持会員を募集すること、慰霊祭にあたりポスターを掲示して一般市民にアピールすること、各新聞社の理解と協力を求めるため正副理事長が説明にまわること等様々な工夫や努力を重ねて霊場維持会の活動を発展させようとした。

霊場維持会転機にあたりその発展に努めた菊地理事長が死去すると、一九六一年六月に吉川秀信副理事長が第四代の理事長に選出された。以後二二年にわたって、霊場維持会の活動を大きく拡げ、長年課題となってきた納骨堂の修復をはじめ多くの事業を成功させた。霊場維持会保管資料で日付の判明するこの間の主な事業を年表にまとめたものが表20である。理事会の議事録が部分的に残されているために前後の関係が不明なものも多いが、吉川秀信理事長は霊場維持会の活動を長期的に意味あるものに発展させたいという使命感で、相当のエネルギーを投入していたことが窺える。

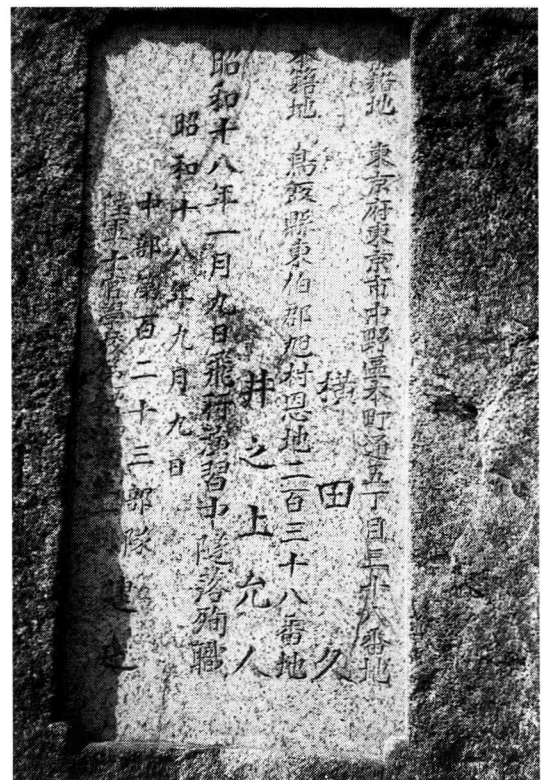


図 32 豊中市から移転された殉職碑

その中で特に二つの事業について触れておく。その一点目は、一九六三年一〇月一日から一九六四年九月にかけて繰り返りひろげた「大阪靖国霊場賛助会募金運動」についてである。この事業は、趣意書によれば「墓碑の整備、墓苑の整地、納骨堂の再建等真田山墓地の建設をなし、忠魂の慰霊顕彰を図りたい」という目的で、募金総額二七〇〇万円を一大運動として集めようとしたもので、大阪府内全体にその協力を呼びかけた。この運動の結果を述べた記録が見付からず、募金がどこまで達成されたかはわからない。しかし図30に掲げた奉賛会の役員名簿を見ると、左藤義詮大阪府知事、中馬馨大阪市長をはじめ参議院議員、衆議院議

員、大阪商工会議所会頭、郷友会会長、大阪府遺族会会長と松下幸之助、佐伯勇といった大阪の各界を代表する人々を網羅して顧問に据えている。この役員のメンバーを見れば、従来の霊場維持会の活動のスケールをはるかに越えた規模で、大阪府全体の協力で墓地整備、納骨堂の再建に当たろうとしたことが見えてくる。

霊場維持会の保管史料や『大阪靖国霊場維持会の沿革』に、この結果が全く触れられていないことから、途中で奉賛会の運動を止めたものと考えられる。その理由として考えられるのは、奉賛会が掲げた目標が、公的費用で実行出来る見通しがついたか、検討をはじめていた払下げ運動を優先すべきだという声が強くなったからではなからうか。しかしこれだけのメンバーを揃えたことは、その後霊場維持会が何かしようとする時の人間的つながりが出来たことを意味する。そして表20に見る通り、霊場維持会が募金で実現しようとした多くの事業は、国有財産の無償貸付を受けている大阪府が市の事業として実行した。特に長年の課題とされ

た納骨堂修復も大阪市が二四〇万円を負担して完工したことは大きな事業であった。また多様な有志の奉仕がそれを補って奉賛会の目的とした主な事業は、吉川秀信理事長時代に一応完成している。

ただ第三節で述べた「記憶の共同体」を作る方向での配慮は見られなかったようで、例えば奉賛会の役員に、当時の野党の議員や労働団体や文化・科学関係者の参加は全く無かったことも見ておく必要がある。同時に霊場維持会の立場や主張を批判する側からも、多数の死者を、長年にわたって祀っている旧真田山陸軍墓地に対して「記憶の共同体」を作る主張や努力が無かったことも、もう反面の事実として触れておくことが必要であると考える。

触れておきたい二点目は、一九六二年七月の理事会で検討された旧真田山陸軍墓地の払下げ問題についてである。七月二日にコクサイホテルで開かれた理事会のメモによると、旧真田山陸軍墓地の払下げについて、理事長、副理事長が大阪府知事と面接して大阪府の応援の約束をとりつけている。その際、併せて霊場維持会への援助増大を申し入れるが、供花料以外は行政としては無理だと断られた旨の報告もしている。さらに七月一二日に、大蔵省調査室末松氏を通じて白石局長に相談をしたところ、手順としては無償貸付をしている大阪市からの申請が必要であること、東京の日比谷公園の場合を参考にするように助言を受けたことがメモされている。また、大阪市公園部長の見解も記録してあるが「整備により却って悪くなる、効果がないので一時中止となった、墓地が三分一となり祭の場所がなくなるので」とあり、大阪市が独自に払下げを検討したことを窺わせる。その上「払下げは一本にまとめてやらせてほしい、納骨堂を中心に案をつくること、岡山・山口の護国神社参考となる」と相当具体化についての情報を集めていたことが分かる。次に払下げに関する記録が出てくるのは、日付の記載のない一括書類の中に見られる。その中の資料に、「旧真田山陸軍墓地」の表題のプ

リントがある。

一 旧真田山陸軍墓地の現状（略）

二 土地、建物

国有財産法第二二条の規定に基づき、大阪市に対し墓地の用途として指定の上無償貸付されている。

昭和四〇・四・一→四五・三・三一まで五年の契約を結んでいる。

ア、土地 四五六三坪八〇

イ、納骨堂 五七坪三〇

ウ、工作物一式 門、囲、水道、下水、井戸、諸標、土留

エ、雑工作物 石橋、合葬碑、墓石（四二二柱）

三 大阪市関係担当課

ア、無償貸付契約の件 経理局

イ、維持管理の件 公園部

四 大祭執行経費

ア、府（供花料） 一〇〇、〇〇〇円

イ、市（供花料） 五〇、〇〇〇円

五 破損状況（略）

（以下略）

そしてこの一括文書の「大阪靖国霊場維持会の現状」というプリントに、「国としては真田山の将来の姿にかかわらず大阪市等へ払下げる意向にある、それ以前に納骨堂の建設等を許可しにくい実情にある」と記録している。このことは一点目で触れた大募金運動と同時に、払下げが併行して検討されていたことも示唆している。さらに「二」の無償貸付の期間が「昭和四一年」が起点となっていることから、これらの書類は一九六六（昭和四一）以後のものと考えられ、この時点で払下げが課題として生きていたことを示しているといえよう。

表21 旧真田山陸軍墓地に関する大阪市の措置

年.月.日	記 事
1946.9.20	近畿財務局長より大阪市長あて「陸軍墓地の貸付指令」(指令第213号)→12.21大阪市長より請書送付
1949.7.27	借地契約更新(契第196号)
1950.10.25	借地契約更新(契第546号)、(契第547号)
1952.12.1	霊場維持会事務所建設の申請に対する副申(土第1692号) 木造平屋建瓦葺 22.25坪
1955.3.12	借地契約更新(契不第19号)
1955.4.9	「旧真田山陸軍墓地内一部に建築物設置方申請について」(土第744号・745号)事務所新築22.25坪、番舎改築8.30坪
1955.4.16	近畿事務局長より「墓地事務所及び管理事務所の新・改築の承認」(近財不第356号)
1957.8.12	市長より近畿財務局長あて「旧真田山陸軍墓地水害復旧工事件」で依頼(土第1588号)大阪城公園の間知右使用
1958.5.17	借地契約更新(契不1第44号)
1960.6.29	借地契約更新(契管第13号)
1965.7.10	借地契約更新(近財管1契第24号)
1965.10.13	近畿財務局管財部長より、表門石柱鉄扉の逸失について実情調査報告請求(事務連絡管1第237号)
1965.11.8	借地契約の一部変更契約(近財管1契第69号) 土地区画整理事業による換地処分決定、土地4,563.80坪
1966.8.18	1965.10.13事務連絡管1第237号に対する回答(大公第376号) 逸失した表門鉄扉は公園部において現状復旧した。
1970.6.10	借地契約更新(財契第GW50013号)
1970.12.25	近畿財務局長より納骨堂改修のための予算措置依頼(近財直1第819号)
1971.9.30	納骨堂改修工事(屋根葺替、壁ぬりかえ、防球棚)

出展：大阪建設局所蔵資料「旧真田山陸軍墓地沿革概要」より筆写した史料から作成(1999年5月)。

四期生と五六期生のうちで中部第一二三部隊にいた士官達が、同年九月九日にその死を悼んで殉職した地点に建碑したものである。都市計画の都合で碑の移転を迫られた時、碑の祭祀を担当してきた旧友等が旧真田山陸軍墓地に移すことを計画し、士官の墓地区画の空いている所に移転が実現したものである。このことは当時旧真田山陸軍墓地の祭祀が、きちんと継続していることへの信頼があったことも示しているといえよう。

こうして様々な霊場維持会の直面する課題に積極的に取り組んだ吉川秀信理事長は、一九八三年一〇月八五歳で死去した。

5 祭祀担当者の世代交代と旧真田山陸軍墓地の保存運動

亡くなった吉川秀信前理事長は長期にわたり、霊場維持会にとって大きな仕事をタカラベルモントの社長をしながら進めていった。その過程で、忙しい時はタカラベルモントの社員が霊場維持会の仕事を手伝うようになっていた。その上、霊場維持会の会計へも、タカラベルモントが支援をしていた。

これより前の一九六三年には吉川秀一が父吉川秀信の補佐として宝椅子販売の副社長に就任、吉川秀信は社外の公的活動に専念した⁽¹⁵⁾。そうした経過のなかで、第五代の霊場維持会の理事長には吉川秀一が選出された。吉川秀一理事長のもとで霊場維持会は、前理事長の事業を継続し、一九八五年には大阪市の協力を得て台風で傷んだ納骨堂の大屋根の葺替をし、管理人居宅の屋根の葺替も済ませた。この時期で注目される霊場維持会のとおりくみは、旧真田山陸軍墓地の地元の空堀町町会と懇談を重ねて、協力関係ができたことが挙げられる。

一九六四年五月二三日、霊場維持会と空堀町町会(町会長、副会長、防犯支部長)の間の「第一回協議会合意覚書⁽¹⁶⁾」で、次の四点の合意事項を確認した。

しかし結局、払下げは実現しなかった。どうして払下げが困難になったのかは、今後の旧真田山陸軍墓地の保存を考える際にも知りたい点だが、この件の総括した記録は見当らなかった。大阪市に払下げ、墓地霊園を含んだ公園化を考えようとしたものと思われるが、この詳細は不明である。

なお表20にある一九七四年の碑の移転の件を少し補足しておく。この碑はもと豊中市の伊丹空港周辺の利倉に建立されていたものである。一九四三年一月九日、現在の伊丹空港で飛行練習中だった二人の航空士官の搭乗機が事故で墜落し、殉職した。この二人と同期の陸軍士官学校五

表22 国有財産無償貸付契約書に見る旧真田山陸軍墓地の貸付財産内訳

区分	種目	構造	数量	備考
土地	墳墓地		15,086.94m ²	別紙の価格には約4.5億としてある（1996年度）
建物	雑屋建	木造平屋	161.98	納骨堂
建物	雑屋建	木造平屋	27.43	正面入口にある集会所で別の記録には「番舎」とある
工作物	門	表門	石柱、鉄扉	1個
	囲障	土塁		223.61m
	囲障	鉄線棚		73.53
	囲障	鉄骨金網		101.80
	囲障	コンクリート塀		58.99
	水道	水道		1個
	下水	顕下水		1個
	下水	埋下水		1個
	池井	堀井		1個
	土留	石垣		1個
	土留	石垣		1個
	土留	石垣		1個
	土留	石垣		1個
	諸標	境界標石		15個
	雑工作物	石橋		2個
	雑工作物	斜坂階段		1個
	雑工作物	斜坂コンクリート碑		1個
	雑工作物	合葬碑		5個
	雑工作物	墓石	4,212個	現在近畿財務局が国有財産として記録している墓碑数

出展：近財資料「HW 第 443 号、平成 12 年 3 月 28 日、国有財産無償貸付契約書」の「別紙第 1 貸付財産及び付属施設等の内訳」に筆者が備考を加えた。

この間、霊場維持会の活動を担ってきた理事も世代の交代が進んでいった。そのため、同じ財団法人の霊場維持会活動といっても、高槻と信太山とは夫々に祭祀を独自に進めるようになり、次第に旧真田山陸軍墓地を中心に祭祀を進める霊場維持会との間が疎遠になっていった。この経過については、本研究報告書の別稿に記述した。この結果霊場維持会の支部の規定は事実上空文化した。さらに霊場維持会の事務担当者の引き継ぎの不備等の事由も重なったため、改めて財団法人としての「財団法人寄付行為の現状に則した改訂」を進め、大阪府の正式の認可と登記が必要となった。これ等が完了し、新事務局体制も出来たことが報告されたのが、一九九七

④当該物件の改修費寄進に就いて
空堀町町会は、去る昭和五八年七月二日附、財団法人大阪靖国霊場維持会理事會に於て審議承認された真田山陸軍墓地正面左側の管理人家屋（一九・八坪）の改修工事（内・外装含む備品、冷暖房設備費約三二〇万円也）を無事竣工し今度本物件の一切を財団法人大阪靖国霊場維持會に寄進する旨の申し出があり、本維持會はこれを諒承する。

⑤物件の呼称と委託管理に就いて

本物件の呼称を今後第二會議室と称し、本維持會と空堀町町會との供用利用とする但し財団法人大阪靖国霊場維持會は、本物件の管

理及維持に關して空堀町町會に委託管理を依頼し双方相互に円満なる有効利用を行うものとする。

⑥墓地管理及維持の協力に就いて

財団法人大阪靖国霊場維持會は真田山陸軍墓地の管理保存並に祭祀の奉修執行等維持管理を行うにあたり空堀町町會の協力を仰ぎ周辺の環境整備、美化促進に努める。

⑦町會長の本維持會理事就任に就いて

空堀町町會長は其在任中財団法人大阪靖国霊場維持會の理事に就任し本維持會の事業推進に参画する。以上

この合意により古谷圭以造空堀町町會長は霊場維持會の理事に就任し、現在は吉岡武町會長が理事の任を継いでいる。

一九八九年一〇月、吉川秀一理事長が急逝した。その後任にはタカラベルモントの社長を継いだ吉川秀一前理事長の子、吉川秀隆が選出されて第六代の霊場維持會の理事長になり現在に至っている。



図33 近畿財務局の「貸付財産」でいう「境界標石」15個のうちの1個。東側の入口にあり「陸軍省所轄地」の刻字が明瞭に読める石柱。

年四月八日の霊場維持会理事会に於てであった。¹⁷⁾

一方霊場維持会とは別の視点から旧真田山陸軍墓地に注目する動きがあった。千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館では、佐原真研究代表者のもとで、共同研究「歴史における戦争の研究」が一九九五年度から始まった。¹⁸⁾共同研究の目的としては、「歴史学・考古学・民俗学・文化人類学・生物学・人類学が学際的に戦いを課題として行う研究として、日本では最初のものである。この研究を通じて、戦争について今までのような研究があり、将来どのように研究を進めるべきかについての展望を得ること」¹⁹⁾を掲げた。その中で、特に近現代史における戦争に焦点を当てたのが、共同研究B「近現代の兵士の実像」である。藤井忠俊研究代表者のもとで一九九六年度から発足した。¹⁸⁾この共同研究Bの目的については、「戦争の問題を『戦争と民衆』という切り口で探ってみることを目的とし、中でも直接戦争を体験した『兵士像』を、残された記録から追究し、その実像と虚像の解明を図る。さらにそれは、その送迎をした

地域社会や家族の問題とも関わり、近代戦争の歴史の意味を兵士・地域などを通して再検討することでもある」と提示している。筆者は共同研究Bに共同研究員として参加し、一九九六年一月一九～二一日に旧真田山陸軍墓地のフィールドワークに参画して以来、霊場維持会の協力を得て主に旧陸軍墓地の研究に関わってきた。

既に大阪市史編纂所では、明治期の真田山陸軍墓地に関する史料収集を進めて、特に西南戦争以前の墓碑についての研究に着手されていた。また大阪民衆史研究会の機関誌『大阪民衆史研究』第三九号（一九九六年六月）に論文「米軍機搭乗員処刑『大阪事件』の概要」を発表した研究グループの実証的調査等、個々に研究は進みつつあった。

そして夫々に、墓碑面の剝落の進行等について憂慮し、その保存の必要性を感じていた。国立歴史民俗博物館の共同調査は二〇〇〇年度終了したが、この間に研究者と霊場維持会の間で墓碑保存と景観の保持に関する懇談も持たれた。

これらが機縁となつて、かつて真田山陸軍墓地に関する論考を発表した研究者と大阪歴史学会企画委員長が共同で呼びかけて二〇〇一年一月二八日研究会を開いた。その席で「旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会」（以下本稿では「考える会」と略記する）の発足が、参加者約二〇人の合意で決まった。代表者は小田康徳大阪電気通信大学教授で、現在考える会では保存の在り方について提言し、研究を重ねている。

他方、地方自治体として国有財産の無償貸付を受けた大阪市は、財団法人の祭祀担当団体霊場維持会と協力しながら、墓地の維持・管理に行政としての立場で必要な一定の経費を負担してきた。この間、大蔵省（現在財務省）との間で借地契約更新を継続し、併せて大阪市が必要とした措置を順次進めてきた（表21）。しかし墓碑面の剝落が今後急速に

進行するであろうことを見込むと、大阪市が従来進めてきた対応では間に合わなくなることが予想される。

一九四五年に陸軍省の手を放れて五七年、現在当時を直接知る人はほとんど居なくなったが、改めて旧真田山陸軍墓地の祭祀と、墓碑群を含む景観の保全が見直されるべき時期にきていると言えよう。放置されれば、日本で最初の陸軍墓地、国立墓地で、現在最大の個人墓碑を擁し、旧軍隊に関する様々な情報がバックされている旧真田山陸軍墓地は、遠くない将来に墓碑の多くが崩壊し、歴史的価値を持つ景観を失ってしまうであろう、という強い危機感が「考える会」に参加している研究者の共通した認識になっている。

霊場維持会は、五五年にわたって旧真田山陸軍墓地の維持に努力してきただけに、墓碑の状態については最も早くからその保全を主張してきた。現状については憂慮を強め、公的保存の方策も含め長期的展望を検討している。霊場維持会創設期には、多くの同世代の若者が戦争で死んでいったことへの「負い目」や責任感が参加者の使命感となり、奉仕・献身へのエネルギーを支えてきた。今五五年が経ち、次の世代・若い世代にどう引き継ぐかという大きな転機に直面している。

おわりに

現在、旧真田山陸軍墓地は、財務省近畿財務局の所管する国有財産である。その台帳には表22の物件が挙げてある。つまり墓碑を含めて国有財産になるが、第二章第二節で見た「国有財産無償貸付契約」によって、その維持管理に要する経費は大阪市が負担することになってきた。そして表21で見た通り、大阪市は霊場維持会に協力し、その責任を一定程度果たしてきた。

しかし第二章第五節で指摘したように、不都合な事態が発生した時、

それに対応するといった措置では間に合わない事態が現在起きようとしている。遺族にとつては死者の名が刻まれてこそその墓碑である。ここ数年、手を拱いていれば百年を経た多くの墓碑の表面は剝落して墓碑銘の解読さえも不可能になってしまうおそれが強い。一基毎の墓碑銘文が明らかにする将兵の歴史こそが、全体の景観と合わせて旧真田山陸軍墓地の歴史的価値を構成している。その際、石質や刻銘の文字も歴史的資料である。長期的展望に立って、旧真田山陸軍墓地の維持・管理をどうするのか、その祭祀を担当してきた霊場維持会の意向も聞きながらこれからの祭祀の在り方をどう考えたら良いのか、といったことについて具体案づくりが緊急に求められている。

大阪市をはじめ、関係する諸機関、国の適切な行政的措置が求められる。と同時に霊場維持会や関係する諸団体、また従来旧真田山陸軍墓地の祭祀に関らなかった遺族や諸団体も同席し、地域の人々や研究者も協力する場が必要であろう。そして、軍隊の兵役従事中に亡くなった人々への追悼と同時に、次の時代に引き継ぐ歴史的景観、戦争に関する文化財としてその保存をどう進めるのかについての合意形成が必要となっていると考える。

そのことが「記憶の共同体」を作る一つの具体的作業にもなっていくと思う。その際、墓碑の数は少ないとはいえず、中国人やドイツ人の捕虜の墓碑があることは重要な意味を持つ。自国の価値観で完結するのではない視点が近現代の戦争を観る時必要だからである。

一基毎の墓碑銘文を手掛かりに、埋葬された兵役従事中の死者たちの歴史を丁寧に復元する努力の積み重ねのなかから、一三〇年から五七年前にわたる戦争についての共通理解の土台が形成されるのではなかろうか。

また祭祀については、沖縄県の「平和の礎」の先例もあり、市民が祭祀にかかわる、新たな追悼の在り方も検討の余地があるだろう。

旧真田山陸軍墓地の沿革・変遷を辿って、明らかに出来た概要を提示するのが本稿の課題であった。未解明の多くの課題が残されたことは各所に触れた通りである。不十分ではあれ、見えて来た沿革・変遷からは、国立の最古の陸軍墓地で現在最多の個人墓を擁して旧軍時代の景観を留めていることが判明し、それだけに保存の実現が強く望まれる。

本稿作成にあたり財務省近畿財務局、大阪建設局、霊場維持会、宮内庁書陵部、国立国会図書館、国立公文書館、大阪府立中之島図書館、大阪市史編纂所の諸機関からは、史料の閲覧、複写等でご協力を頂いた。また国立歴史民俗博物館の共同研究員の方々には多くの指導と助言を頂いた。さらに本保経雄、吉岡武、今井英之、柳沢忠磨、堀田暁生、小田康徳、川口宏海、福林徹、塚崎昌之、森紀太雄、古川佳子、吉岡かおりの各氏（順不同）からは格別のご協力を頂いた。記して感謝の意を表したい。

なお本稿本文中では、人名は生存者も含め歴史上の登場人物という意味で敬称は省略した。

註

- (1) 拙稿「真田山陸軍墓地の成立と展開について」(『地方史研究』二八二号、一九九九年一〇月、のちに拙著『戦時下の社会——大阪の一隅から——』岩田書院、二〇〇一年三月に収録)一八頁。
- (2) 財務省近畿財務局保管史料「普通財産決議書」の所在地表示による。
- (3) 厚生省「旧陸軍墓地現況表」(一九六二年一月一日現在)。なおこの資料は山辺昌彦氏のご教示による。
- (4) 原田敬一「『万骨枯』空間の形成——陸軍墓地の制度と実態を中心に——」(『仏教大学文学部論集』第八二号、一九九八年三月)三六頁。戦前兵士として参詣に来た本保経雄氏のご記憶(一九九九年二月三日聞き取り)でも大きくは変わっていないという。
- (5) 旧真田山陸軍墓地内の納骨堂前の石碑に嵌め込まれ、日本郷友連盟大阪府支部
他有志により一九九五年に刻まれた銅板の銘文も、この説によっている。

- (6) 原田敬一「陸海軍埋葬地制度考」(一九九八年二月、清文堂出版、大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』所収)四三五頁。原田敬一氏にはこれ以外に各地の陸軍墓地の状況、海外との比較等でも種々ご教示頂いた。
- (7) 小田康徳「大阪陸軍所の創設とその展開」(一九八三年三月、大阪市史編纂所『大阪の歴史』第八号所収)四頁。
- (8) 同前二頁。
- (9) 同前二頁。
- (10) 服部敬「軍隊の創設と大阪」(一九九〇年三月、『新修大阪市史』第五巻所収)一一八頁。
- (11) 同前一一八頁、及び小田康徳前掲論文三頁。
- (12) 梅溪昇「大阪兵学寮に関する風聞について」(一九七〇年九月、『ヒストリア』第五六号所収)。
- (13) 服部敬前掲論文二二頁。
- (14) 同前一一四、一三五頁。
- (15) 小田康徳前掲論文四頁。
- (16) 同前一七頁。
- (17) この規定は、国立歴史民俗博物館の共同研究会での米田俊彦氏の報告「一八九七年陸軍埋葬規則制定までの経過」のご教示による。
- (18) 森岡清美、今井昭彦「国事殉難戦没者、とくに反政府軍戦死者の慰霊実態」(一九八二年一月、『成城文芸』第一〇二号所収)によると、新政府軍側の戦死者には、一八六八—一八七〇年にかけて戦死者の出身藩が自藩の墓地を築き「西軍墓地の体裁が成った」(七頁)という。これに対して会津藩の戦死者は、暫くは埋葬も新政府から禁止され、その屍体は腐敗するにまかされる惨状であったという。
- (19) 村上重良「慰霊と招魂」(一九七四年九月、岩波新書)六五頁。
- (20) 原田敬一前掲「陸海軍埋葬地制度考」四一八頁。
- (21) 『公文録』辛未自正月至七月 大阪府の部。
- (22) 小田康徳前掲論文九頁。
- (23) 同前二〇頁。
- (24) 服部敬前掲論文二二九頁。
- (25) 陸海軍の埋葬法については、以後特記しない場合は、前掲の米田俊彦報告「一八九七年陸軍埋葬規則制定までの経過」と原田敬一論文「陸海軍埋葬地制度考」による。
- (26) 堀田暁生「真田山旧陸軍墓地について——西南戦争より前に建てられた墓石」(二〇〇二年二月、思文閣出版『大坂城と城下町』所収)二九〇頁。

- (27) 国立歴史民俗博物館の共同研究会での堀田暁生氏の報告資料「靖国霊場埋葬者」と後刻堀田氏からさらに「ご教示頂いた資料による。
- (28) 渡辺勇助『明治学院八十年史』(一九五七年一月、明治学院)一六九頁。
- (29) 陸軍省第二九七、布第二四号(原田敬一前掲「陸軍埋葬地制度考」四一九頁)。
- (30) 大江志乃夫『靖国神社』(一九八四年三月、岩波新書)八五頁。
- (31) 森岡清美・今井昭彦前掲論文 二、三頁、新谷尚紀「慰霊と軍神」(二〇〇〇年三月、藤井忠俊・新井勝紘編『人類にとって戦とは3 戦いと民衆』所収、東洋書林)一四八―一五四頁等。
- (32) 竹内理三編『角川日本地名大辞典 二七巻 大阪府』(一九八三年一〇月、角川書店)の「吉右衛門肝煎地」には「江戸期/明治五年の村名。豊臣時代の武家地や総構破却跡のうち(中略)余剩地を玉造平野口町年寄高津屋吉右衛門に肝煎させ畑地にした。元和二年の成立。畑場八か村の一つで、大坂三郷への蔬菜供給地。幕府領。村高は「天保郷帳」で二二八石余(下略)」と記されている。
- (33) 原田敬一前掲「陸海軍埋葬地制度考」四三五頁で公的名称の典拠を示している。しかし真田山陸軍墓地の場合でみると、先に一般に「陸軍墓地」の呼称の方がひろく使用され、陸軍の規則が後からそれを公称として追認したと考える方が妥当だといえるのではないか。本稿では一九一八年までは原則として「真田山陸軍埋葬地」とし、それ以後は「真田山陸軍墓地」と記述し、両方にまたがる時は「陸軍墓地」とした。
- (34) これらの文献史料は、大阪市史編纂所の所蔵史料を閲覧し使用したものである。大阪市史編纂所のご好意に厚く感謝し、特に所長の堀田暁生氏と調査員の小田康徳氏には種々ご教示頂いたことを付記する。
- (35) この点については多くの指摘があるが、例えば津田秀夫編『図説大阪府の歴史』(一九九〇年七月、河出書房新社)二六〇頁。
- (36) 西南戦争での政府軍の死者は約六千五百人といわれるが、このうち真田山に現存の墓碑で解読できる該当の墓碑は七六七基ある。旧真田山陸軍墓地にあつて既に墓碑が崩壊して死亡年が解読できないものと平時の病死者等の墓碑が全墓碑中の約四割になる。建立時期の古いもの程剥落が進んでいること等も勘案すると、西南戦争の時に建立された墓碑は千基を超えると推定される。
- (37) 東京招魂社(のちの靖国神社)では、一八七七年一月一三日から三日間招魂祭を開催した。その前日の一二日に、陸軍大佐の小沢武雄を祭主に招魂式を執行し、西南戦争で死亡した政府軍の六五〇五人を東京招魂社に合祀した。この時点では「軍人を祭主に持つ招魂式」で「招魂社には当初、神官がいなかった」という坪内祐三『靖国』(一九九九年一月、新潮社)八二頁の指摘は、招魂社の性格を考える上で注目する必要がある。大江志乃夫『靖国神社』一一二、一一三頁では靖国神社が軍の管轄下で「別格官幣社という社格の点では、他の「忠臣」を祀る神社と同格でありながら、実際にはむしろ他の多くの官幣社の上に卓越し、実質的には、皇祖神を祀る神宮につぐ地位をしめるに至った」と指摘する。
- (38) 本康宏史「招魂社制度の地域的展開と十五年戦争」(一九九二年一月、高澤裕一編『北陸社会の歴史的展開』能登印刷出版部。のちに本康「軍都の慰霊空間——国民統合と戦死者たち——」二〇〇二年三月、吉川弘文館に収録)七五二―七五四頁の「(三) 明治/大正期の招魂祭」に明らかにされた金沢での招魂祭と共通の様相であったことが読みとれる内容である。
- (39) 宮内庁書陵部蔵『大阪借行社沿革誌』一丁。
- (40) 同前四、五丁。なお明治紀念標については本研究報告書の本康宏史氏の別稿も参照されたい。また籠谷次郎「戦後の忠魂日・慰霊碑等について」(一九七七年『歴史評論』第三二九号所収)にもこれに触れた論考がある。
- (41) 同前四、五丁。
- (42) 大阪護国神社五十年史編集委員会編『大阪護国神社五十年史』(一九九二年四月、大阪護国神社)六九、七〇頁。
- (43) 村上重良『慰霊と招魂』八八、八九頁。
- (44) 同前一一〇頁。なお大阪では天王寺区夕丘町にある大江神社内に山口藩士四八人を祀る招魂社が、官祭招魂社とされた。後にこの招魂社は大阪護国神社に合祀された。
- (45) 同前一一四八、一一四九頁。
- (46) 前掲『大阪護国神社五十年史』では、その前身の招魂社の中に、真田山陸軍埋葬地内招魂社は挙げていない。このことは一九四〇年に大阪護国神社が創建された時点で、既に真田山の招魂社の存在は一般に認識されていなかったことを物語っていると言えるであろう。
- (47) 井上正雄『大阪府全志』(一九二二年、大阪府全全発行所)第二巻、四四六頁。
- (48) 服部敬「軍制の整備」(一九九〇年三月、『新修大阪市史』第五巻所収)二六八頁。
- (49) 同前二六九頁。
- (50) 小林茂「環境の近代化と下層社会」(一九九〇年三月、『新修大阪市史』第五巻所収)五一〇頁。
- (51) 同前五二二頁。
- (52) 同前五二二頁と服部敬前掲論文二二六九、二七〇頁。
- (53) 石黒忠恵『大阪陸軍臨時病院報告摘要』I(『新修大阪市史』第五巻、二六九

- 頁からの所引)。
- (54) ただし現在の心眼寺の建物は、一九四五年六月一日の大阪大空襲で焼失したあとに再建されたものである。
- (55) 現在は心眼寺と旧真田山陸軍墓地の間には民家が建っている。現住職からの筆者の聞き取りによる。
- (56) 朋興社編『葬祭五十年 株式会社公益社社の歩み』(一九八二年二月、株式会社公益社、非売品) 四四四頁、及び服部敬前掲論文二七〇頁。
- (57) 一八七七年一月二八日付『大阪日報』。
- (58) 建設省国土地理院近畿地方測量部測量課成果係作成「旧版地図の図式について」。
- (59) 大阪府神道青年会編発行『大阪府神社名鑑』(一九七一年一月) 五三頁。
- (60) 『太政類典』の「明治四年三月大阪府伺」。
- (61) 一八七七年二月二〇日「陸乙達」三二四号。
- (62) 川端直正編『天王寺区史』(一九五五年一〇月、天王寺区役所) 三九八頁。
- (63) 西南戦争期の大阪陸軍臨時病院での戦傷者は、合計五九九〇人を数えた。『大阪陸軍病院報告摘要』Iによる死者の一位はコレラ四八二人が群を抜いて多く、腸子フス六九人、脚氣三三人等となっている。(『新修大阪市史』第五卷二七〇頁)。
- (64) 靖国神社発行「靖国神社の概要」(リーフレット)による。
- (65) 大江志乃夫前掲書一〇九頁。
- (66) 井上正雄前掲書四四六頁。
- (67) 前掲『大阪借行社沿革誌』。
- (68) 前掲『大阪護国神社史』七〇頁。
- (69) 同前七〇、七九頁。
- (70) 大阪市東区史刊行委員会編・発行『統東区史』(別巻)(一九七九年三月) 四四頁。
- (71) 大阪府立清水谷高等学校一〇〇周年記念事業実行委員会編・発行『清水谷百年史』(二〇〇一年六月) 五八七頁。
- (72) 大阪府立清水谷高等学校校史資料収集整理委員会編著『しみづだに一九〇〇〜一九九〇』(一九九一年五月) 五四頁。
- (73) 同前五五頁。
- (74) 同前五五頁。
- (75) 前掲『清水谷百年史』六一頁。
- (76) 同二九六頁の「同窓生が語る『私たちのこころ』(座談会の発言)や俳人花谷和子「環状線の八月」(『大阪春秋』第九二号、大阪春秋社、一九九八年九月号)に、六〇余年の歳月を経ても「義勇日」の行事が心に刻まれている様子が分かる。
- (77) 拙著「戦時下の社会——大阪の一隅から」の「女学生の見た真田山墓地」二〇九〜二一三頁。
- (78) 大岡欽治・中瀬寿一編『近代大阪の史跡探訪』(一九七五年二月、ナンバー出版) 二〇〇、二〇一頁。
- (79) 細野雲外「不滅の墳墓」(一九三二年二月、巖松堂書店) 二六二頁掲載の引用。
- (80) 本保経雄「ドイツ兵の墓」(一九九七年十月、手稿)。以下ドイツ兵については本保氏のご教示による。
- (81) この記事は塚崎昌之氏のご教示による。
- (82) 芝村篤樹「恐慌期の都市政策」(一九九六年三月、『新修大阪市史』第七巻所収) 五頁。
- (83) 小山仁示・田中はるみ「昭和初期の教育」(同前書所収) 九〇七頁。
- (84) 伊勢戸佐一郎「近代洋風生活の普及」(同前書所収) 八六四頁。
- (85) 大阪市立真田山小学校編・発行『大阪市立真田山小学校創立五〇周年誌』(一九七四年)。
- (86) 前掲『天王寺区史』三八八頁。
- (87) 国立歴史民俗博物館の共同調査と併行して、大阪市史編纂所も旧真田山陸軍墓地に関する史料調査を進めた。そして霊場維持会の協力を得て同会保管の「埋葬人名簿」を大阪市史編纂所がマイクロフィルムに撮影した。国立歴史民俗博物館の共同研究ではその複製を使わせてもらう便を与えられた。「大阪靖国霊場史料」と題されたこのマイクロフィルムは、簿冊の厚さに焦点がうまく合わなかったやうで読めない部分があり、残念ながらこれを使っての解読は今回に合わなかった。またこの簿冊自体が、墓碑の全体を含んでいるかの検討も必要で、今後の検討課題にしておく。
- (88) 前掲『不滅の墳墓』二四三頁。
- (89) 前掲『清水谷百年史』六一頁掲載写真。
- (90) 共同調査で調べた墓碑数は五二九九基だが、Hプロックの二六九基は戦後一九四八年九月二四日の建立であり、Iプロックの二六〇基以上というのは破損した墓碑を積み上げて塚にしてあるため死亡年が読みとれず、この二プロックを差し引いたものが四八七〇基である。
- (91) 原田敬二「国民軍の神話」(二〇〇一年九月、吉川弘文館) 一八三〜二〇一頁。
- (92) 大江志乃夫「植民地領有と軍部」とくに台湾植民地征服戦争の位置づけをめぐ

- つて」(一九七八年九月、『歴史学研究』四六〇号所収)。
- (93) 忠魂碑調査編集委員会編『大阪府忠魂碑等調査集』(一九九五年一〇月、大阪護国神社)三三二頁。なおこの調査は地域によって精粗があり、抜けているものもあるが、とりあえず大阪での傾向をみるために引用する。
- (94) 籠谷次郎『近代日本における教育と国家の思想』(一九九四年七月、阿吡社)三七四頁の指摘では、大阪で忠魂碑建立件数がピークとなる一九一五、一六年と一九二八、二九年は二度の「御大典」記念建設であるという。大阪では一九二八年二四基建立されている。
- (95) この記事は塚崎昌之氏のご教示による。
- (96) この記事は記者の誤記で「遺族」ではなく「准士官」である。
- (97) この記事は塚崎昌之氏のご教示による。
- (98) 本研究報告の資料「旧真田山陸軍墓地被葬遺族からの聞きとり」の下町喜一郎上等兵の場合は、この一事例である。
- (99) 大原康男「続・忠魂碑の研究」(一九八三年九月、『国学院大学日本文化研究所紀要』第五十二輯所収)八〇頁。以下忠霊塔建設運動の経過については、多くはこの論文による。
- (100) 同前八二頁。
- (101) 本康宏史『軍都の慰霊空間——国民統合と戦死者たち——』の「忠霊塔及び忠魂堂建設運動」に、全国化してゆく経過と石川県に於ける具体的展開事例を明らかにしている。
- (102) 大原康男前掲論文九七頁。
- (103) 原田敬一前掲「陸海軍埋葬地制度考」四三二頁。
- (104) 霊場維持会『財団法人大阪靖国霊場維持会の沿革』(一九八一年一〇月)。
- (105) 二〇〇一年五月二八日、情報公開法により筆者が近畿財務局から行政文書の開示をうけ、その一部の写しの交付をうけたものから読み下したものの。
- (106) 大阪市天王寺区在住の米田一子氏から霊場維持会理事の吉岡武氏のご紹介で二〇〇二年二月二四日に聞きとりができた。米田一子氏は結婚してすぐの一九四一年二月に、夫の先祖が祀られている真田山陸軍墓地にお参りに来た。その時、今の納骨堂の所から建物を建てるために墓を移したところで、十日程早く来れば骨を掘っている所に立ち会えたのに、と言われたという話を聞くことが出来た。
- (107) 大原康男前掲論文七七頁。
- (108) 本康宏史前掲書二九九頁。
- (109) 藤井忠俊『兵たちの戦争』(二〇〇〇年一月、朝日選書)二二六頁。
- (110) 小山仁示『改訂大阪大空襲』(初版一九八五年七月、東方出版)付表。
- (111) 同前書 付表。
- (112) GHQ/SCAP調査報告書一五〇号(国会図書館憲政資料室所蔵)「口供書」による。この史料を始め「大阪事件」に関しては、福林徹氏から史料の提供を受け種々ご教示頂いた。
- (113) この五七人の捕虜に関して、初めてその全体像を明らかにしたのは、池田一郎、林耕二、福林徹「米軍機搭乗員処刑『大阪事件』の概要」(一九九六年六月、大阪民衆史研究会編『大阪民衆史研究』第三九号、耕文社、所収)で、「大阪事件」という呼称もこの論文八頁の使用に準拠した。本稿では五五人の殺害事件中、真田山陸軍墓地での五人の事件をとりあげた。
- (114) 註(87)に同じ。
- (115) 福林徹「兵庫空襲の墜落米軍機と捕虜飛行士」(二〇〇一年八月、神戸史学会編『歴史と神戸』第二二七号所収)三〇頁。
- (116) 以下この隠蔽工作については、前掲「米軍搭乗員処刑『大阪事件』の概要」二二―二四頁による。
- (117) 第一復員省とは、一九四五年一月一日陸軍省の廃止後、旧陸軍の復員業務と残務整理を担当した政府機関で、一九四六年六月一日に廃止され、残務は復員庁に引き継がれ一九四七年には厚生省の組織内に移された。
- (118) この記事は塚崎昌之氏のご教示による。
- (119) 前掲「米軍機搭乗員処刑『大阪事件』の概要」二五頁。
- (120) 福林徹前掲論文三〇頁。
- (121) 同前三〇頁。
- (122) 前掲GHQ/SCAP調査報告書。
- (123) 同前。
- (124) 財務省近畿財務局保管「普通財産決議集」には、旧真田山陸軍墓地を「昭和二十年十二月一日引受」と記録している。なおこの近畿財務局保管の一連の史料については、以後も含めて註(105)の経緯で入手したものである。以下本稿では「近財史料」と略記する。
- (125) 近財史料。
- (126) 一九四五年二月一日以後は陸軍省が廃止された後なので、本稿では「旧真田山陸軍墓地」と表記することを原則とした。
- (127) 註(87)に同じ。
- (128) 同前。
- (129) 大蔵省大阪財務局は、一九四九年機構改革で大蔵省は近畿財務局に組み込まれた。なお二〇〇一年四月からは機構改革により財務省近畿財務局になっている。
- (130) 大原康男「神道指令の研究」(一九九三年八月、原書房)一九七頁註(2)。
- (131) 横須賀市役所蔵史料「馬門山海軍墓地について」(一九五六年三月作製、横

須賀地方復員部」収録史料中坂井久能氏が筆写したものをから引用した。文書番号「蔵国第七二六号」。

(132) この件については、本研究報告書収録の山辺昌彦氏の別稿を参照されたい。この数は筆者の集計による。

(133) 近財史料「大阪財務局発、大阪市長中井光治宛 指令第二三三三号」。

(134) 近財史料「国有財産無償貸付契約書」H W第四四三三号。

(135) 村上重良 前掲書二〇二頁。

(136) 大江志乃夫 前掲書三七頁。

(137) 前掲「大阪護国神社五十年史」一九二頁。

(138) 霊場維持会保管史料「旧軍用墓地の処理について」(文書番号 内務省蔵警第二号、蔵国第二六九号)。

(139) 財団法人大阪府遺族連合会「戦後五十周年記念／五十年の歩み」(一九九五年九月)一頁。

(140) 月刊『遺族タイムス』の創刊は一九四八年一月一〇日で、発行所は大阪市天王寺区元町の四天王寺山内の「遺族タイムス社」であった。

(141) 棚橋利光編『四天王寺年表』(一九八九年六月、清文堂出版)二二七～二四一頁。

(142) 「財団法人大阪靖国霊場維持会の沿革」(一九八一年一〇月五日)。

(143) 霊場維持会保管史料。

(144) 同前、文書番号「大阪府指令教社第四六五号」。

(145) 同前史料。

(146) 「軍人墓地」という用語については、原田敬一氏から当初の陸軍(海軍)埋葬地と後の陸軍(海軍)墓地を併せた総合的名称としてはふさわしくない、と筆者の『日本民俗大辞典』の執筆項目への批判を受けた(原田敬一「軍用墓地と日本の近代」大阪歴史学会『ヒストリア』第一七一号、二〇〇〇年九月号所収)。「国家」軍隊が、公的に設けた墓地であるという点を明確にするには「軍用墓地」の方が適当ではないか、ということである。確かに、一九四五年一月以前については、村々や個人の家墓に祀られる軍人の墓地と識別できないとの批判は納得できる。しかし一九四五年一月一日以後、国家の管理を離れて五七年、旧陸海軍墓地を視る遺族や地域の人々の意識は、個人の家墓や村々の軍人墓地の延長線上に旧陸海軍墓地があったのではないだろうか。戦前も含め現在から一括する呼称としては「軍人墓地」は生きている用語だと考える。なお「軍用墓地」は、管見では陸海軍省廃止後の旧陸海軍墓地を、国家機関や地方自治体が指す呼称として使用されていた限定された用例の用語だったのではないかと考える。ただ原田氏が提起した戦前期の軍の管理した墓地を総合的に何と呼ぶかは検討すべき課題で

あろう。

(147) 近財史料文書番号H W第四四三三号。

(148) 霊場維持会保管資料「重要書類綴」簿冊内資料。

(149) 拙稿「旧真田山陸軍墓地に建立された野田村遺族会の墓碑(一九九基について)」(国立歴史民俗博物館研究報告)第八二集、一九九九年三月、所収)に、この事例をとりあげて考察した。

(150) 註(148)に同じ。

(151) 前掲「戦後五十周年記念／五十年の歩み」二、三頁。

(152) 靖国神社崇敬奉賛会「靖国神社創立百三十記念事業と崇敬奉賛会のしおり」の「設立趣意書」。

(153) 田中伸尚「反忠／神坂哲の七二万字」(一九九六年七月、一葉社)二四三頁。

(154) 赤澤史朗「戦後日本の戦争責任論の動向」(二〇〇一年三月、『立命館法学』第二七四号所収)一三八頁。

(155) 田中伸尚・田中宏・汲田永実「遺族と戦後」(一九九五年七月、岩波新書)四三頁。

(156) 同前書五六頁。

(157) 同前書三一頁。

(158) 霊場維持会保管資料議事録。

(159) 霊場維持会保管史料。

(160) 先に見た霊場維持会結成以前から清掃・献花をしていた天王寺婦人会の例や、霊場維持会保管資料の中には天理教やポリスカウトの奉仕の例等が見られる。それ以外には個人での奉仕等もあったと思われるが、団体のまとまった運動として行われたいと記録には残されない。遺族の聞きとりでは周辺の清掃や献花をしているケースは少なくなかったと思われる。

(161) 表17の徽章費の費目による。

(162) 霊場維持会保管史料。

(163) 同前。

(164) 忠魂碑の建立を募金などにより実現しようとする、最低その前年からの取り組みが不可欠である。従って一九五三年の一二基の忠魂碑建碑は、一九五二年からの建碑運動の結果と見るべきであろう。

(165) 前掲拙稿「旧真田山陸軍墓地に建立された野田村遺族会の墓碑(一九九基について)」では、現在の堺市での事例をとりあげている。また泉佐野市では一九五四年二月に市の墓地公園の中に慰霊塔を建てたがその周囲をとりまいて約三〇〇基の市域出身者の軍人墓碑を建立している。

(166) 吉川秀一「真田山旧陸軍墓地の英霊と父秀信」(一九八五年一月、中野公策

編・発行『大阪と八連隊』所収）四一八頁。

(167) 同前四一七頁。

(168) 霊場維持会保管史料。

(169) 同前。

(170) 同前。

(171) 同前。

(172) 吉川秀一前掲文四一九頁。

(173) タカラベルモンント株式会社発行『タカラベルモンント75年史／美しい人の世紀へ』（一九九七年三月）四三頁。吉川秀信は本門仏立宗本山宥清寺責任役員にも就任した。

(174) 前掲『タカラベルモンント75年史／美しいひとの世紀へ』一七二頁。

(175) 霊場維持会保管史料。

(176) 大阪府指令福指第一五一一二号「平成八年五月二七日付けで申請のあった寄附行為の一部変更を認可します。平成八年九月二七日 大阪府知事 山田勇」。

(177) 霊場維持会保管史料。

(178) 国立歴史民俗博物館『研究年報』（一九九五年度）（一九九七年三月）一二頁。

(179) 同前。

(180) 同前（一九九六年度）（一九九八年三月）一二頁。

(181) 同前。

(182) 例えば吉川秀一「真田山陸軍墓地の英霊と父秀信」前掲文の四二〇頁。

〔追記〕

第一章第六節「一五年戦争と「忠霊堂」（納骨堂）の建設」中、納骨堂の建設時期と寄贈団体は不明と記述した。原稿を納めた後で、その概要が分かる史料が見つかり、その経緯を含めた別稿「真田山陸軍墓地納骨堂建設の諸問題」を執筆した。大阪歴史学会『ヒストリア』に近く掲載される予定である。詳しくは別稿を参照して頂きたい。結論だけ報告すると、一九四三年八月二五日、大阪仏教会が「仮忠霊堂」として軍に献納したものであった。

（関西大学非常勤講師、国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇〇二年五月一〇日受理、二〇〇二年七月二日審査終了）

History and Transition of the Former Sanadayama Army Cemetery

YOKOYAMA Atsuo

This paper deals with the history of the first army cemetery in Japan at Sanadayama and the transitions undergone at the cemetery after the Japanese army was abolished.

Chapter 1 presents an analysis of the circumstances surrounding the establishment of a burial ground for soldiers at Sanadayama in 1871 as part of an army-building strategy. On that occasion, a shrine dedicated to the spirits of the war dead (shokonsha) was also built on the same spot. After the Seinan War, however, a great memorial service (shokonsai) for those killed in the war was held in a location away from Sanadayama, in the site of Osaka Castle. Since then, Sanadayama came to be regarded as being specifically a burial ground and the cemetery itself expanded over time. Nevertheless, as the Russo-Japanese War brought about an unexpected rise in the number of war dead, the cemetery began to run out of room to build the type of graves it had been building until that point. Therefore, it is thought, that communal graves according to rank were introduced. Furthermore, when the Osaka City Sanadayama Elementary School was built using some of the land belonging to the Sanadayama Army Cemetery, not only were the graves in that region transferred to other locations but a large-scale renovation of the entire cemetery, it seems, was carried out as well. This is believed to have formed the basis of the appearance we see today.

Later on, as the "Fifteen-years War" broke out and the number of war dead increased even further, the remains of all of the deceased were buried in communal graves and individual graves were no longer used. These communal graves were not separated according to rank but gathered all the war dead under one grave. Still later, when it became popular to build a memorial monument for loyal war dead (chureito), a "provisional chureito" was built in wood at the Sanadayama Army Cemetery but the war situation intensified, preventing it from being rebuilt into a full-scale monument. The provisional monument serves as a repository containing the remains of over 43,000 people. Although the cemetery was struck by air raids, the repository was not burned and so the pre-war appearance was passed down to the post-war age.

Chapter 2 focuses on the religious services and care and maintenance of the former

Sanadayama Army Cemetery after the Department of the Army was abolished, analyzing the reasons why the appearance of the pre-war army cemetery has been preserved until now. The Osaka Foundation for the Preservation of Yasukuni Shrine was established in order to take charge of the religious services at Sanadayama. Special attention was paid to its transition.

At the same time, the paper also makes reference to the process of a completely unrelated incident introduced in an earlier study, where the crew of a US plane was killed by the military police at the Sanadayama Army Cemetery, just after the war. Additional reference is made to the significance of the research on the Cemetery began in the academic year of 1995 by the National Museum of Japanese History and of the preservation movement started on the initiative of the researchers.